

平成 27 年度末に中（長）期目標期間
が終了する法人の業務及び組織の
見直しについての意見

平成 27 年 11 月 17 日

独立行政法人評価制度委員会

総務省	国立研究開発法人情報通信研究機構	...	9
財務省	独立行政法人酒類総合研究所	...	25
文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	...	36
	独立行政法人大学入試センター	...	42
	独立行政法人国立青少年教育振興機構	...	46
	独立行政法人国立女性教育会館	...	50
	独立行政法人国立科学博物館	...	54
	国立研究開発法人物質・材料研究機構	...	58
	国立研究開発法人防災科学技術研究所	...	63
	国立研究開発法人放射線医学総合研究所	...	66
	独立行政法人国立美術館	...	69
	独立行政法人国立文化財機構	...	72
	独立行政法人教員研修センター	...	76
厚生労働省	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	...	109
農林水産省	独立行政法人家畜改良センター	...	120
	独立行政法人種苗管理センター、	...	122
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、		
	国立研究開発法人農業生物資源研究所、		
	国立研究開発法人農業環境技術研究所、		
	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	...	126
	国立研究開発法人森林総合研究所	...	128
	独立行政法人水産大学校、	...	131
経済産業省	国立研究開発法人水産総合研究センター		
	独立行政法人経済産業研究所	...	159
国土交通省	独立行政法人工業所有権情報・研修館	...	161
	国立研究開発法人土木研究所	...	171
	国立研究開発法人建築研究所	...	173
	国立研究開発法人海上技術安全研究所、	...	174
	国立研究開発法人港湾空港技術研究所、		
	国立研究開発法人電子航法研究所		
	独立行政法人航海訓練所、	...	177
	独立行政法人海技教育機構		
	独立行政法人航空大学校	...	179
	独立行政法人交通安全環境研究所、	...	181
	自動車検査独立行政法人		
	国立研究開発法人国立環境研究所	...	209
環境省			
文部科学省	国立大学法人(86 法人)・大学共同利用機関法人(4 法人)	...	214

総務省

平成 27 年度末に中長期目標期間が終了する総務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、Ⅰに示すとおりである。貴省におかれては、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、総務大臣所管の国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「本法人」という。）に関し、平成 27 年度末の中長期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的な意見はⅡに示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

Ⅰ．各大臣所管法人共通

第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中（長）期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、
 - ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
 - ・ ICT やテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
 - ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研

究シーズの相互利用の活性化
などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるPDCAサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う。
- ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する。
- ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。

といった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみならずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

- 1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあつては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

- 2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

- 3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされる

よう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。その際、

- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
 - ② 研究開発にあつては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
- などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと統合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。
- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。
- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意し

つつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

Ⅱ．国立研究開発法人情報通信研究機構

第1 研究業務の目標設定

1 研究成果の最大化

目標策定指針においては、国立研究開発法人の目標について、「一定の事業等のまとまり」(注) ごとに目標を設定するものとしている。

しかしながら、本法人の現中長期目標における評価の単位は、研究開発については、「我が国の活力強化に貢献する研究開発の重点化」、「ニーズを適切に踏まえた研究支援業務・事業振興業務の実施、その他」のほか、第3期中長期計画の別表にあるとおり、「新世代ネットワーク技術」、「光ネットワーク技術」等16項目となっている。これら項目は、財務諸表におけるセグメント6つのうち、本法人自ら行う研究開発分野の「ネットワーク基盤技術」、「ユニバーサルコミュニケーション基盤技術」、「未来ICT基盤技術」、「電磁波センシング基盤技術」の4つのまとまりを中心にさらに16項目に細分化したものである(資料1参照)。

平成27年8月の情報通信審議会情報通信技術分科会技術戦略委員会における「新たな情報通信技術戦略の在り方」では、重点研究開発分野として、平成28年度以降の本法人が行う研究開発の方向を「センシング&データ取得基盤分野」、「統合ICT基盤分野」、「データ利活用基盤分野」、「情報セキュリティ・耐災害ICT基盤分野」、「フロンティア研究分野」の5分野を掲げている(資料2参照)。

目標策定指針では、法人の長から、法人の資源(予算、人事、組織等)配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が評価の結果を業務の遂行に適切に反映できる単位として、法人内部の縦割りを助長することのないよう十分留意して「一定の事業等のまとまり」を設定することとしている。

このため、次期中長期目標においては、新たな情報通信技術戦略の在り方を踏まえ、「一定の事業等のまとまり」を適切に定め、その単位を基本としてアウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定し、研究内容を適切に評価できる評価軸を設定する仕組みを構築するとともに、目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制を構築するものとする。

(注)「一定の事業等のまとまり」とは、目標策定指針において、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位」であり、「具体的には、法人の長から、法人の資源(予算、人事、組織等)配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位」とされている。

2 中長期目標期間を超えた時間軸の設定

Iの第3に示しているとおり、「研究開発については工程表の活用等により、可能な限り研究成果の達成水準・達成時期の段階的な明確化」としている

ころであり、本法人では、情報通信審議会情報通信技術分科会技術戦略委員会において 2020 年までの研究分野における工程表が示されている（資料 3 参照）。

しかしながら、情報通信分野の研究開発スピードは非常に速いものの、アウトカムへの貢献や実現につながるのは研究開発成果が創出されてから相当期間経過した後である。

このため、中長期目標の策定にあたっては、本法人が達成すべき成果が的確に評価できるように、具体的な達成水準を定める目標の設定を行った上で、中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮するものとする。

3 テストベッドに関する目標

テストベッド研究開発は、本法人が自ら行う研究開発だけでなく、企業や大学等にオープンに開放する試験環境である。

しかしながら、現中長期目標期間の評価では、論文数や特許出願数を参考指標としており、テストベッドの有効性の観点から、市場の創出や国際競争力の面で具体的な評価が実施できていない。

よって、次期中長期目標では、実用化への橋渡しやベンチャー・中小・中堅企業等の育成等我が国全体としての研究開発成果の最大化の観点から評価が行えるようにするものとする。

その際、

- ① ハイレベルな研究開発を行うためのテストベッドが構築できているかといった観点
- ② テストベッド利用者にとり、研究開発成果を実装したテストベッドの利用が有益な技術実証・社会実証につながっているかといった観点から適切な評価軸を設定するものとする（資料 4 参照）。

第 2 事務及び事業の見直し

1 繰越欠損金解消に向けた取組の強化

基盤技術研究促進勘定の繰越欠損金については、平成 22 年度以降の新規採択は終了し、既存の管理のみとなっている。

しかしながら、平成 26 年度の基盤技術研究促進勘定では、経常収益 6,967 万円に対し、経常費用 6,940 万円となっており（資料 5 参照）、年度末の繰越欠損金は 573 億円となっている。

このため、受託者への助言・指導を引き続き強化しつつ、独立行政法人会計基準が平成 27 年 1 月に改訂されたことも踏まえ、これまで以上のコスト意識を持って、繰越欠損金の解消や受託者からの収益納付・売上納付に向けた取組を引き続き行うとともに、事業の効果の把握及び検証を実施するものと

する。

なお、出資勘定についても、出資価値の向上に向けた取組を引き続き行うものとする。

2 海外連携センター

本法人は、海外連携センターを3か所設置しており、平成26年度業務実績評価等では、海外連携センターについて、現地でなければ対応が困難な政策及び研究開発に関連する情報の収集・調査の実施、研究開発における拠点主導型の国際連携機能の強化、現地の利を活かした情報の発信、人材発掘及び国際共同研究の支援等を行っており、本法人がグローバルな競争、協調等、国際戦略に基づく研究開発を行う上で必要であるとされている。

また、海外連携センターでは、有識者や専門家との人脈を形成して現地でしか入手できない貴重な情報の収集と分析を行い、これらをいち早く本法人内での研究活動に活かせるように提供しているとされている。

しかしながら、研究内容について公表できないものもあり得るが、海外連携センターの調査の結果、国際共同研究に結びついた件数や国内での新たな研究開発の開始など具体的な成果を評価対象としておらず、海外連携センターの業務を適切に評価できていない。

したがって、次期中長期目標においては、本法人の研究成果の最大化の観点を十分踏まえ、海外連携センターに関する目標を定めるものとする。

3 研究推進体制の見直し

本法人は、日本全体で研究成果の最大化を図るため、情報通信分野におけるオープンイノベーションの拠点となることが期待されている。企業、大学等と連携した研究開発を活性化させるためには、研究の支援体制が重要となる。

これまでも、本法人では社会還元促進部門、産学連携部門及び産業振興部門として、研究開発の支援、知的財産の管理、連携研究及び事業支援化に取り組んで来たところである。しかし、組織がそれぞれ独立した体制であることから、研究開発プログラムを一体的に支援する体制としては改善の余地がある。

このため、次期中長期目標の策定にあたり、これまでの研究支援等の成果を検証した上で、例えば、大学で設置され始めている「リサーチ・アドミニストレーター」(注)のような専門人材を強化する必要があるか等を検討し、研究開発成果を最大化することを目的とした支援体制の改善を中長期目標に明記するものとする。

なお、人材・体制を強化するにあたっては、安易に組織を肥大化するようなことはせず、現状の人的リソースを上手く活用しながら進めていくものと

する。

(注) 我が国の大学等では、研究開発内容について一定の理解を有しつつ、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等をマネジメントする人材が十分ではないため、研究者に研究活動以外の業務で過度の負担が生じている状況。このような状況を改善するため、研究者の研究活動活性化のための環境整備及び大学等の研究開発マネジメント強化等を行う人材のこと。

参 考 資 料

資料1 年度評価と中長期目標期間の見込み評価の結果

中期目標（中期計画）		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	見込 評価
I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項						
我が国の活力強化に貢献する研究開発の重点化		B	A	A	B	B
ニーズを適切に踏まえた研究支援業務・事業振興業務の実施、その他		A	A	A	B	B
新世代ネットワーク技術		A	AA	A	A	A
光ネットワーク技術		AA	AA	AA	S	S
テストベッド技術		AA	A	A	A	A
ワイヤレスネットワーク技術		AA	A	AA	A	S
宇宙通信システム技術		A	A	A	B	B
ネットワークセキュリティ技術		A	AA	AA	A	A
多言語コミュニケーション技術		AA	AA	AA	S	S
コンテンツ・サービス基盤技術		A	A	A	A	A
超臨場感コミュニケーション技術		A	A	A	B	B
脳・バイオICT		A	A	A	A	A
ナノICT		A	A	A	B	B
量子ICT		AA	AA	AA	A	A
超高周波ICT		A	A	A	B	B
電磁波センシング・可視化技術		A	A	A	B	B
時空標準技術		AA	AA	AA	B	A
電磁環境技術		A	A	A	B	B
II. 業務運営の効率化に関する事項		B	A	A	B	B
III. 財務内容の改善に関する事項		A	A	A	B	B
IV. その他の事項		A	A	A	B	B

（注）26年度より評定の定義が変更されている。（「B」を標準とする。）

資料 2

「新たな情報通信技術戦略の在り方」(平成 26 年 12 月 18 日付諮問第 22 号) 中間答申 (抄)

第 2 章 新たな情報通信技術戦略の方向

2.4 ソーシャル ICT 革命を推進するために必要な技術分野

2.1 で述べた世界最先端の「社会全体の ICT 化」(「ソーシャル ICT 革命」)を推進するためには、次のような最先端の ICT の対応能力(Power)が必要であり、それを実現する基底的・基盤的技術の研究開発に重点的に取り組むことが必要である。

(1) 社会を観る能力 (Power)

「社会を観る」能力として、多様なモノや環境に導入された IoT デバイスにより広範なデータ収集を行うことを可能とするセンサーネットワーク技術や、地球規模の広域まで超高分解能で社会・環境を見守ることができる電磁波センシング技術等の「センシング&データ取得基盤分野」の技術が重要になる。

(2) 社会を繋ぐ能力 (Power)

「社会を繋ぐ」能力として、2020 年代には現在の 1000 倍以上の通信量が見込まれている中で、膨大な数の IoT デバイス等からのネットワークへの接続要求に応えとともに、ICT システムのリアルタイム制御を行うために情報伝達遅延を最小化した革新的なネットワーク等の「統合 ICT 基盤分野」の技術が重要になる。

(3) 社会(価値)を創る能力 (Power)

「社会(価値)を創る」能力として、膨大な情報をもとに、人工知能も活用したビッグデータ解析により新しい知識や価値を創造するとともに、それらを人に優しく、あらゆる人に最適な形で提供することを可能とする、ユニバーサルコミュニケーション技術(自動翻訳等)、アクチュエーション技術(ロボット制御等)、感動・臨場感をリアルに伝える超臨場感映像技術等のような「データ利活用基盤分野」の技術が重要になる。

(4) 社会(生命・財産・情報)を守る能力 (Power)

「社会(生命・財産・情報)を守る」能力として、ネットワークやその中を流通する情報・コンテンツを急増するサイバー攻撃等から守る「情報セキュリティ分野」や、国民の生命・財産を守るために災害に強い ICT を実現する「耐災害 ICT 基盤分野」の技術が重要になる。

(5) 未来を拓く能力（Power）

「未来を拓く」能力として、将来のイノベーションのシーズを育てる抜本的なブレークスルーにつながる先端的な基盤技術を創出する「フロンティア研究分野」が重要になる。

（注）本文中の下線は当委員会が付した。

資料 3

「新たな情報通信技術戦略の在り方」（平成 26 年 12 月 18 日付諮問第 22 号）中間答申（抄）

参考資料 1 「重点研究開発課題に関する工程表」（抜粋）

(1) サイバーセキュリティ技術

主な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	「PSR2.0 計画」の4 年戦略（2020年～） 「成長戦略（2020年～）」
(1)-① 未来型サイバー セキュリティ技術 の研究開発	サイバー攻撃 観測網の構築・ 運用 ・日本最大の観測網構築 ・柔軟な異種センサー 切替機能の実現	能動的サイバー攻撃観測網の研究開発 ・パッシブセンサー、アクティブセンサー、ユーザ通達セン サー等を融合したより柔軟かつ網羅的な自律的観測技術の確立 ・新たなサイバー攻撃も適宜観測対象に取込み			能動的サイバー攻撃観測網の試験運用 ・能動的観測網のフィールドテスト		2016年以降 新型分析技術・可視 化技術を随次技術移 転し、社会に実展開
	サイバー攻撃 分析・可視化 基盤技術の確立 ・各種センサーからの 多角的入力を用いた 分析基盤技術の確立	複合型サイバー攻撃分析・可視化技術の研究開発 ・次世代型トラフィック分析技術・マルウェア分析技術の確立 ・可視化による脅威セキュリティオペレーション技術の確立 ・SNS等の情報を含めた複合型サイバー攻撃分析・可視化技 術の確立			分析・可視化技術の試験運用 分析・可視化技術の方式高度化 ・複合型分析・可視化技術のフィールド テスト ・フィールドテストに基づく方式高度化		2020年東京オリン ピック・パラリン ピック競技大会関連 のシステム等に純国 産の未来型セキュリ ティ技術を導入し、 五輪の安全確保に貢 献

資料 4

「新たな情報通信技術戦略の在り方」（平成 26 年 12 月 18 日付諮問第 22 号）中
間答申（抄）

第 4 章 研究開発等の推進方策

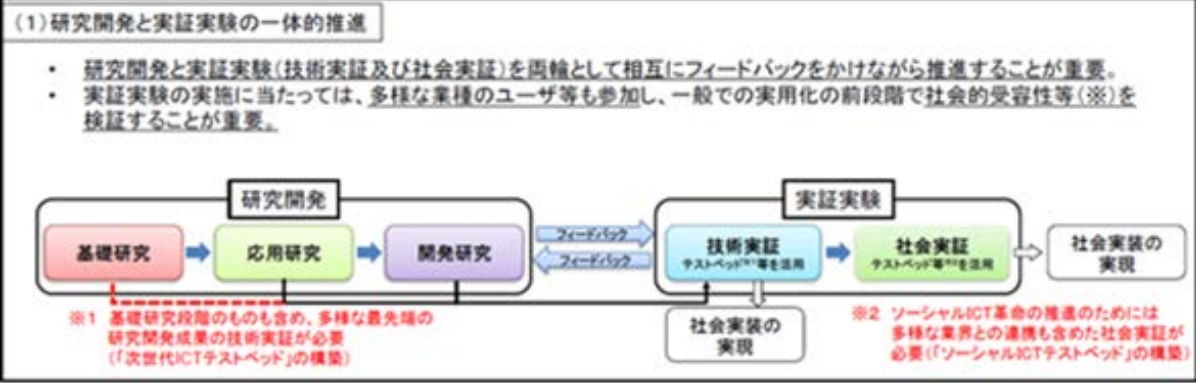
4.2 テストベッドの構築・活用について

（１）実証実験とテストベッドの関係

	概要	想定される事例
技術実証	基礎研究段階のものも含め、最先端の研究開発成果を実装したテストベッドを外部研究機関等にオープンに開放し、技術的な達成レベルや効果等を客観的に検証するもの。（「次世代ICTテストベッド」）	① 実証実験ネットワークにおいて、新規開発した通信装置を導入し、通信事業者、メーカー等が実運用に近い環境において機能・性能の検証を行う。
社会実証	研究開発成果を実装したテストベッドを多様な業種のユーザ等にも使いやすい形でオープンに開放し（あるいは研究開発成果を実装した機器を社会環境に持ち込み）、一般での実用化の前段階で社会的受容性等を検証するもの。（「ソーシャルICTテストベッド」）	① 鉄道線路沿いの斜面に超省電力センサーを設置して、鉄道会社が土砂崩れ等の監視・被害予測の検証を行う。 ② 対話型ネットワークロボットを介護施設等に持ち込んで高齢者等の反応による検証を行う。

（※）ここでの社会的受容性とは、技術適用性、ユーザ利便性、コスト受容性などを含め、地域社会や国民から受け入れられること

（２）研究開発と実証実験の一体的推進



資料 5

基盤技術研究促進勘定の収支、総利益について（現中長期目標期間）
（単位：千円）

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
経常費用	231, 119	68, 796	64, 700	69, 399
うち人件費	65, 121	44, 251	44, 951	45, 229
経常収益	131, 414	94, 352	90, 321	69, 672
うち事業収入	39, 556	54, 843	55, 529	38, 106
当期総利益	△ 99, 766	17, 762	20, 347	233

（注）財務諸表に基づき当委員会で作成

法人の概要 国立研究開発法人情報通信研究機構

所管	総務省	主管課	情報通信国際戦略局技術政策課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31 (5 年)
沿革	昭 27.8 郵政省電波研究所 → 昭 63.4 郵政省通信総合研究所 → 平 13.1 総務省通信総合研究所 → 平 13.4 独立行政法人通信総合研究所 (*)			昭 54.8 通信・放送衛星機構 → 平 4.10 通信・放送機構 (*)	
	平 16.4 (*)統合 → 独立行政法人情報通信研究機構 → 平 27.4 国立研究開発法人情報通信研究機構				
組織体制	所在地: (本部)東京都小金井市貫井北町4-2-1 (研究所)ワイヤレスネットワーク研究所(神奈川県横須賀市)、ユニバーサルコミュニケーション研究所(京都府精華町)、未来ICT研究所(兵庫県神戸市) (センター)耐災害ICT研究センター(宮城県仙台市)、鹿島宇宙技術センター(茨城県鹿嶋市)、テストベッド研究開発推進センター(東京都千代田区)、北陸 Star BED 技術センター(石川県能美市)、脳情報通信融合研究センター(大阪府吹田市)、沖縄電磁波技術センター(沖縄県恩納村) (電波送信所)おおかどや山標準電波送信所(福島県田村市)、はがね山標準電波送信所(佐賀県佐賀市) (海外連携センター)アジア連携センター(タイ・バンコク)、北米連携センター(アメリカ合衆国・ワシントン)、欧州連携センター(フランス・パリ)				
役員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤5)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 404 人 非常勤職員数: 583 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	【国立研究開発法人情報通信研究機構法第4条】 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。				
業務の範囲	【国立研究開発法人情報通信研究機構法第 14 条第1項】 1. 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。 2. 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。 3. 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。 4. 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。 5. 無線設備(高周波利用設備を含む。)の機器の試験及び較正を行うこと。 6. 3から5の業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。 7. 1、2及び6の業務に係る成果の普及を行うこと。 8. 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。 9. 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。 10. 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。 11. 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。 12. 1から 11 の業務に附帯する業務を行うこと。 【国立研究開発法人情報通信研究機構法第 14 条第2項】 13. 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成 10 年法律第 53 号)第4条に規定する業務 14. 基盤技術研究円滑化法(昭和 60 年法律第 65 号)第7条に規定する業務 15. 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律(平成 13 年法律第 44 号)第4条に規定する業務 16. 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第 35 号)第6条に規定する業務 17. 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第 54 号)第4条に規定する業務				

平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額) (単位: 百万円)

収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	30,281	29,365	29,676	28,071	27,387	事業費	25,316	26,708	26,369	27,887	26,225
科学技術戦略推進費補助金	2	6	-	1	-	(研究業務関係経費)	(24,558)	(26,123)	(25,755)	(27,374)	(25,750)
先導的創造科学技術開発費補助金	-	-	0	-	-	(通信・放送事業支援業務関係経費)	(536)	(519)	(566)	(469)	(430)
施設整備費補助金	1,230	7,224	49,889	43	49	(民間基盤技術研究促進業務関係経費)	(206)	(50)	(49)	(45)	(45)
情報通信利用促進支援事業費補助金	467	466	522	432	404	(通信・放送承継事業費)	(16)	(16)	(-)	(-)	(-)
貸付回収金	67	15	-	-	-	施設整備費	1,230	9,803	53,358	881	2,391
業務(事業)収入	155	159	146	103	84	受託経費	15,399	5,309	6,788	12,932	18,726
受託収入	15,400	5,309	6,788	12,932	18,726	借入償還金	28	-	-	-	-
その他の収入	756	395	386	341	311	支払利息	0	-	-	-	-
						一般管理費	2,272	2,142	2,055	1,969	1,945
合計	48,358	42,939	87,406	41,922	46,962	合計	44,246	43,962	88,570	43,669	49,287

財務省

平成 27 年度末に中期目標期間が終了する財務大臣所管独立 行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講 ずる措置の内容についての意見

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、Ⅰに示すとおりである。貴省におかれては、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、財務大臣所管の独立行政法人酒類総合研究所（以下「本法人」という。）に関し、平成 27 年度末の中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的な意見はⅡに示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

Ⅰ．各大臣所管法人共通

第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中（長）期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、
 - ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
 - ・ I C Tやテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
 - ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用の活性化

などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるPDCAサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う。
- ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する。
- ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。

といった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみならずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的か

つ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

- 1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあっては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

- 2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

- 3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされるよう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目

標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。
その際、

- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
 - ② 研究開発にあっては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
- などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと整合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。
- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。
- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意しつつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の

共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

Ⅱ．独立行政法人酒類総合研究所

第1 業務体制の見直し

1 研究開発成果の最大化

本法人は、国税庁では対応が困難な酒類に関する高度な分析・鑑定業務等、国税庁の行政事務の一部を担う法人である。

一方、改革方針において、中期目標管理型の法人と整理されたものの、分析及び鑑定の理論的裏付けとなる調査・研究や高度な分析及び鑑定に伴う手法の開発等も重点的に行っているところである。

また、現中期目標期間中、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（資料 1 参照）においてクールジャパンの推進が国家戦略として位置付けられたことを受け、本法人の中期目標を期中で改正し、日本産酒類の輸出促進という新たな政策課題に対する取り組みが業務として拡充されたところである。

したがって、本法人の中期目標管理法としてのミッションについて、新たな政策課題への対応を踏まえた国税庁の中での位置づけをより一層明確にした上で、研究開発業務については目標策定指針における国立研究開発法人の準用規定に基づき、適切な評価軸を検討・設定し、法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、国立研究開発法人における第一の目的である研究成果の最大化に向けた中期目標を策定するものとする。

また、「酒類の分析・鑑定」や「酒類の品質及び安全性の確保」等を目的として国税局鑑定官室が行う業務（資料 2 参照）との関係を示した上で、本法人がこれらの業務を行う必要性について明確にするものとする。

さらに、適正かつ厳正な評価に資する「一定の事業等のまとまり」^(注)をどのように設定するのか、それに伴い現行組織を見直す必要がないかについても検討した上で、目標の達成時期や国及び社会に対する効果についても次期中期目標で明確に示すものとする。

(注)「一定の事業等のまとまり」とは、目標策定指針において、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位」であり、「具体的には、法人の長から、法人の資源（予算、人事、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位」とされている。

2 東京事務所の移転に伴う組織・業務の見直し

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、東京事務所（東京都北区）を広島事務所（広島県東広島市）内に移転することが、平成 27 年 6 月 30 日の「まち・ひと・しごと創生本部」で決定された。

本法人では、この決定を受けて平成 27 年 7 月 10 日に移転を実施したところであるが、①今回の移転は、地方創生の一環である政府機関の移転第 1 号

であり、広島移転に係る政策の効果がどう表れたか、また、②2つの事務所を1つに統合したことに伴う内部統制の機能強化やコスト削減の効果がどう表れたか、について次期中期目標期間中に検証するものとする。併せて、組織・業務についても更なる見直しを行い、次期中期目標期間中の可能な限り早期に組織の合理化及び業務の効率化を着実に実施するものとする。

3 新たな政策課題に対する取組について

酒類の品質評価業務（鑑評会の実施）や酒類及び酒類業に関する講習業務は、「平成22年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月26日政策評価・独立行政法人評価委員会）において指摘されたとおり、民間で実施可能なものは民間で実施することをより徹底し、民間による単独実施や共催化に取り組んできたところである。

一方、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」においてクールジャパンの推進が国家戦略として位置付けられ、本法人の中期目標を期中に改正されたところである。

しかしながら、中期目標においては、「日本産酒類の競争力を更に高めていくためには、公的機関による酒類の品質の確保が有効であり、そのための支援に係る業務を拡充する」としか記載されておらず、具体的に本法人が行うべき業務を主務大臣として明らかとしていない。このため、日本産酒類の輸出環境整備に関する国税庁の最近の取り組みにおいて、本法人が「海外の酒類教育機関の日本酒講座に対する支援」や「日本酒ラベルの用語事典を作成」を実施したとされているが、このことを適切に評価できる仕組みとなっていない。

また、従来から実施されている品質評価業務である鑑評会等については、改革方針で示された内容しか中期目標に記載されていない。

このため、次期中期目標の策定にあたっては、日本産酒類の競争力を更に高めていくために本法人が行う必要のある業務を明確化した上で、品質評価や講習業務については、その目的や必要性等を明確に再整理した上で、実施回数や参加者の満足度だけではなく、鑑評会や講習の実施によってどのような政策効果が得られたのか、適切な目標を設定するものとする。その際、改革方針において指摘のあったとおり、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化していくものとする。

なお、共催で実施するもののうち、赤字のある業務については、その解消に向けて取り組んでいくものとする。

参 考 資 料

資料 1

「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抄）

第Ⅱ． 3つのアクションプラン

三． 国際展開戦略

2． 海外市場獲得のための戦略的取組

③クールジャパンの推進

伝統文化・地域文化など、日本の豊かな文化を背景としたコンテンツ、日本食・日本産酒類などの「日本の魅力」を効果的に発信し、産業育成や海外需要の取り込みに結実させるため、クールジャパンを国家戦略と位置付け、官民一体となって取組を強化する。

○日本食、食文化の海外展開・日本産酒類の輸出促進

- ・日本産酒類については、2020 年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指し、国際イベント、外交上のレセプション・会食、主要な国際空港、「酒蔵ツーリズム」などを通じた発信に取り組むとともに、日本食とも連動した効果的な商談会の実施などにより海外での販路を充実させ、官民連携による輸出の増加を図る。このため、「日本産酒類の輸出促進連絡会議」を活用し、総合的な輸出環境整備を進める。

資料 2

国税局鑑定官室が行う業務について

国税庁とは

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和 24 年に設置されました。国税庁の下には、全国に 12 の国税局（沖縄国税事務所を含む。）、524 の税務署が設置されています。そのほか、税務職員の教育機関である税務大学校や納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所を含めると、約 56,000 人の職員が働いています。

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、そのための任務として「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」が定められています。



国税庁技術系のフィールド

国税庁の任務のうち、間接国税課税物件（酒類及び揮発油等）の適正かつ公平な賦課、酒類業の健全な発達を図るための技術的事項を担当する部門として、国税庁に鑑定企画官、全国の国税局に鑑定官室が設置されています。

国税局鑑定官室は、国税庁鑑定企画官の命を受け、「酒類や揮発油の分析・鑑定」や、「酒類の品質及び安全性の確保」等を目的とした様々な事務を行っています。

また、国税庁鑑定企画官・国税局鑑定官室と共に酒類行政の技術的分野を支える組織である(独)酒類総合研究所と緊密な連携を図り、双方の効率的・効果的な運営に努めています。



（出典：国税庁総合職技術系 2015 採用案内（パンフレット））

法人の概要 独立行政法人酒類総合研究所

所管	財務省	主管課	国税庁課税部酒税課・鑑定企画官			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	明 37.5 大蔵省醸造試験所 → 昭 18.11 大蔵省主税局醸造技術課 → 昭 20.3 大蔵省主税局醸造試験所 → 昭 24.6 国税庁酒税課醸造試験所 → 昭 34.4 国税庁醸造試験所 → 平 7.7 国税庁醸造研究所 → 平 13.4 独立行政法人酒類総合研究所										
組織体制	所在地： 広島県東広島市鏡山3－7－1										
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2)（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 43 人 非常勤職員数： 35 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人酒類総合研究所法第 3 条】 酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人酒類総合研究所法第 12 条】 1. 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。 2. 酒類の品質に関する評価を行うこと。 3. 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。 4. 1から3に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。 5. 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 6. 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。 7. 1から6の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	1,074	1,018	965	956	954	業務経費	385	381	330	351	315
受託収入	13	－	10	17	33	一般管理費	213	209	258	227	236
自己収入	50	48	58	57	44	人件費	441	367	389	414	447
						受託経費	13	－	10	17	33
合計	1,137	1,066	1,034	1,031	1,031	合計	1,052	957	987	1,009	1,031

文部科学省

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する文部科学 大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検 討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、Ⅰに示すとおりである。貴省におかれては、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、文部科学大臣所管の 11 法人（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人教員研修センター）に関し、平成 27 年度末の中（長）期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的な意見はⅡ以下に示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

Ⅰ．各大臣所管法人共通

第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中（長）期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に

資するよう、

- ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
- ・ I C Tやテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
- ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用の活性化

などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるP D C Aサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う、
 - ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する、
 - ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る
- といった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性

に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみならずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

- 1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあっては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

- 2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法

人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされるよう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。その際、

- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
- ② 研究開発にあつては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと整合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。
- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部

門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。

- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意しつつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

Ⅱ．独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

第1 事務及び事業の見直し

1 国の政策・施策に即応した調査研究の実施

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「本法人」という。）は、特別支援教育に関する喫緊の課題に対応した研究や、重要性が高い課題に関する研究を実施しており、平成 27 年度においては、知的障害教育における教育課程の在り方、自閉症のある児童生徒の自立活動の指導など、15 の課題について研究を実施している。

一方、文部科学省では、平成 26 年 1 月、障害者の権利に関する条約を批准したことに伴い、特別支援教育について、インクルーシブ教育（障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み）システムを構築していくとの方向性を打ち出しており、本法人においては、今後、このような国の特別支援教育に関する政策・施策の方向性に即応した研究を実施し、その成果を普及していくことが求められる。

このような中、①現中期目標においては、中期目標期間においてどのような必要性やニーズにより個々の調査研究を行うのか、また、それらの必要性やニーズを踏まえ、いつまでにどのような成果を得るのか、さらに、どのように普及を進め、特別支援教育の現場の改善等にどのように生かすのか等について明確に示されていない。また、②文部科学省では、次期中期目標期間に向けての本法人の「見直し内容」において、教育現場のニーズに対応した研究を行うこととし、その成果について、教育現場に還元するとともに、研修事業に取り入れることとしているが、今後、インクルーシブ教育システムの構築の流れに即応して次期中期目標期間において本法人としてどのような研究を行うべきか、個々の調査研究についてどのような成果を出していくかということについて、文部科学省及び本法人において具体化する必要がある。

したがって、本法人が実施する調査研究について、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標に明記する必要がある。

- ① 国の特別支援教育に関する政策・施策を達成するため、文部科学省及び本法人が連携を密にし、社会情勢の変化等を踏まえた集中と選択により、今後、本法人が実施しなければならない研究体系を策定すること。

また、策定した研究体系に基づき、どのような背景や必要性のもとにどのような調査研究を行うかということについて明確化すること。

- ② 実施することとする個々の調査研究について、いつまでにどのような成果を出すかということをも具体的なロードマップとして策定すること。

また、個々の調査研究ごとに、その目指すべき成果について、政策と関連付けた具体的な目標を設定するとともに、得られた成果をどのようにして広く普及・活用されることを目指すかについて、活用された実績の指標など具体的な数値目標を設定し、経営層による適切なマネジメントのもと

着実に実施すること。

2 国の政策目的に沿った効果的な研修への見直し

本法人は、主として障害のある幼児・児童・生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせることを目的とした研修等を実施しており、平成 27 年度においては発達障害・情緒障害・言語障害教育コース、知的障害・肢体不自由・病弱教育コースなど 8 種類の研修等を、計約 500 名を対象に実施することとしている。

一方、上記 1 のとおり、文部科学省では、特別支援教育について、インクルーシブ教育システムを構築していくとの方向性を打ち出しており、本法人においては、今後、このような国の特別支援教育に関する政策・施策の方向性に即応して、特別支援教育に従事する教職員のほか、一般の学校の教職員も含め、広く特別支援教育に関する専門的知識や技術を普及していくための研修事業を実施していくことが求められる。

(1) 国の政策・施策に即応した研修体系の確立

文部科学省では、インクルーシブ教育システムの構築の方向性を踏まえ、次期中期目標期間に向けての本法人の「見直し内容」において、研修事業について、①インクルーシブ教育に関する最新の研究成果を研修に取り入れること、②インクルーシブ教育システム構築に向けた研修を中心に再構築することを掲げている。

しかし、本法人が現中期目標期間において実施している研修等は、一部を除き、一般の学校の教職員を受講対象としておらず、また、現時点においては、次期中期目標期間に向けて、研修等をどのように国の政策・施策の方向性に沿った体系とし、研修等にどのような手法や内容を取り入れていくか等について、文部科学省及び本法人において、その方向性、方針等は策定されていない。

(2) 研修に関する目標値の見直し

本法人が実施している研修が達成すべき目標値については、現中期目標においては設定されておらず、本法人が策定した現中期計画において、①本法人が設定する研修受講者数に対する実際の受講者の参加率について毎事業年度平均 85%以上、②研修受講者に対して実施するアンケート調査において、平均 85%以上有意義であったとのプラス評価の確保などの目標値が設定されており、これらの目標値を下回った研修については、研修内容、方法等を見直すこととされている。

しかし、現中期計画で設定されている目標値については、他の研修事業を実施している法人が設定している目標値を参考として設定されたものであり、当該目標値の妥当性について検証等を行うことが求められる。

また、他法人において目標値が設定されたのは、平成 13 年又は 18 年と相当以前であり、現時点において求められる研修成果として妥当な水準となっているかということについても疑義がある状況となっている。

さらに、平成 25 年度の研修実績をみると、①参加率については、研修全体でみると 100%を超えているものの、個別研修ごとにみると 70%程度のものもみられ、毎事業年度平均 85%以上という目標値のもとでは、それらの研修の見直しには至らないものとなっている。また、②有意義であったとのプラス評価の割合については、指標自体は研修の効果を把握する上で有効であると考えられるものの、平均 85%以上という目標値は、毎年度全ての研修でほぼ 100%という実態を踏まえ妥当なものとなっているかの検証等がこれまで行われていないなどの状況もみられる。

したがって、本法人が実施する研修について、文部科学省及び本法人が密に連携することにより、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標に明記する必要がある。

- ① 研修の実施状況を踏まえた課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国の特別支援教育に関する政策・施策に即応して本法人が実施する研修に求められるニーズを的確に把握し、それらを踏まえ、早急に、社会情勢の変化等を踏まえた集中と選択により、今後、本法人が実施しなければならない研修体系を策定すること。
- ② 策定した研修体系に基づき、どのような背景や必要性のもとにどのような研修を行うかということについて明確化し、これらの内容について具体的に明記すること。
- ③ 実施することとする個別の研修等に関する目標値の指標及び水準について、上記(1)における研修方針、体系等の見直しと併せて、それぞれの研修等の目的に照らした成果をよりの確に評価できる指標への整理・見直しを行うとともに、当該指標ごとに達成すべき具体的な数値目標を設定し、着実に実施する必要がある。

3 法人及び法人活動の周知のための戦略的な広報の推進

本法人では、実施している研究内容等について周知するため、①研究成果については研究成果報告書を作成し、本法人のホームページへの掲載、都道府県等教育委員会、特別支援学校等への配布、学会での発表などの取組を行っており、また、②開発した教材等については、本法人のホームページに掲載するなどしている。

現中期目標及び現中期計画においては、研究成果等の普及に関する目標値として、本法人の研究活動等を提供するなどの目的で毎年度 1 回開催している「研究所セミナー」への参加率及び満足度、学会等における発表件数、図

書室所蔵資料等のデータベースへのアクセス件数等が設定されている。

しかし、これらの目標値に関しては、例えば、①「研究所セミナー」の定員充足率（90%以上）及び満足度（85%以上）については、定員充足率については130%を超えている年度があるほか、満足度については毎年度ほぼ100%に近い数値となっている、また、②図書室所蔵資料等のデータベースへのアクセス件数（50万件以上）については、前中期目標期間の最終年度における実績が約80万件となっているにもかかわらず当該目標値を設定し、実際、達成率が500%を超えている年度もあるなど、当該目標値の算出根拠が不明確と考えられる上、本法人において、それらの目標値が実態を踏まえた妥当なものとなっているかの検証等も行われていない。

さらに、文部科学省では、現中期目標期間中における本法人及び本法人の活動に関する情報提供の実施状況について、今後の課題として、能動的に情報を得ようとする者以外には情報は届かず、本法人の認知度を上げ、情報を得ようとする者を増やすことが急務とした上で、次期中期目標期間に向けて、①研究成果の普及やインターネットを通じた情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進すること、②情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し強化することを掲げている。

したがって、本法人及び法人活動の周知について、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標に明記する必要がある。

- ① 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、本法人の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、より多方面（一般の学校、民間企業、各種団体等）に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう、具体的な広報戦略を策定すること。
- ② 策定した広報戦略に基づき、具体的にどのような取組を行うかということについて明確化するとともに、周知実績や情報の広がり、また、研究成果等については活用実績等に関する指標を検討し、戦略的かつ具体的な数値目標を設定し、着実に実施すること。

第2 運営の効率化

1 保有資産の有効活用

本法人では、研修受講者の利用、職員の福利厚生等を目的として、体育施設（第1グラウンド、第2グラウンド及び体育館）を保有している。

これらの体育施設については、いずれも、外部貸出しを行うこととしてはいるものの、これまで、本法人では、外部利用は本来の使用目的ではないことを理由に一般利用者を呼び込むための取組は特段行っておらず、それぞれ外部の利用実績は著しく低調（数%～10%程度）となっている。また、本法人においては、当該施設が研修受講者及び職員によって実際にどの程度使用されて

いるかということについても把握していない。

したがって、本法人が保有している体育施設については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日 総務省行政管理局）を踏まえ、及び自己収入の拡大を図る観点からも、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 障害者スポーツ（ブラインドサッカー、車椅子バスケットボール等）の実施の場として、また、それ以外の多目的の用途に広く利用されるために、各種団体への積極的な働きかけなどの具体的な方針を策定すること。
- ② 策定した方針に基づき、体育施設の稼働率等、利用に関する具体的な目標値を設定し、それらを次期中期目標に明記した上で、経営層による適切なマネジメントのもと、目標達成に向けた取組を推進すること。

2 共同調達等の取組の一層の推進

改革方針において、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び教員研修センターの 4 法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成 26 年夏までに結論を得て、順次実行に移すとされている。

本法人では、改革方針を受けて、上記 4 法人間において、間接業務（予定価格作成に係る積算業務等）の共同実施を行っているほか、一部の消耗品について共同調達を実施している（資料 1 参照）が、現状においては、取組が開始されて間がなく、その効果は限定的であると考えられる。

したがって、今後、改革方針に沿って一層効率的な業務運営を図るため、次期中期目標においては、共通的な役務（建物の維持管理、清掃等）なども含めた共同調達の対象品目の拡大など、法人間における間接業務の共同実施や共同調達の実施について、調達品目数など具体的な数値目標を設定し、取組を一層推進する必要がある。

第 3 財務内容の改善

一般管理費及び業務経費の削減実績の的確な把握

本法人では、一般管理費、業務経費について、現中期目標において「中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費 3 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化を図る」として、削減のための取組を実施している。

文部科学省では、本法人の現中期目標期間中における業務実績について評価を行うとともに、毎年度の業務実績についても評価を行っているが、いずれにおいても、各年度の予算額をそれぞれ前年度の予算額と比較して、上記の削減目標を達成したとしている。しかし、例えば、平成 25 年度についてみると、対前年度比で一般管理費が 7.8%、業務経費が 8.2%それぞれ削減されたとしているが、

一方、実績として24年度からどの程度削減されたかということについて、各年度の本法人が公開している決算に基づき比較してみると、一般管理費については、24年度が約1億8,200万円、25年度が約2億4,000万円と約31.5%増加しているなどの状況がみられる。

したがって、一般管理費、業務経費の削減の取組について、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 一般管理費、業務経費の削減状況については、実績としての削減額を的確に把握するとともに、増加している場合は要因等の分析を行い、その内訳等を公表すること。
- ② 引き続き、一般管理費、業務経費の一層の削減方策を検討するとともに、当該方策を具体的に目標として明記し、着実に実施すること。

Ⅲ. 独立行政法人大学入試センター

第1 事務及び事業の見直し

1 文部科学省における新テスト開始までの工程等の明確化

独立行政法人大学入試センター（以下「本法人」という。）では、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験について、問題作成、採点等の業務を実施している。

一方、文部科学省においては、知識や技能のみならず、それらを活用した思考力、判断力、表現力など、今後求められる能力の育成を行っていくため、「高大接続改革実行プラン」（平成27年1月16日文部科学大臣決定）を踏まえ、高等学校教育、大学教育及び大学入学者選抜についての改革を行うため、同省に設置した「高大接続システム改革会議」（以下「改革会議」という。）において一体的な検討を行っており、このうち、大学入学者選抜に関しては、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を32年度からそれぞれ実施することを目指し（以下、これらのテストをあわせて「新テスト」という。）、具体的な内容や実施主体の在り方等について検討が行われている。

しかし、本法人は平成27年度で現中期目標期間が終了し、28年度から新たな中期目標期間となることから、それまでに新たな中期目標及び中期計画を策定し、着実に業務を実施していく必要があるにもかかわらず、文部科学省において、高大接続システムの中での重要な位置付けとなる新テストの具体的な内容や、新テストの実施主体としての本法人の形態や体制等の具体的な検討は進んでいない状況である。

また、そのような状況の中で、文部科学省による本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」においても、改革会議における検討結果を踏まえ、更に業務及び組織を見直すこととする旨が示されているのみであり、新テストにおける法人の役割、体制、新テスト実施までの工程等は明確にされていない。

したがって、次期中期目標に向けた本法人の役割、体制、新テストの実施に関し、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 文部科学省において、新テストの実施主体としての本法人の役割、形態、体制等の具体的な内容について、改革会議における「最終まとめ」の内容を踏まえ、可及的速やかに検討し明確化すること。
- ② 上記で策定した本法人の役割、形態、体制を踏まえ、本法人において実施することとなる新テストについて、開始までの間の具体的な工程（実施内容、時期等）を明確化し、着実に実施すること。

2 国の政策・施策に即応した調査研究の実施

本法人は、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関する調査研究及び大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を行っている。

一方、改革会議においては、新テストについて、新たにC B T方式（コンピュータを利用した受験）や複数回の試験実施等の導入等が検討されているところである。

しかし、本法人が今後実施する調査研究について、新テストにおいて導入することが検討されている新たな方式について、いつまでに、どのような内容の調査研究を行うこととし、得られた成果を新テストにどのように反映することとするのか等について具体的な方針、工程等は策定されていない状況となっている。

したがって、本法人が実施する調査研究について、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 文部科学省において、新テストにおいて新たに導入することとする手法や、現行の大学入試センター試験におけるノウハウでは対応できないと考えられる課題等について、早急に体系的な整理を行い、それを踏まえ、本法人に、次期中期目標期間においてどのような調査研究を実施させることとするかの方向性について明確化すること。
- ② 上記で実施することとする調査研究の方向性について、必要な事項を決定し、工程全体についての具体的なロードマップとして策定すること。

また、調査研究の内容を、新テストにどのように反映させるかということについての可能な限り具体的な目標を設定し、経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施すること。

3 大学情報提供業務の見直し

本法人は、大学進学を希望する者に対し、進路選択に資するための大学に関する情報の提供業務を実施している。

しかし、本法人が実施している大学に関する情報提供については、本法人のホームページにおいて、各大学から入手した「入学者選抜要項（PDF版）」及び「各大学の（入試情報関連の）ホームページのリンク先」を掲載しているのみとなっており、インターネットが普及している現在、大学進学を希望する者は、各大学のホームページにアクセスすることにより当該大学に関するより詳細な情報を入手することができるほか、大手予備校のホームページでは、大学入試に関するノウハウを生かした情報が入手できるものとなっている。

また、本法人が大学に関する情報提供を行っているホームページへのアクセス件数に関しては、現中期目標及び本法人が策定した現中期計画において、具体的な数値目標は設定されていない状況となっている。

したがって、本法人が実施する大学情報の提供業務について、新テストの実施主体としての本法人の役割、形態、体制についての検討において、現在本法人が実施している大学に関する情報提供業務について、その必要性について検証し、インターネットが普及している現在において、本法人でなければ提供することができない業務がない場合、当該業務について廃止する必要がある。

なお、引き続き大学情報の提供業務を行う場合は、本法人としてどのような情報提供を行うのかということについて明確化するとともに、情報提供の活用実績等に関する指標を検討し、具体的な数値目標を設定し、次期中期目標に明記した上で、着実に実施する必要がある。

第2 運営の効率化

大学入試センター試験に係る事務の効率化・合理化

現在、本法人が実施している大学入試センター試験については、毎年度、受験者が約 50 万人と膨大な数に上っており、限られた体制において一定期間内に事務処理を行う必要があることから、可能な限り効率化する必要がある。

しかし、現在実施している大学入試センター試験に関する事務の実施状況をみると、OMR（光学式マーク読取装置）で読み取った答案に関するデータを採点用の電子計算機に移行する作業について、MOディスクを用いて実施しており、現状、大学入試センター試験 1 回あたり、MOディスク 2,000 枚を使用し、MOディスクに書込後、電子計算機に転送しデータ処理をしているなど、限られた体制を考慮すれば一部の事務について非効率と認められる。

したがって、膨大な大学入試センター試験に係る事務の効率化・合理化の観点から、例えば、OMR（光学式マーク読取装置）のデータ送信作業については、直接ネットワークを経由してデータの転送を行うなど、事務の効率化・合理化のための方策を講ずる必要がある。

第3 財務内容の改善

保有資産（講師寄宿舍）の見直し

本法人では、大学入試センター試験を作成している作題委員等の利用に供するために講師寄宿舍を保有している。

宿泊施設については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、民間宿泊施設により機能を代替できるものは廃止するとされており、基本方針を踏まえ、本法人においては、平成 23 年度に本法人が設置した保有資産に関する検討委員会で検証を行い、利用率や近隣の宿泊施設の充実状況を踏まえ、今後も引き続き不断の検証を実施する必要があると整理している。

一方、講師寄宿舍の利用状況等をみると、①講師寄宿舍の利用可能室数については、大学入試センター試験の作題委員約 500 人に対して 16 室しかなく、講師

寄宿舍を利用しない作題委員は、近隣ホテルを利用していることから、講師寄宿舍が必ずしも必要性が高いとは認めがたく、また、②講師寄宿舍の利用されている日数は少ない状況となっている（現中期目標期間においては、平日の日数の約20～30％台）ほか、③本法人において、利用率向上のため、平成24年10月に利用料金の値下げ（資料2参照）を行ったところ、利用者は増加した一方、維持管理費が利用料収入を上回り（資料3参照）、赤字が増大している状況となっている。

したがって、本法人が保有する講師寄宿舍について、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 現状の利用状況等を踏まえ、廃止も含めその必要性を厳格に検証すること。
- ② 上記検証の途中においても、維持管理費等に係る費用に見合う収入が得られるよう利用料金の見直しなどの具体的な方針を早急に策定し、着実に実施すること。

IV. 独立行政法人国立青少年教育振興機構

第1 事務及び事業の見直し

1 国の政策目的に沿った効果的な教育事業への見直し

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「本法人」という。）は、①青少年に関する国の政策課題に対応した先導的・モデル的な体験活動の実施、②青少年の国際交流の推進、③青少年教育指導者等の養成及び資質の向上、④青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発を目的とした教育事業を行っている。

(1) 国の政策・施策に対応した教育事業体系の確立

本法人が策定した「新・機構元気プラン」（平成 26 年 6 月策定）において、①体験活動の「すそ野」を広げること（本法人の各施設がそれぞれの地域の中核となって「体験の風をおこそう運動」の推進など）、②体験活動を推進する人材を育てること及び③先進的に我が国の青少年教育をリードすることについて、次期中期目標期間も視野に入れて重点的に取り組むとしている。

しかし、現中期目標及び本法人が策定した現中期計画において、例えば教育事業のうち青少年教育に関するモデル的プログラムの開発については、①青少年の意欲や社会性、規範意識など、豊かな人間性を育むための自然体験活動、②環境教育やボランティア活動の推進に関する事業などが示されているものの、具体的に、どのような内容、手法のプログラムを実施するのか、また、それぞれの成果をいつまでに得て、成果をどのように普及し、活用されることを目指すのかということについては示されていない。

また、文部科学省による本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」においては、公立青少年教育施設等におけるプログラムの活用実績などアウトカムと関連させた目標を設定することとされており、今後、どのような指標を設定し、どの程度の達成水準を目指すのかということについて、文部科学省及び本法人において具体化する必要がある。

(2) 教育事業に関する目標値の見直し

本法人が実施している教育事業については、現中期目標及び現中期計画において、本法人が実施する教育事業の参加者に対して実施するアンケート調査において、毎年度平均 90%以上のプラス評価を確保することを達成すべき目標値として設定している。

しかし、現中期目標及び現中期計画で設定されている「プラス評価」という指標自体は教育事業の効果を把握する上で有効であると考えられるものの、毎年度平均 90%以上という目標値については、①前中期目標期間において、毎年度平均 98%以上のプラス評価を得ているにもかかわらず、現中期目標において「毎年度平均 90%以上のプラス評価」と設定されていること、②現中期目標期間においても、毎年度平均 98%以上のプラス評価を

得ていることから、当該目標値の妥当性について検証等を行う必要がある。

したがって、本法人が実施する教育事業について、文部科学省及び本法人が密に連携することにより、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 文部科学省において、我が国の青少年の健全育成等に関する政策・施策の中で青少年教育のナショナルセンターとして本法人が実施すべき教育事業の体系を示すこと。
- ② 上記の体系に基づき、どのような背景や必要性のもとに、具体的にどのような内容の教育事業を行うかということについて明確化すること。
- ③ 実施することとする教育事業に関する目標値の指標及び水準について、それぞれの教育事業の目的に照らした成果をよりの確に評価できるアウトカム目標への整理・見直しを行うとともに、当該指標ごとに達成すべき具体的な数値目標を設定し、着実に実施すること。

2 法人及び法人活動の周知のための戦略的な広報の推進

本法人では、業務内容の周知や本法人が有する各施設の研修利用を促進するための広報活動を実施しており、現中期目標及び現中期計画においては、事業等の目的・内容及び成果や各施設の情報などについて、①インターネットやマスメディアの積極的な活用、②刊行物等の配布、③青少年教育に関するデータベースの構築などによる、効果的かつ戦略的な広報を行うこととしている。

しかし、現中期目標及び現中期計画においては、上記のとおり実施することとする事項については示されているものの、それぞれの取組について、具体的な数値目標や達成目標は設定されていない状況となっている。

また、文部科学省による本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」においては、本法人の活動について広く国民に対して周知するため、「広報戦略の見直しを行う」としているが、今後、本法人本部に期待される役割が法人全体としての方針の策定や地方での取組の支援等を行うことであること、他方、本法人が有する国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家（以下「地方 27 施設」という。）に期待される役割がそれぞれの地域の特性を生かした具体的な取組を行うことであることに鑑み、それぞれの立場において何を行うのかということについて具体化する必要がある。

さらに、地方 27 施設について、現中期目標期間における利用状況（資料 4 参照）をみると、①利用団体数（日帰り及び宿泊）は、平成 24 年度以降毎年度減少していること、②宿泊利用者数についても、24 年度以降毎年度減少しており、特に、25 年度から 26 年度にかけては、地方 27 施設のうちの約 74% に当たる 20 施設において宿泊利用者数が減少していることなどから、各施設の研修利用を促進するという広報活動の目的を達成しているとは言い難い状

況となっている。

したがって、本法人が行う、法人及び法人活動の周知に関する取組について、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 本法人本部において、本法人の存在及び活動内容について、関係機関（青少年団体、NPO、企業、学校、地方自治体等）により広く周知し、理解を得ることができるよう、法人経営の観点から具体的な広報戦略、手法等を検討し、それらの効果としての施設の利用者数の増加など具体的な数値目標等を設定し、着実に実施すること。
- ② 地方 27 施設において、それぞれの施設の特色や実施しているプログラム内容やその魅力について、より広範囲に周知するなど、施設利用の促進のための具体的な取組内容を検討し、積極的に推進すること。

また、地方 27 施設における取組の推進に当たり、本法人本部において、利用者が増加している施設の広報、PR等の取組事例の収集、共有を図るなどの支援、助言等を積極的に実施すること。

第2 運営の効率化

共同調達等の取組の一層の推進

改革方針において、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センターの4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移すとされている。

本法人では、改革方針を受けて、上記4法人間において、間接業務（予定価格作成に係る積算業務等）の共同実施を行っている（資料1参照）ほか、一部の消耗品について共同調達を実施しているが、現状においては、取組が開始されて間がなく、その効果は限定的であると考えられる。

したがって、今後、改革方針に沿って一層効率的な業務運営を図るため、次期中期目標においては、共通的な役務（建物の維持管理、清掃等）なども含めた共同調達の対象品目の拡大など、法人間における間接業務の共同実施や共同調達の実施について、調達品目数など具体的な数値目標を設定し、取組を一層推進する必要がある。

第3 施設の運営管理

地域の拠点となる施設としての運営管理の推進

本法人では、平成23年9月から、地方27施設のうち2施設（国立赤城青少年交流の家（以下「赤城」という。）及び国立淡路青少年交流の家（以下「淡路」という。）、25年1月から、5施設（国立大雪青少年交流の家、国立阿蘇青少年交流の家、国立那須甲子青少年自然の家、国立妙高青少年自然の家及び国立若狭

湾青少年自然の家)において、それぞれの地域の青少年団体、NPO、企業、学校、地方公共団体、地域住民など多様な主体が協働して当該施設の運営管理等を行う「新しい公共」型管理運営」を試行的に実施してきており、25年4月から、赤城及び淡路、27年4月から、それ以外の5施設において本格実施に移行したところである。

また、「新・機構元気プラン」においては、今後は、本法人の施設だけでなく、一層、家庭、学校、地域社会や公立青少年教育施設、青少年団体等と連携して体験活動を推進する社会的機運を醸成し、様々な体験活動の機会や場を提供することにより、「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)において掲げられている「社会を生き抜く力」を養成すること等を重要課題としている。

このような取組については、今後、本法人が青少年教育のナショナルセンターとして、全国において地域の拠点としての位置づけを確立していくために重要なものであること、また、地域における青少年教育に求められるニーズの的確かつ迅速な把握など連携強化に資する有効な手法であると考えられる。

したがって、地方27施設の運営について、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標に明記する必要がある。

① 本法人本部において、これまで試行的に実施してきた「新しい公共」型管理運営の成果及び課題を総括するとともに、その結果を踏まえ、今後、地方27施設それぞれが地域の青少年教育の拠点施設としての位置付けを確立していくための具体的な取組方策を策定すること。

② 策定した取組方策について、具体的にどのような成果を得るかということについて具体的に目標として設定し、法人全体として取組を着実に推進すること。

その際、地方27施設において、それぞれが地域との連携を強化し、円滑に施設運営を行うことができるよう、他の施設における取組の共有化を図るなど、本法人本部が積極的に関与し、支援、助言等を実施すること。

V. 独立行政法人国立女性教育会館

第1 事務及び事業の見直し

1 文部科学省における本法人の役割等の明確化

独立行政法人国立女性教育会館（以下「本法人」という。）は、我が国の女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的として、女性教育指導者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査研究、女性教育に関する情報収集・提供等の業務を実施している。

現在、政府においては、内閣総理大臣を本部長とした「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝く社会」の実現を政府の最重要政策の一つと位置付け、女性の活躍促進のための取組を強力に推進しているところであり、具体的には、『日本再興戦略』改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、女性の活躍推進に向けた施策として、①育児・家事支援環境の拡充、②企業等における女性の登用を促進するための環境整備、及び③働き方に中立的な税・社会保障等への見直しの 3 つの柱が示されるなど、家庭、地域、企業、行政など多様な場で女性が活躍するための施策が推進されるとともに、それらの場でダイバーシティ（組織において、女性も含めた多様な人材を活用する仕組み）の考え方が浸透してきている状況にある。

文部科学省においては、本法人について、「国立女性教育会館における政策実施機能を強化するための関係府省と連携しての運営・組織体制の在り方について」（平成 26 年 12 月 26 日文部科学省。以下「運営・組織体制方針」という。）において、社会人女性をターゲットとしたこれまでの「女性教育」から男性、民間企業、大学等へ対象を広げた「男女共同参画」を推進する取組の活性化、関係府省との連携強化等を行うという方向性の大枠は示しているものの、上述した政府における昨今の様々な場における女性が活躍できるようにするための環境整備の中で本法人を今後具体的にどのように機能させていくのか、将来に向けて担うべき役割・業務は何か、また、どのような機関とどのような連携・協働を行うのか、その中で、具体的にいつまでに、どのようなことを、どのような主体に対して行い、どのような成果を生み出していくこととするのか等について明確となっていない。

したがって、本法人が将来に向けて男女共同参画に係る国の政策の実施機関としての機能を果たしていくため、文部科学省は、第 4 次男女共同参画基本計画等の内容を踏まえ、同省として、本法人に具体的に何を行わせるのかということについて政策的かつ体系的に明確化する必要がある。

また、本法人においても、文部科学省と連携を密にして、新たに策定された体系に基づき、民間企業出身の理事長のリーダーシップの下、民間企業や大学等とのネットワークを一層充実・強化させるなど、理事長のマネジメント機能を十分に発揮させるため、以下の 2 から 4 までの措置を講ずる必要がある。

2 国の政策・施策に即応した調査研究の実施

本法人は、女性教育や男女共同参画に関する調査研究を実施しており、現中期目標期間においては、7テーマの調査研究を実施している。

しかし、現中期目標及び本法人が策定した現中期計画においては、実施する調査研究の個々の内容について記述されておらず、また、業務実績を評価するための指標となるべき①なぜ、現中期目標期間においてその内容の調査研究を行う必要があるのか、②当該調査研究について、いつまでに、具体的にどのような成果を達成するのか、③それらの成果が具体的にどのように活用されることを目指すのかというアウトカム目標について明確になっていない。

したがって、本法人が行う調査研究について、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 国の政策目的の達成のため、上記1で示された本法人の体系的に明確化された役割を踏まえ、次期中期目標において、どのような背景や必要性のもとに何を調査研究するかということを明記するとともに、それぞれの調査研究について、いつまでにどのような成果を出すかについて具体的なロードマップを策定すること。
- ② 実施することとする個々の調査研究について、どのような成果を出すかということについて具体的な目標を設定するとともに、得られた成果をどのようにして広く普及・活用されることとするか、活用された実績の指標など具体的な目標を設定し、調査研究の結果や活用の状況について、外部の有識者の評価を受けることとし、経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施すること。

3 国の政策目的に沿った効果的な研修への見直し

本法人は、女性教育や男女共同参画に関する専門的な知識を普及するために研修事業を実施している。

しかし、現中期目標及び現中期計画においては、具体的にどのような課題、テーマについての研修を実施するかということについて示されておらず、その対象者についても、「女性教育の推進に係る基幹的指導者」及び「男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題を担当する指導者」などターゲットが曖昧なものとなっている。また、平成24年度以降、一部の研修を企業の女性活躍促進を担当する者向けに実施し、26年度においては3回実施しているが、その参加者数は本法人が実施する研修全体の参加者数（658人）に比して158人（24.0%）となっている。

さらに、本法人においては、平成27年度についても、より幅広い対象者に対し研修を実施すべく、研修対象者や対象機関の追加・変更等の見直し等を行わず、26年度と同様の研修を実施している。

したがって、本法人が実施する研修について、以下の措置を講ずる必要が

ある。

- ① 研修の実施状況を踏まえた課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、上記 1 の、体系的に明確化された本法人の役割を踏まえ、本法人が実施しなければならない研修を整理した研修体系を早急に策定すること。
- ② 策定した研修体系に基づき、次期中期目標において、どのような背景や必要性のもとにどのような研修を行うかということについて明確化・重点化するとともに、個々の研修について、どのように地域、企業、行政など多様な場で役立てられるかということが成果としての的確に評価できる指標への整理・見直しを行うとともに、当該指標ごとに達成すべき具体的な数値目標等を設定し、着実に実施する必要がある。

4 広報活動の充実・強化

本法人では、女性教育に関する基本的かつ全国的な専門資料や情報の収集・提供や、本法人自身の活動等（調査研究等）についての情報提供の業務を実施している。

しかし、現状においては、地方公共団体向けには研修プログラムの提供を行うなど、積極的な働きかけがなされてきているものの、民間企業や大学等へは研修プログラムの提供実績は地方公共団体向けに比して少ないなど、民間企業や大学等への働きかけが必ずしも十分に行われているとはいえないなどの状況がみられる。

したがって、次期中期目標においては、より多様な主体へ積極的な広報活動を充実・強化していく方向性を明確にし、目標策定指針を踏まえ、これらの広報活動に関する具体的な数値目標等を設定し、研修参加者等の増をはじめとした事業の一層の充実に向けた取組の充実・強化を図る必要がある。

第 2 運営の効率化

共同調達等の一層の推進

改革方針において、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び教員研修センターの 4 法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成 26 年夏までに結論を得て、順次実行に移すとされている。

本法人では、改革方針を受けて、上記 4 法人間において、間接業務（予定価格作成に係る積算業務等）の共同実施を行っている（資料 1 参照）ほか、一部の消耗品について共同調達を実施しているが、現状においては、取組が開始されて間がなく、その効果は限定的であると考えられる。また、本法人においては、上記 4 法人以外の機関との共同調達等を実施しておらず、本法人の地理的制約から、今後も他機関との実施は困難であるとしている。

したがって、今後、改革方針に沿って一層効率的な業務運営を図るため、次期中期目標においては、共通的な役務なども含めた共同調達の対象品目の拡大、対象機関の拡大など、法人間における間接業務の共同実施や共同調達の実施について、調達品目数など具体的な数値目標を設定し、取組を一層推進する必要がある。

第3 財務内容の改善

保有施設の有効活用

本法人は、研修室、宿泊施設、体育施設（体育館、テニスコート）等を保有している。これらの施設は、本法人が主催する研修事業において活用するとともに、外部の者に対しても、女性教育、男女共同参画に関する研修等に貸し出すほか、一般利用にも供している。また、これらの施設については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく公共施設等運営権制度を活用し、平成27年7月から、施設の管理運営及び長期維持管理業務を民間事業者へ委託している。

一方、これらの施設の稼働率は、例えば、講堂は44.1%、体育館は34.9%（いずれも平成26年度）となっているなど大半が50%以下と低調であり、宿泊施設については、現中期計画における目標値（宿泊施設の稼働率を平成27年度までに55%以上とする）に対して37.8%（26年度）となっており、目標達成が困難な状況もみられる（資料5参照）。

改革方針においては、本法人の宿泊施設について「その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る」とされており、また、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日 総務省行政管理局）においては、稼働率が50%未満の宿泊施設については、保有資産の不要認定の可否を検討することが望まれるとされていること及び自己収入の拡大を図る観点からも、宿泊施設にとどまらず、本法人が保有するこれらの施設について、委託先である民間事業者と連携の上、一層の有効活用を図ることが重要である。

したがって、本法人が保有している施設については、その有効活用の観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 委託先である民間事業者との役割分担を明確にするとともに、多目的の用途に広く利用されるために、地域や学校等による利用を促進するなどの具体的な方針を策定すること。
- ② 策定した方針に基づき、各施設の稼働率等、利用に関する具体的な目標値を設定し、それらを次期中期目標に明記した上で、民間事業者と連携・協力を図りつつ、経営層による適切なマネジメントのもと、目標達成に向けた取組を推進すること。

VI. 独立行政法人国立科学博物館

第1 事務及び事業の見直し

1 戦略的な展示事業の実施

独立行政法人国立科学博物館（以下「本法人」という。）は、保有する資料・標本等を公衆の観覧に供するため、常設展示のほか、特定のテーマを一定期間で展示する特別展及び企画展を開催しており、現中期目標期間中における入場者数は、平成26年度までで約800万人（現中期目標期間中における入場者数の目標値は650万人）となっている（資料6参照）。

文部科学省では、本法人の現中期目標期間中における業務実績について、「見込み評価」により評価を行っており、展示事業については、現中期目標期間中における入場者数が目標値を大きく上回っている（平成26年度までで既に達成している）ことに加え、常設展の改修内容や改修期間中の工夫、鑑賞環境の改善、アンケート調査の満足度などから「S」評定としている。

前中期目標期間においても、入場者数は目標値を約291万人上回っていることを踏まえ、法人の更なる取組を促す観点から、これまでの入場者数の増加につながる様々な取組の工夫の状況等も踏まえて目標値を設定する必要がある。

また、文部科学省では、展示事業について、次期中期目標期間に向けての本法人の「見直し内容」において「魅力ある展示を実施する」としており、次期中期目標期間に向けて、どのような方法、内容で実施するか具体化する必要がある。

したがって、展示事業について、国の政策・施策等の達成のために具体的にどのような成果をあげなければならないのかについて明確化し、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 展示の種類ごとの目的等を踏まえバランスを考慮した中期的な開催方針を策定し、当該方針等に応じた戦略的な入場者数の数値目標を設定すること。
- ② 上記入場者数の目標を達成するため、i) 所蔵する資料・標本の一層積極的な展示（巡回展示、外部貸出等）、ii) 常設展示の充実、iii) 展示の意味や貴重さの周知のための方策（ICT等を活用した展示情報システムの構築等）、iv) 観覧環境の改善、v) 開館時間の弾力化、vi) 展示関連商品開発の販売実績の向上のための方策、vii) 外国人観光客へのPR方策などについて戦略的に検討し、着実に実施すること。

2 文部科学省の政策目的に沿った調査研究の実施・普及

本法人は、自然史、自然科学等に関して、標本・資料に基づく実証的・継続的な調査研究及び分野横断的なテーマを設定した調査研究を実施している。

文部科学省では、本法人の現中期目標期間中における業務実績について、

「見込み評価」により評価を行っており、実施している調査研究について、自然史、科学技術史の分野で貢献し、それぞれ年間論文数や学会発表数、シンポジウム数、常設展や企画展の開催などにおいて成果を上げたとして、「A」評定としている。

しかし、現中期目標及び本法人が策定した現中期計画においては、実施する調査研究の内容については記述されているものの、業務実績を評価するための指標となるべき①なぜ、現中期目標期間においてその内容の調査研究を行う必要があるのか、②当該調査研究について、いつまでに、具体的にどのような成果を達成するのか、③それらの成果が具体的にどのように活用されることを目指すのかということについて明確になっていない。

したがって、調査研究について、国の政策・施策の達成のため、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 本法人が行う調査研究について、どのような背景や必要性のもとに何を調査研究するかということを明確化すること。
- ② 調査研究ごとに、当該調査研究の性格等に応じて、いつまでにどのような成果を出すか、また、得られた成果をどのようにして広く普及・活用されることとするか、具体的な目標等を設定し、適切なマネジメントのもと着実に実施すること。

3 標本・資料の収集、保管方法等の見直し

本法人は、国立科学博物館法第12条第3号に基づき、自然史、自然科学等に関する標本・資料について、ナショナルコレクションの構築を目指して収集を行っており、現中期目標においては、「科学博物館全体として5年間で30万点の増を目指す」としている。

(1) 長期的な標本・資料の収集・保管方針の策定等

文部科学省では、本法人の現中期目標期間中における業務実績について、「見込み評価」により評価を行っており、平成23年度から26年度までの4年間で登録標本数が268,934点増加しており（資料7参照）、現中期目標に掲げた目標値を上回ることが確実であること、情報発信も目標を上回る実施状況であること、筑波への標本移転により収集・保管体制が一層整備されたこと等をもって「A」評定としている。

しかし、登録標本数の増加点数については、平成23年度から26年度までの4年間における増加点数から目標値を上回ることを見込まれるものの、筑波に移転した保管場所については、自然史標本棟の海生哺乳動物骨格標本庫や大型液浸標本庫などは、収納率がほぼ100%に達しているほか、その他の標本庫も概ね80%程度の収納率となっており、貴重な標本・資料についての外部からの保管依頼を断ることもあるなど、今後に向けた標本・資料の保管に関する速やかな対応が求められる状況となっている。

したがって、ナショナルコレクションの構築を行うナショナルセンターとして、貴重な標本・資料を将来にわたり良質な状態で保管し続けるため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 中長期的な、登録標本数や収蔵スペースの確保を含めた収集・保管等の具体的な方針を早急に確立すること。
- ② 策定した方針に基づき、展示、貸出、スペースの確保等法人の事業全体のマネジメントの中で、次期中期目標において、具体的な登録点数増加等の数値目標を設定し、着実に実施すること。

(2) Y S－11 量産初号機の保管、展示の方針の策定等

本法人では、我が国の航空機史上重要な財産として、Y S－11 量産初号機を保有している。

しかし、Y S－11 量産初号機については、毎年度約 700 万円～800 万円の維持管理経費（保管料等）を要している（資料 8 参照）一方で、保管場所の制約により毎年度 2 回程度しか一般に公開されていない状況（資料 9 参照）となっている。

したがって、Y S－11 量産初号機の保管、展示について、貴重な財産として将来に向け長期的に保有し、適切に保存していく観点から、維持管理経費等の視点も含め適切な保存・公開等の在り方について有識者等による検討を行うとともに、次期中期目標期間において着実に実施する必要がある。

第 2 運営の効率化

共同調達等の取組の一層の推進

改革方針において、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会の 4 法人については、法人間又は周辺他機関等との共同調達等の連携を行うこととされている。

本法人においては、現中期目標期間において、一部の消耗品及び役務について他機関との間での共同調達を開始している（資料 10 参照）。

したがって、今後も、改革方針に沿って一層効率的な業務運営を図るため、次期中期目標においては、周辺他機関と共通して調達する消耗品や役務などの共同調達等の対象品目など具体的な目標を設定し、取組を一層推進する必要がある。

第 3 財務内容の改善

自己収入の一層の増加のための取組

本法人の現中期目標においては、「事業の拡充と協賛・寄付の拡充等を通じ、自己収入の拡大を図る」とされているが、具体的にどのような取組を行うのか等については明確に示されておらず、平成 26 年度では、本法人の収入額約 56

億円のうち、運営費交付金、補助金等が約 49 億円（約 87.3%）となっている。

文部科学省による本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」においては、①事業を一層充実させるため会員制度や寄付制度を充実すること、②事業の拡充に努めるとともに自己収入の拡大を図ること等が示されており、今後、本法人は、全国の自然科学系の博物館のナショナルセンターとして、保有する貴重な標本・資料のコレクションを用いた調査研究を一層充実させるとともに、研究成果の最大化、保有する標本・資料を最大限に生かした展示の一層の充実等が期待され、そのために、運営費交付金、補助金等以外の多様な財源獲得のための積極的な取組が求められる。

したがって、上記のような本法人の機能の一層の強化に資する自己収入の一層の確保のため、入場者数の増加に伴う自己収入の増加に依存するのみならず、会員制度等の拡充などの戦略的な方策を具体的に検討し、次期中期目標においてその具体的な目標等を設定し、法人経営の観点から着実に実施する必要がある。

VII. 国立研究開発法人物質・材料研究機構

第1 事務及び事業の見直し

1 研究開発の成果の明確化

国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「本法人」という。）は、物質・材料科学技術に関する基礎研究を実施しており、現中長期目標期間においては、運営費交付金を活用して、低炭素社会を実現する耐熱・耐環境材料の開発など 50 の研究テーマを実施している。このうち、次世代ディスプレイのための酸化膜半導体の材料開発など 30 の研究テーマについては、社会的ニーズの変化に柔軟に対応していくため戦略性を持って行う「シーズ育成研究」と位置付けられている。

文部科学省では、本法人の現中長期目標期間中における業務実績について、「見込み評価」により評価を行っており、「シーズ育成研究」については、高度かつ先進的なハイリスク研究の推進により多くの顕著な成果が得られていることなどをもって「A」評定としている。

これら 30 の研究テーマは、新規シーズの発掘・創出を目指すものであり、必ずしも予定された成果が得られるとは限らないなど研究開発の不確実性・予見不可能性が特に高いテーマであるとはいえ、どのような研究テーマを、どのような目的の下に実施し、いつまでに、どのような成果を得るのかについては、できる限り明らかにしておく必要があると考えられる。しかし、現中長期目標、現中長期計画及び年度計画のいずれにおいても、これらの事項は明らかにされていないため、「見込み評価」においても、個々の研究テーマの成果の達成状況等の評価は行われておらず、個々の研究テーマの成果の達成状況等を第三者が把握することは困難な状況となっている。

したがって、本法人に求められている新物質・新材料の創製に向けたブレークスルーを目指す研究開発を一層推進するとともに、国民に対して説明責任を果たすという観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 本法人が行う個々の研究テーマについて、その目指すべき成果について、成果を公表している研究テーマの例を参考にするなどにより、政策と関連付けた具体的かつ明確な目標を設定すること。

また、個々の研究テーマについて、研究の目的や、いつまでに、どのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定するとともに、知的財産権の発生が十分に期待される等、公表になじまないものを除き原則として公表すること。

- ② 個々の研究テーマの研究段階、研究特性を踏まえ、必ずしも成果が上がっていない研究テーマについては、その原因分析をきめ細かく行い、資源の戦略的な配分を行うなど、理事長の研究マネジメント機能を十分に発揮させること。

2 研究開発の成果の普及

本法人は、物質・材料科学技術に関する基礎研究に係る成果の普及を図っており、具体的には、①学会やシンポジウム等における研究開発成果の発表、②NATURE等の学術誌への論文掲載、③動画配信サイトで研究開発成果を紹介した動画の公開等の取組を実施している。

このうち、動画配信サイトで研究開発成果を紹介した動画の公開については、これまでの本法人の代表的な研究開発成果を国民に分かりやすく紹介・普及するため、平成25年1月から開始したものであるが、現在、92本の動画を公開し、総閲覧回数は約210万回に達するなど、国内の主要な研究機関の中で第2位の閲覧回数となっている（資料11参照）。

したがって、優れた研究開発成果を普及するための取組を一層強化する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 研究開発成果を普及するための取組について、次期中長期目標において明確に位置付けるとともに、本法人や研究開発成果の認知度等、研究開発成果の普及による成果を測るための具体的かつ明確な目標を設定すること。
- ② 研究者等の専門家のみならず、広く一般の国民に対して研究開発成果を効果的に普及させることも重要であり、当該取組については、次期中期目標期間においても、引き続き積極的に推進すること。

3 人材養成の取組に関するアウトカム目標の設定

本法人は、物質・材料科学技術に関する研究者の養成、資質向上のための取組を実施しており、特に、本法人の研究者の約3割が外国人であるなど、法人内のグローバル環境を整備している強みを生かし、ナノテクノロジー・材料分野におけるグローバル人材を養成する観点から、国内外から優れたポストドクターを受け入れ、本法人や他の研究機関等の常勤職員へと送り出す取組を実施している。

しかし、これらの人材養成の取組に関する目標値については、現中長期目標には設定されておらず、本法人が策定した現中長期計画において、「若手研究者の受入者数として年間350名程度」という、受け入れることのみを目標値として設定しており、受け入れた若手研究者の養成、資質向上がどの程度図れたのかについて、的確に把握できるものとはなっていない。

したがって、次期中長期目標においては、若手研究者のキャリア開発の一層の推進、グローバル人材の養成等の観点から、これらの人材養成の取組の成果等を的確に評価できるようにするため、研究機関や民間企業等への正規就業者数など、アウトカムと関連した目標を設定し、より一層人材養成の取組を推進する必要がある。

1 特許による技術移転の更なる促進

研究開発の成果として保有している特許について、特許の出願、維持等に要する費用（以下「維持管理費用」という。）と企業等への実施許諾による収入（以下「実施許諾収入」という。）を比べると、維持管理費用が実施許諾収入を上回る研究機関が多い中、本法人においては、実施許諾収入が維持管理費用を上回り、現中長期目標期間において毎年度黒字の状態が継続しており（資料 12 参照）、その取組は一定程度評価し得る。

保有している特許の戦略的な取得・保持を通じて我が国全体の技術競争力の向上等を図るとともに、更なる自己収入の拡大を図る観点から、産業界とのハブ機能を強化し、本法人が保有する特許を産業界に対して実施許諾する取組を、引き続き積極的に推進していく必要がある。

2 最先端の研究施設・設備の共用の推進

本法人は、約 1 万 4,000 点の研究施設・設備（以下「研究設備等」という。）を保有しており、このうち、一般の機関では導入が難しい最先端の 199 点の研究設備等については、外部の研究者や研究機関に対し、有償での共用を行っている。

また、現中長期計画においては、当該 199 点の研究設備等のうち、特に世界最高水準の大型施設及び先端設備である「強磁場施設」、「大型放射光施設」及び「超高压電子顕微鏡施設」（以下、これらを合わせて「大型設備等」という。）について、これらの共用実績の合計値を目標値（合計で年間平均 125 件程度）として設定している。

文部科学省では、本法人の現中長期目標期間における業務実績について、「見込み評価」により評価を行っており、研究設備等の共用については、大型設備等の共用実績が現中長期目標期間中に約 5 割増加するなど、計画を上回る特に顕著な成果が見られることなどをもって「S」評定としている。

しかし、上記 199 点の研究設備等の中には、①共用実績を把握していないため、実績の乏しい研究設備等についてその原因分析、分析結果を踏まえた有効活用方策の検討等を行うことができないものが見られるほか、②大型設備等の共用実績の合計値としては年々増加しているが、個々の大型設備等の共用実績を見ると年々減少しているものもあり、中には現中長期目標期間の初年度（平成 23 年度）に比して 4 分の 1 まで減少しているものもあるなどの状況がみられる（資料 13 参照）。

したがって、本法人が保有する研究設備等について、産学官による横断的・基盤的な科学技術の強力な推進を図るとともに、外部への共用による自己収入の拡大を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 一般の機関では導入が難しい最先端の研究設備等について、主な研究設備等の共用実績を的確に把握し、実績の乏しい研究設備等については、その

原因分析を行うとともに、分析結果を踏まえた活用方策を検討・実施すること。

- ② 主な研究設備等については、個々の研究設備等の共用実績を的確に評価するための定量的な目標を設定すること。

第3 その他業務運営に関する事項

1 業務方法書に基づく内部規程の整備

研究論文等のデータのねつ造、改ざん等の不正行為への対応については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)において、不正行為の疑惑が生じたときの調査手続・方法等、調査結果の公表内容等に関する規程を整備し、公表することとされているほか、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)においても、研究内容など専門的知見を要するリスク顕在時における広報体制及びマニュアルを整備することとされている。

上記を受けて、本法人では、業務方法書において、研究不正等リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制等に関する内部規程を定めることとしているが、現時点において、これらに関する内部規程は整備されていない。

したがって、研究不正が発生した際の対応方針、広報方針・体制等に関する内部規程を早急に定め、公表する必要がある。

2 監査の計画的な実施

本法人は、環境・エネルギー材料部門をはじめとする計18部門等に91ユニット等の組織を設置(平成27年10月1日現在)しているが、これら91ユニット等のうち90ユニット等は、いずれも本法人本部のある茨城県つくば市に拠点を構えている一方、中核機能部門に属する高輝度放射光ステーションのみ、国立研究開発法人理化学研究所が設置している大型放射光施設「SPring-8」(兵庫県佐用郡)内に拠点を構えている。

一方、改革方針において、①監事監査の指針や会計監査の指針の見直し、②独立行政法人の監事の機能強化等を行うこととされたことを受けて、「監事監査指針」(平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会)が策定され、同指針において、監事は、内部監査部門及び業績評価部門と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めることとされている。

しかし、本法人では、毎年度策定する監査計画に基づき監査室を中心として内部監査を実施しており、平成26年度は、研究連携室、総務部総務課、同人事課、同施設課及び安全管理室の計5課室に対する内部監査を実施しているものの、現中長期目標期間において、「SPring-8」内にある高輝度放射光ステーションについては、内部監査及び監事監査ともに一度も実地監査を実施して

いない。

したがって、内部監査の実施に当たっては、全ての部門等について、少なくとも中長期目標期間内に一度は監査が実施されるよう中長期的な監査計画を策定するとともに、監事との緊密な連携を図り、組織的かつ効率的な監査を実施する必要がある。

VIII. 国立研究開発法人防災科学技術研究所

第1 事務及び事業の見直し

1 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定

国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「本法人」という。）は、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とした基礎研究及び基盤的研究開発等を総合的に行っており、現中長期目標期間においては、大別して①災害を観測・予測する技術の研究開発、②被災時の被害を軽減する技術の研究開発及び③災害リスク情報に基づく社会防災システム研究の3領域に関する研究開発を実施している。

しかし、防災に関係する研究を行う大学や他の独立行政法人、民間研究機関が多く存在する中で、現中長期目標及び本法人が策定した現中長期計画においては、「防災科研が中心となり大学などを含めた国を挙げての研究開発を推進する」、「地方公共団体や民間企業など研究成果を活用することが想定される機関と協力しつつ研究を進める」などの記述はみられるものの、本法人が、防災に関する研究開発を総合的に実施する法人として、それらの機関の中で具体的にどのような役割を担うのか（本法人しか担うことができない役割は何か）、また、他の機関とどのように役割分担・連携するのかということについては示されていない。

加えて、個々の研究テーマについてはいずれも、いつまでにどのような成果を得るのが具体的な目標として示されておらず、さらに、現中長期目標及び現中長期計画における、得られた成果の活用に関する記述では、専門誌への誌上発表件数（5年間で240編）、学会等での発表（5年間で30件／人）等が数値目標として示されているのみで、具体的にどのように活用されることを目指すかということについては示されていない。

したがって、本法人が実施する研究開発について、以下の措置を講ずるとともに、次期中長期目標において明記する必要がある。

- ① 防災に関する研究を行う数多くの研究機関の中にあつて、本法人が行うべき役割、他の研究機関との役割分担や、研究成果の共有などの連携についての方針を策定すること。
- ② 実施することとする個々の研究テーマについて、どのような工程で進ちよくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。

また、個々の研究テーマについて、その目指すべき成果について、政策と関連付けた具体的かつ明確な目標を設定すること。

2 地震、津波の観測・予測技術の一層の向上のための取組の実施

本法人では、東日本大震災を端緒として、平成23年度以降、太平洋沖で発生する地震とそれに伴う津波を早期に検知することが可能となるよう、北海道

沖から房総沖までの海底に観測用ケーブルを敷設する日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備を推進してきている。

一方、改革方針において、「東日本大震災以降、国民的要請が高まっている海溝型巨大地震に関する研究機能の強化の必要性から、現在、南海トラフ海域において国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「海洋機構」という。）が整備を進めている地震・津波観測監視システム(DONET)について、その整備が終了した際には、同システムを本法人に移管することにより、海底地震・津波観測網の一元的管理運営を行う。」とされ、平成 28 年度の移管が予定されている。

文部科学省による本法人の次期中長期目標期間に向けての「見直し内容」において、「海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行う」としており、これを踏まえ、今後は①改革方針において示された「海溝型巨大地震に関する研究機能の強化」に関する具体的な取組内容や達成すべき成果に関する内容を明確化し、また、②本法人においても、海洋機構から地震・津波観測監視システムを受け入れることにより、これまでの地震・津波観測の実施状況と比較して、どのような点をどの程度強化又は向上させることを目指すのか、また、それらをいつまでに行うのかということについて具体化する必要がある。

したがって、海洋機構からの地震・津波観測監視システムの移管に当たり、以下の措置を講ずるとともに、次期中長期目標において明記する必要がある。

- ① 地震・津波観測監視システム移管後、それを用いた災害の観測・予測技術の研究開発について、どのような内容について、どのような工程で進捗よくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。
- ② 地震・津波観測監視システム移管によって、観測することができる海域の範囲が拡大することを生かし、これまでの上記研究開発の成果に比して観測精度を向上させることや、シミュレーションの内容を一層精緻化することなど、得ることを目指す成果について具体的な指標及び目標を設定し、着実に実施すること。

第2 運営の効率化

先端的な実験施設の一層の共用促進

本法人では、一般の機関では導入が難しい先端的な実験施設を保有し、自らが実施する研究開発で使用しているほか、外部機関に対し、これらの施設利用についてホームページなどで広報し、公募により、有償での共用を行っている。

また、現中長期計画においては、これらの先端的な実験施設の共用に関し、実大三次元震動破壊実験施設については5年間で25件以上、大型耐震実験施設については5年間で42件以上、大型降雨実験施設については5年間で40件以上及び雪氷防災実験施設については5年間で110件以上と、それぞれ数値目標として

設定している。

上記4施設についての平成23年度から26年度までの4年間における共用実績は、実大三次元震動破壊実験施設が18件（数値目標の72.0%）、大型耐震実験施設が31件（数値目標の約73.8%）、大型降雨実験施設が29件（数値目標の72.5%）及び雪氷防災実験施設が87件（数値目標の約79.1%）となっている（資料14参照）が、これらの実績から現中長期目標期間終了時における実績を推計した場合、中には、数値目標を達成することができないこととなる可能性があるものもみられる。

したがって、本法人が保有している先端的な実験施設については、法人経営の観点から、その共用実績を踏まえ、実績の乏しい先端的な実験施設については、その原因分析を行うとともに、分析結果を踏まえ、大学や他の独立行政法人、民間研究機関への積極的な働きかけなど、共用件数の一層の向上のための具体的な取組方針を策定するとともに、次期中長期目標において、当該方針及びそれを踏まえた具体的な数値目標を設定し、取組を着実に実施する必要がある。

IX. 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

第1 事務及び事業の見直し

1 研究開発の目標及び工程の明確化

国立研究開発法人放射線医学総合研究所（以下「本法人」という。）は、重粒子線を用いたがん治療研究や生体における分子レベルの異常を画像化する分子イメージング研究を中心とした「放射線の医学的利用のための研究」と、放射線に関するリスクの低減化や緊急被ばくの際の医療に関する研究を中心とした「放射線安全・緊急被ばく医療研究」を二つの柱として放射線医学に関する研究開発を行っており、現中長期目標期間においては、15 のテーマについて研究開発を実施している。

文部科学省では、本法人の次期中長期目標期間に向けての「見直し内容」において、①研究開発に関し本法人が果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載すること、②達成すべき内容や水準等を具体的に明記すること等としており、今後、本法人が、国の量子科学分野における政策の中で具体的に何を行うこととし、それに対応して個々の研究開発について、いつまでに、どのような成果を出していくかということについて明確化する必要がある。

また、本法人は、平成 28 年 4 月に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の業務の一部（量子ビーム・核融合部門）が統合され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「新法人」という。）に改組されることが予定されており、上記の文部科学省による見直し内容においては、統合することによる効果を最大限引き出すための組織運営については触れられているところ、今後は、研究開発の実施自体についてどのような方針でその成果の拡大を図っていくのかという方針等について明確化する必要がある。

したがって、本法人が実施する研究開発について、以下の措置を講ずるとともに、次期中長期目標に明記する必要がある。

- ① 本法人が行う個々の研究テーマについて、いつまでに、どのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。
- ② 実施することとする個々の研究テーマについて、原子力機構の業務の一部と統合することによりこれまでの研究開発の成果に比して向上させることを目指す内容も含め、政策と関連付けた具体的な目標を設定し、着実に実施すること。

2 重粒子線がん治療に関する研究開発の着実な実施

本法人は、「放射線の医学的利用のための研究」の一環として、重粒子線がん治療に関する研究開発を実施している。これまで、本法人では、平成 6 年に世界に先駆けて重粒子線を用いたがん治療を開始し、15 年には厚生労働省により先進医療として承認され、27 年 3 月末までに 9,021 人のがん患者の治療

を行っており、重粒子線がん治療装置については、本法人が特許を保有している。

文部科学省では、本法人の現中長期目標期間における業務実績について、「見込み評価」により評価を行っており、重粒子線がん治療に関する研究開発については、「重粒子線がん治療の標準プロトコルの確立に関して5つのプロトコルを臨床試験から先進医療へ移行し、呼吸同期3次元高速スキャニング技術の臨床応用、PET画像と重粒子線がん治療との融合も着実に進展し、優れた成果が得られている。」として、目標を達成する見込みであると評価している。

一方、先進医療と位置付けられている重粒子線がん治療については、その保険収載及び普及に向けて、既存の治療法（保険収載されている抗がん剤治療やX線治療等）との効果の比較優位性の実証が喫緊の課題であると考えられる。

したがって、重粒子線がん治療については、そのできる限り早期の普及を目指し、また、それにより特許料収入の増大にも資するため、以下の措置を講ずるとともに、次期中長期目標において明記する必要がある。

- ① 既存の治療法との効果の比較優位性の実証など、実施すべき事項を体系的に整理し、いつまでにどのように進捗させるのか等について明確化し、着実に実施すること。
- ② 原子力機構の業務の一部と統合することによりこれまでの研究開発の成果に比して向上させることを目指し、装置の小型化に資する取組など、具体的な目標を設定し、着実に実施すること。

第2 組織のマネジメント・内部統制体制の整備

原子力機構の業務の統合に伴う新たなマネジメント・内部統制体制の整備

上記第1の1のとおり、本法人は、平成28年4月に原子力機構の業務の一部が統合され、新法人に改組されることが予定されている。これら原子力機構から統合される予定の研究開発業務は、青森県六ヶ所村、茨城県那珂市、群馬県高崎市及び京都府木津川市に所在する原子力機構の各拠点において行われており、本法人への統合後は、それらがそのまま新法人の研究開発拠点となることが予定されている。

このような中、文部科学省による本法人の次期中長期目標期間に向けての「見直し内容」においては、業務統合後の新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施することができるよう、これを支える本部のマネジメント強化や内部統制の向上を図ることとしており、今後、その具体的な方針や取組内容について明確化する必要がある。

したがって、次期中長期目標期間開始当初から、全国各地にそれぞれ相当規模の研究開発拠点を有するというこれまでと異なる体制で実施していく必要があることを踏まえ、研究開発業務に関する本法人としての方針の伝達や責任体

制の明確化など、新法人の新たな体制のもとでのマネジメント及び内部統制の実施体制について早急に整備するとともに、次期中長期目標においてそれらの随時の見直しを明記し、不断の見直しを行う必要がある。

第3 組織の見直し

原子力機構の業務の統合に伴う研究実施体制の見直し

上記第2のとおり、本法人は、平成28年4月に原子力機構の業務の一部が統合され、新法人に改組されることが予定されているが、これにより、新法人の研究開発拠点は、本部を含め、全国5か所に所在することとなる。

このような中、文部科学省による本法人の次期中長期目標期間に向けての「見直し内容」においては、①統合される組織の人的・技術的リソースについて活発な相互利用を促すこと、②異分野の研究者の総合力を結集できる柔軟な組織運営を掲げており、次期中長期目標期間開始当初から原子力機構の業務が統合された新法人で円滑かつ効果的に業務を実施していくために、具体的にどのような研究実施体制を整備するのかということについて明確化する必要がある。

したがって、次期中長期目標期間に向けた研究実施体制について、文部科学省及び本法人の連携のもと早急に整備するとともに、次期中長期目標において、研究開発の効果的かつ効率的な実施のための随時の組織体制の見直しを明記し、不断の見直しを行う必要がある。

X. 独立行政法人国立美術館

第1 事務及び事業の見直し

1 戦略的な展示事業の実施

独立行政法人国立美術館（以下「本法人」という。）は、所蔵作品・美術品等を公衆の観覧に供するため、所蔵作品展のほか、企画展等を開催している。

現中期目標期間における展示事業に関する目標設定の状況をみると、現中期目標には具体的な数値目標は設定されていない。中期計画又は年度計画では、企画展の開催回数、来館者数、展示替え回数（所蔵作品展）等が掲げられているが、例えば、来館者数の実績については、本法人の5美術館の合計で、現中期目標期間の平均実績（約332万9千人）は前中期目標期間の平均実績（約425万人）と比して約78%にとどまっている状況（資料15参照）もあることを踏まえ、今後の展示事業の充実・強化のために、次期中期目標の策定に当たり、どのようなことを目指すのか明確にすることが求められる。

したがって、展覧事業について、国の美術振興政策・施策の達成のためにどのような成果をあげなければならないのかを明確化し、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 展示の目的を踏まえバランスを考慮した中期的な開催方針を策定し、その上で、展覧会の開催回数、来館者数等適切な指標を設定し、施設ごとに、実施する展示内容等に応じた目標を設定すること。
- ② 上記の目標を達成するため、i) 所蔵作品の活用、ii) 展示の意味や展示物の貴重さの周知、iii) 展示の説明資料（冊子・リーフレット）における記述の工夫、iv) 開館時間の延長、v) ミュージアムショップの商品開発の工夫、vi) 外国人観光客を呼び込むためのPR方策・環境整備などについて戦略的に検討し、可能なものから実施すること。

2 文部科学省の政策目的に沿った調査研究の実施・普及

本法人は、所蔵作品の収集、保管、展示等に関連する調査研究を実施している。

本法人の活動は調査研究の成果に基づき実施されるものであるが、現中期目標及び本法人が策定した現中期計画においては、実施する調査研究の内容については記述されているものの、業務実績を評価するための指標となるべき①なぜ、現中期目標期間においてその内容の調査研究を行う必要があるのか、②当該調査研究について、どのような成果を達成するのか、③それらの成果が具体的にどのように活用されることを目指すのかということについて明確になっていない。

したがって、調査研究について、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 本法人が行う調査研究について、次期中期目標において、どのような背景

や必要性のもとに何を調査研究するか、また、どのような成果を出すかについて明確化すること。

- ② 得られた成果をどのようにして普及・活用するかなど、具体的な成果指標を設定し、適切なマネジメントのもと着実に実施すること。

3 美術品等の収集・保管方法等の見直し

本法人においては、美術館の中核的拠点として我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承を行う機関として、各美術館の収集方針に沿って、毎年度、寄贈・寄託品の受入れも含めた美術品の収集を行っており、平成 27 年 3 月現在、収蔵品数は計約 12 万 5,800 点となっている。

しかし、本法人における現状の美術品等の保管状況をみると、所蔵作品が年々増加する中、各美術館の収蔵庫の収納率は、東京国立近代美術館本館が約 125%、同工芸館が約 180%、京都国立近代美術館が約 200%とその収容能力は限界を超えており（資料 16 参照）、次期中期目標期間に向け、ナショナルコレクションの構築に支障をきたすことのないよう、収蔵庫の老朽化・狭隘への抜本的対策が必要である。

したがって、ナショナルコレクションの構築を行うナショナルセンターとして、貴重な美術品等を将来にわたり良質な状態で保管し続けるため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 中長期的な、施設ごとの具体的な方針について早急に確立すること。
- ② 策定した方針に基づき、展示、貸出、スペースの確保等、法人の事業全体のマネジメントの中で、次期中期目標において具体的な収容能力の改善等に関する目標を設定し、計画を策定して、可能なものから実施すること。

第 2 運営の効率化

共同調達等の取組の一層の推進

改革方針において、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会の 4 法人については、法人間又は周辺他機関等との共同調達等の連携を行うこととされている。

本法人においては、現中期目標期間において、一部の消耗品及び役務について他機関との間での共同調達を開始している（資料 17 参照）。

したがって、今後も、改革方針に沿って一層効率的な業務運営を図るため、次期中期目標においては、周辺他機関と共通して調達する消耗品や役務などの共同調達等の対象品目など具体的な目標を設定し、取組を一層推進する必要がある。

第 3 財務内容の改善

自己収入の一層の増加のための取組

本法人の現中期目標においては、「積極的に外部資金の獲得を図るとともに、施設使用料等、自己収入の増加に努めること」とされているが、具体的にどのような取組を行うのか等については明確に示されておらず、平成 26 年度では、本法人の収入額約 134 億円のうち、運営費交付金、補助金等が約 115 億円(約 86%)となっている。

文部科学省による本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」においては、①事業を一層充実させるため、会員制度や寄附制度を充実すること及び民間による施設利用を促進すること、②積極的に外部資金の獲得を図るとともに、施設使用料等、自己収入の拡大に努めること等が示されており、今後、本法人はナショナルセンターとして、美術振興活動を一層充実させるとともに、研究成果の最大化、保有する美術品等を最大限に活かした展示の一層の充実が期待され、そのために、運営費交付金、補助金等以外の多様な財源獲得のための積極的な取組が求められる。

したがって、上記のような本法人の機能の一層の強化に資する自己収入の一層の確保のため、来館者数の増加による自己収入拡大に依存するのみならず、会員制度等の拡充、民間企業による施設利用の拡大などの戦略的な方策を具体的に検討し、次期中期目標においてその数値目標を設定し、法人経営の観点から、着実に実施する必要がある。

XI. 独立行政法人国立文化財機構

第1 事務及び事業の見直し

1 戦略的な展覧事業の実施

独立行政法人国立文化財機構（以下「本法人」という。）は、所有又は受寄している文化財を年間を通じて展示替を行いながら平常展で展示するとともに、一定のテーマの下、他の所有者から借用した文化財を含め、一定期間展示する特別展を開催している。

現中期目標期間における展示事業に関する目標設定の状況をみると、現中期目標には具体的な数値目標は設定されていない。中期計画又は年度計画では、展示に関する外国語パネル等の設置率、特別展の開催回数、平常展・特別展の来館者数、陳列替の件数等が掲げられているが、例えば、展覧会の来館者数については、現中期目標期間内においては、各年度により増減がある状況もあることを踏まえ（資料 18 参照）、今後の展示事業の充実・強化のために、次期中期目標の策定に当たり、どのようなことを目指すのか明確にすることが求められる。

したがって、展覧事業について、国の文化振興政策・施策の達成のために具体的にどのような成果をあげなければならないのかを明確化し、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、展示の目的を踏まえバランスを考慮した中期的な開催方針を策定し、その上で、平常展の陳列替件数、来館者数等適切な指標を設定し、施設ごとに、実施する展示内容に応じた戦略的な数値目標を設定すること。
- ② 上記の目標を達成するため、i) 所蔵文化財の活用、ii) 展示の意味や展示物の貴重さの周知、iii) 外国人観光客を呼び込むためのPR方策、iv) 開館時間の延長、v) ミュージアムショップの活性化などについて戦略的に検討し、着実に実施すること。

2 文部科学省の政策目的に沿った調査研究の実施・普及

本法人は、国内外の機関との共同研究や研究交流を含め、文化財に関する基礎的・体系的な調査研究を実施している。

しかし、現中期目標及び本法人が策定した現中期計画においては、実施する調査研究の内容については記述されているものの、業務実績を評価するための指標となるべき①なぜ、現中期目標期間においてその内容の調査研究を行う必要があるのか、②当該調査研究について、いつまでに、具体的にどのような成果を達成するのか、③それらの成果が具体的にどのように活用されることを目指すのかということについて明確になっていない。

したがって、調査研究について、国の文化財保護政策・施策の達成のため

に具体的にどのような成果をあげなければならないのかについて明確化し、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 本法人が行う調査研究について、次期中期目標において、どのような背景や必要性のもとに何を調査研究するか、また、いつまでにどのような成果を出すかについて明確化し、具体的な計画を策定すること。
- ② 調査研究ごとに、得られた成果をどのようにして広く普及・活用されることとするか、具体的な成果指標を設定し、適切なマネジメントのもと着実に実施すること。

3 地方公共団体等の職員に対する研修の一層効果的な実施

本法人は、文化財保護に関する中核的拠点として、地方公共団体等の職員の資質の向上を図るため、文化財の保存修復に関する研修、埋蔵文化財の発掘等に関する研修等を実施しており、平成 26 年度においては、約 200 名が参加している。このほか、文化財の保存修理事業者等を対象とする研修会等を、関係機関と連携協力して実施している。

しかし、これらの研修等については、現中期目標及び現中期計画において、どのような成果を目指すのかということについては示されておらず、また、これらの研修が、我が国の文化財の保護等にどのように寄与しているのか、実際に全国各地の文化財を取り扱う現場においてどのように活用されているかということについて把握することができる仕組みも設けていない。

したがって、将来にわたって地方公共団体等の職員の資質の向上を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 本法人が実施する研修について、長期的なビジョンで専門的知見・経験を有する日本の文化財保護における中核的な人材を育成していく観点から、今後、地方公共団体及び公私立の美術館・博物館とどのように連携し、どのような者を対象として、どのような内容の研修を実施していくこととするかについて、研修体系を策定すること。
- ② 本法人が実施する研修が、我が国の文化財の保護等にどのように寄与しているのか、また、実際に全国各地の文化財を取り扱う現場においてどのように活用されているかということについて把握することができる仕組みを設けること。
- ③ 策定した研修体系に基づき、それらの研修によりどのような成果を得ようとするかということについて、活用された実績の指標など次期中期目標において、アウトカム目標として明記すること。

4 収蔵品の収集・保管方法等の見直し

本法人においては、文化財の保存と継承の中核的拠点として収蔵品の整備と、次世代への継承を行う機関として、各博物館の収集方針に沿って毎年度、

寄贈・寄託品の受入れも含めた文化財の保管を実施しており、平成 26 年度末現在において、収蔵品約 12 万 5,700 件、寄託品約 1 万 1,800 件、計約 13 万 7,600 件を保管している。

しかし、本法人における、現状の収蔵品の保管状況は、所蔵作品が年々増加する中、各博物館とも収蔵庫の収納率が 100%を超え、収容能力は限界にある状況であり（資料 19 参照）、次期中期目標期間に向け、ナショナルコレクションの構築に支障をきたすことのないよう、収蔵庫の老朽化・狭隘への抜本的対策が必要な状況である。

したがって、ナショナルコレクションの構築を行うナショナルセンターとして、貴重な文化財を将来にわたり良質な状態で保管し続けるため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 博物館ごと、分野ごとの中長期的な文化財保存のための具体的な方針について、早急に確立すること。
- ② 策定した方針に基づき、展示、貸出、スペースの確保等、法人の事業全体のマネジメントの中で、次期中期目標において、具体的な収容能力の改善に関する目標を設定し、計画を策定して着実に実施すること。

第 2 運営の効率化

共同調達等の取組の一層の推進

改革方針において、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会の 4 法人については、法人間又は周辺他機関等との共同調達等の連携を行うこととされている。

本法人においては、現中期目標期間において、一部の消耗品及び役務について他機関との間での共同調達を開始している（資料 20 参照）。

したがって、今後も、改革方針に沿って一層効率的な業務運営を図るため、次期中期目標においては、周辺他機関と共通して調達する消耗品や役務などの共同調達等の対象品目など具体的な目標を設定し、取組を一層推進する必要がある。

第 3 財務内容の改善

自己収入の一層の増加のための取組

本法人の現中期目標においては、「積極的に外部資金の獲得を図るとともに、施設使用料等、自己収入の増加に努めること」とされているが、具体的にどのような取組を行うのか等については明確に示されておらず、平成 26 年度では、本法人の収入額約 146 億円のうち、運営費交付金、補助金等が約 116 億円（約 79%）となっている。

文部科学省による本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」においては、①事業を一層充実させるため、会員制度や寄附制度を充実すること、及び民間による施設利用を促進すること、②積極的に外部資金の獲得を図るとともに、

施設使用料等、自己収入の拡大に努めること等が示されており、今後、本法人はナショナルセンターとして、文化財保護活動を一層充実させるとともに、研究成果の最大化、保有する収蔵品等を最大限に活かした展示の一層の充実が期待され、そのために、運営費交付金、補助金等以外の多様な財源獲得のための積極的な取組が求められる。

したがって、上記のような本法人の機能の一層の強化に資する自己収入の一層の増加のため、来館者数の増加による自己収入拡大に依存するのみならず、会員制度等の拡充、民間企業による施設利用の拡大などの具体的な方策を検討し、次期中期目標においてその数値目標を設定し、法人経営の観点から、着実に実施する必要がある。

XII. 独立行政法人教員研修センター

第1 事務及び事業の見直し

1 国の政策目的に沿った効果的な研修への見直し

独立行政法人教員研修センター（以下「本法人」という。）は、学校教育関係職員に対し、その資質の向上を図ることを目的とした研修等を実施しており、平成 27 年度においては、①学校教育において中心的な役割を担う校長、教頭、中堅教員等に対する学校経営研修（2 研修）、②学校現場が抱える喫緊の重要課題に関する指導者等の養成研修（14 研修）のほか、③地方公共団体から委託を受けて実施する研修（6 研修）を、計約 8,300 名を対象に実施することとしている。

一方、文部科学省では、今後の学校教育について、初等中等教育からのグローバル化教育、アクティブ・ラーニング（主体的・協働的な学び）などの方向性を打ち出しており、本法人においては、今後、このような同省の学校教育に関する政策・施策の方向性に即応して、教員の資質向上のための研修事業を実施していくことが求められる。

(1) 国の施策・政策に即応した研修体系等の確立

文部科学省では、上記の方向性を踏まえ、本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」において、研修事業について、①研修事業の再構築を図ることとし、そのための具体的な工程を策定、②アクティブ・ラーニングに係る研修プログラムモデルを構築し、普及を図ることなどを掲げており、今後、研修等をどのように国の政策・施策の方向性に沿った体系とするのか、また、アクティブ・ラーニングに係る研修プログラムモデルについて、いつまでに構築し、どのように活用されることを目指すのかということについての方針等を策定する必要がある。

(2) 研修に関する目標値の見直し

本法人が現在実施している研修に関しては、現中期目標において、①本法人が設定する研修受講者数に対する実際の受講者の参加率について毎事業年度平均 85%以上、②研修受講者に対して実施するアンケート調査において、平均 85%以上の有意義であったとのプラス評価の確保、③都道府県教育委員会等に対して実施するアンケート調査において、事業年度平均 80%以上の効果的に活用できているとのプラス評価の確保などの目標値が設定されている。

しかし、これらの目標値については、以下のとおり、実施している研修をより教員の資質向上の効果等の検証及びその結果を踏まえた見直しに資するものとなっているとは言い難い状況となっている。

① 目標値について

本法人の第2期中期目標策定時（平成 16 年）以降、数値の変更がなさ

れた実績はなく、現時点において求められる研修成果として妥当な水準となっているかということについて検討する必要がある。

また、それぞれの目標値の設定方法についても、i) 参加率については、第1期中期目標期間の実績（概ね80%以上）と、第2期の定員の見直し等を踏まえ「85%以上」としたとしているが、5%上乗せしたまま現在に至っている、ii) 有意義であったとの評価については、指標自体は研修の効果を把握する上で有効であると考えられるものの、その目標値については、第1期中期目標策定時（平成13年）に、以前実施していた研修での実績を全ての研修の目標値として設定したまま現在に至っている、iii) 活用されているとの評価については、裏付けとなる実績が当時存在しなかったため、有意義であったとの評価より若干低い目標値を設定したまま現在に至っているなど、設定されている指標及び目標値は、本法人自らが実施している研修に関する理念に基づき合理的に説明できるものとなっていない。

② 研修の内容、方法等について

実施している研修の内容、方法等の見直しや廃止については、現中期計画においてその基準を示している。研修の内容、方法等の見直しの内容は、i) 参加率が85%を下回った場合、ii) 有意義率が85%を下回った場合、iii) 成果活用率が80%を下回った場合としている。また、廃止等の内容は、i) 都道府県教育委員会等に対して実施するアンケート調査において成果活用率が50%以下となった場合は、当該研修の廃止を含め見直し等の措置を講じる、ii) 都道府県ごとの参加者数に著しい差がある場合は、その要因等を分析し、規模、その方法の適正化を図るなど、所要の措置を講じる、などとなっている。

しかし、廃止等の基準の上記i) に関しては、成果活用率が50%以下という数値の根拠が明確となっていないほか、同基準の上記ii) に関しては、都道府県ごとの参加者数の差が著しい場合がどのような場合か（具体的にどのような場合が見直しの対象となるのか）が明確になっていない。

③ 現中期目標期間における研修実績について

参加率、有意義であったとのプラス評価の割合は全ての研修でほぼ100%となっているところ、これまで本法人において上記目標値が実態を踏まえた妥当なものとなっているかということについて検証等は行われていない。

したがって、本法人が実施する研修について、文部科学省及び本法人が密に連携することにより、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 研修の実施状況を踏まえた課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国の政策・施策に即応して本法人が実施する教員の資質向上のための研修に求められるニーズを的確に把握し、それらを踏まえ、早急に、社会情勢の変化等を踏まえた集中と選択により、今後、本法人が実施しなければならない研修、全研修のうちどの程度の研修にアクティブ・ラーニングによる研修要素を取り入れるのかなどを整理し、研修体系を策定すること。
- ② 策定した研修体系に基づき、どのような背景や必要性のもとにどのような研修を行うかということについて明確化し、次期中期目標においてこれらの内容について具体的に明記すること。
- ③ 実施することとする研修等に関する目標値の指標及び水準について、上記(1)における研修方針、体系等の見直しと併せて、それぞれの研修等の目的に照らした成果をよりの確に評価できる指標への整理・見直しを行うとともに、当該指標ごとに達成すべき具体的な数値目標を設定し、着実に実施すること。
- ④ アクティブ・ラーニングに係る研修プログラムモデルの構築について、いつまでに成果を出し、どのように活用するかについて、早急に、具体的な工程を策定するとともに、当該プログラムモデルの活用実績の指標等を具体的な目標値として設定し、着実に実施していくこと。

2 本法人の機能強化のための具体的方策の推進

本法人では、現中期目標期間において、①地方教育行政の責任者に対する研修機会の確保のため、教育長セミナーを新たに実施する、②教員研修に関し、本法人と大学、都道府県等との相互連携強化のため、日本教職大学院協会等との連携協力協定を締結するなどの取組を実施している。

今後、国の学校教育に関する政策・施策の方向性に対応した研修事業への再構築の中で、いかに効果的な研修内容を構築していくか、また、それをどのように教育現場に反映させるようにしていくかということが重要であると考えられる。

したがって、教員研修におけるナショナルセンターとしての一層の機能強化の観点から、①大学や都道府県等との連携、②都道府県等と大学との間の橋渡し、③ICTを活用したダイレクトアプローチなど、教員養成に関わる機関との間で中核的な役割を果たすために何を行い、いつまでにどのような水準を達成するか、また、それらの取組により、どのような成果を得るかというアウトカムについて、次期中期目標において具体的な目標として設定し、着実に実施していく必要がある。

3 教員研修に関する専門職員の育成

本法人では、アクティブ・ラーニングなど今後求められる新たな指導方法

等について、教員の指導力向上のための研修プログラムモデルの構築を目指すプロジェクトとして、平成 27 年 4 月、次世代型教育推進センターを設置し、取組を開始している。

現時点において、次世代型教育推進センターで業務に従事しているのは、本法人の職員と各都道府県から研修員として派遣された者である。

今後、教員研修におけるナショナルセンターとして教員研修に関わる機関との間で中核的な役割を果たしていくためには、今後求められる教員研修に関するモデル構築などノウハウを本法人において蓄積することが必要であり、そのための専門的知見を有する職員の育成が急務と考えられる。

したがって、次期中期目標において、今後教員研修に求められる専門的知見を有する職員の育成について、どのような方法で職員の知見を高めていくかということについて具体的な方法を明記するとともに、数値目標等を設定し、法人全体のマネジメントの中で、着実に実施していく必要がある。

なお、上記 1～3 の取組については、本法人に教員の資質能力の向上に関する調査・分析・研究開発や情報の整理・収集・提供等を担う全国的な拠点としての役割を担わせるための文部科学省による業務見直し等の検討結果をも踏まえ、行うものとする。

第 2 運営の効率化

1 保有施設の有効活用

本法人では、研修受講者の利用、職員の福利厚生等を目的として、体育施設（グラウンド、体育館及びテニスコート）を保有している。

これらの体育施設について、研修期間は研修生の利用に供しているとしているが、本法人において、研修受講者及び職員が実際にどの程度使用されているかということについては把握していない。また、体育館については、外部貸出を行うこととしてはいるものの、平成 25 年度の貸出実績はなく、26 年度の貸出実績は 1 日のみとなっており、その利用率は著しく低調である。

したがって、本法人が保有している体育施設については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日 総務省行政管理局）を踏まえ、及び自己収入を拡大する観点からも、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 施設の利用目的を検討した上で、体育施設として利用する場合は、研修受講者への供用にとどまらず、地域のスポーツ施設又は多目的利用施設等として有効に活用されるよう、費用対効果も勘案し、各種団体への積極的な働きかけなど具体的な方策を策定すること。
- ② 体育施設の稼働率など利用に関する具体的な目標値等を設定し、それらを次期中期目標に明記した上で、経営層による適切なマネジメントのもと、

目標達成に向けた取組を推進すること。

2 共同調達等の取組の一層の推進

改革方針において、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び教員研修センターの4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移すとされている。

本法人では、改革方針を受けて、上記4法人間において、間接業務（予定価格作成に係る積算業務等）の共同実施を行っているほか、一部の消耗品について共同調達を実施しているが（資料1参照）、現状においては、取組が開始されて間がなく、その効果は限定的であると考えられる。

したがって、今後、改革方針に沿って一層効率的な業務運営を図るため、次期中期目標においては、共通的な役務（建物の維持管理、清掃等）なども含めた共同調達の対象品目の拡大など、法人間における間接業務の共同実施や共同調達の実施について、調達品目数など具体的な数値目標を設定し、取組を一層推進する必要がある。

第3 財務内容の改善

一般管理費及び業務経費の削減実績の的確な把握等

本法人では、一般管理費、業務経費について、現中期目標において「中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費2%以上の業務の効率化を図る」として、削減のための取組を実施している。

文部科学省では、本法人の現中期目標期間における業務実績について評価を行うとともに、毎年度の業務実績についても評価を行っている。しかし、例えば、平成25年度についてみると、同年度の業務実績評価においては、同年度と前年度の予算額を比較して、一般管理費が10.8%、業務経費が4.7%それぞれ削減されたとしているが、一方、実績として24年度からどの程度削減されたかということについて、各年度の法人が公開している決算に基づき比較してみると、一般管理費が4.9%、業務経費が13.1%それぞれ削減された計算となる。

したがって、一般管理費、業務経費の削減の取組について、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 一般管理費、業務経費の削減状況については、実績としての削減額を的確に把握するとともに、増加している場合は要因等の分析を行い、その内訳等を公表すること。
- ② 引き続き、一般管理費、業務経費の一層の削減方策を検討するとともに、当該方策を具体的に目標として明記し、着実に実施すること。

参 考 資 料

資料 1

共同調達の実施状況（国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び教員研修センター）

物品名	開始時期	検討・実施状況等
蛍光管	平成26年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1月から各四半期毎に調達を3法人(注2)で実施
事務用品（ドットファイル等）	平成27年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から各四半期毎に調達を4法人で実施
封書運送業務（メール便）	平成28年度 （予定）	ヤマト運輸のメール便廃止に伴い、代替サービスや他社の動向等を踏まえ、平成28年度中に3法人(注3)で実施するための対応を検討する。
電気供給	平成29年度 （予定）	平成29年4月から4法人で実施するために、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。
デジタル複合機（コピー機）の賃貸借・保守業務	平成29年度 （予定）	平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえ、費用対効果の検証等を行う。
事務用品（事務用電子計算機）の賃貸借	平成31年度 （予定）	市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。

（注）1 文部科学省の提出資料に基づき作成

2 国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構及び教員研修センターの3法人

3 国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び教員研修センターの3法人

資料 2

講師寄宿舍の利用料金改定及び内容

料金改定年月	利用料金 （1泊目）	利用料金 （2泊目以降）	備考
平成13年4月	2,300円	1,100円	1泊目に雑費1,300円、2泊目以降に雑費100円含む。
平成16年4月	2,400円	1,100円	1泊目に雑費1,400円、2泊目以降に雑費100円含む。
平成21年4月	6,200円	4,800円	1泊目に雑費1,400円含む。
平成24年10月	4,400円	3,000円	1泊目に雑費1,400円含む。

（注）1 文部科学省の提出資料に基づき作成

2 平成13年3月以前は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日付け蔵管第1号大蔵省管財局長通知）により毎年度算出

資料 3

講師寄宿舍の利用料収入及び維持管理費の推移

(単位：円)

区分	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
利用料収入	4,344,336	4,309,768	5,369,368	5,336,968
維持管理費	6,614,754	11,879,579	10,222,306	8,603,020
収支	△2,270,418	△7,569,811	△4,852,938	△3,266,052

(注) 文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 4

地方 27 施設（国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家）の総利用者数、宿泊利用者数及び宿泊団体数の推移

年度	総利用者数	宿泊利用者数	宿泊団体数
平成 24 年度	3,113,602 人	2,449,183 人	18,470 団体
25 年度	3,146,246 人	2,428,170 人	18,218 団体
26 年度	3,094,563 人	2,386,212 人	17,812 団体

(注) 文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 5

保有施設の稼働率の推移（平成 23 年度～26 年度）

(単位：％)

年度	宿泊施設	講堂	大会議室	150 人室	100 人室	50 人室	36 人室
23 年度	31.8	34.9	31.7	52.2	50.5	29.3	40.2
24 年度	33.8	45.2	42.3	54.7	52.9	38.3	56.2
25 年度	40.3	47.9	43.5	51.2	57.1	44.7	58.5
26 年度	37.8	44.1	40.3	50.2	54.1	39.3	52.3

年度	24 人室	マルチメディア	20 人室	団体控室	講師控室	調理室	試食室
23 年度	47.3	39.1	25.4	34.9	18.6	21.2	27.7
24 年度	49.2	42.3	29.6	38.9	19.3	22.1	27.0
25 年度	43.8	43.7	29.1	35.8	17.3	25.2	24.1
26 年度	43.6	39.7	27.8	37.7	19.4	23.0	28.7

年度	美工室	音楽室	ミーティング	談話室	体育館	テニスコート
23 年度	43.0	55.8	38.6	42.9	33.0	55.1
24 年度	40.9	52.3	39.4	46.7	31.0	51.8
25 年度	43.6	56.9	44.9	53.6	37.5	40.7
26 年度	41.1	59.5	42.7	59.4	34.9	44.4

(注) 1 文部科学省の提出資料に基づき作成

2 網掛けは、稼働率が 50%以下のもの

資料 6

入場者数の推移

○第 2 期（平成 18 年度～22 年度）中期目標期間（単位：人）

年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	計（目標値）
入場者数	1, 761, 257	1, 907, 826	1, 610, 348	1, 774, 179	1, 862, 655	8, 916, 265 (6, 000, 000)

○第 3 期（平成 23 年度～27 年度）中期目標期間（単位：人）

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計（目標値）
入場者数	1, 803, 949	2, 144, 001	2, 365, 389	1, 735, 420	—	8, 048, 794 (6, 500, 000)

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 7

登録標本数の推移（平成 23 年度～26 年度）

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	増加点数 (23→26 年度)
登録標本数	4, 075, 991	4, 140, 592	4, 217, 425	4, 296, 638	268, 934

(注) 1 文部科学省の提出資料に基づき作成

2 (参考) 諸外国の博物館等が保有する標本数

スミソニアン国立自然史博物館 (米) : 1 億 2, 700 万点、大英自然史博物館 (英) : 8, 000 万点、

パリ国立自然史博物館 (仏) : 6, 800 万点

資料 8

YS-11 量産初号機に係る年間維持管理経費等（平成 23 年度～26 年度）(単位：円)

年度	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
寄附金 収入額	426, 840	530, 047	850, 849	615, 655
年間維持 管理経費	7, 794, 070	6, 922, 474	8, 129, 234	8, 661, 879
差 額	▲7, 367, 230	▲6, 392, 427	▲7, 278, 385	▲8, 046, 224

(注) 文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 9

Y S-11 量産初号機の展示・公開実績（平成 23 年度～26 年度） (単位：人)

年度	展示等名称	公開日	参加者数
平成 23 年度	羽田空港空の日フェスティバル 2011	平成 23 年 10 月 22・23 日	1, 557
	学生紙飛行機世界大会国内最終予選	平成 24 年 3 月 28 日	270
24 年度	羽田空港空の日フェスティバル 2012	平成 24 年 9 月 22 日	1, 785
	青少年ものづくりフェスタ 2013 紙 飛行機を飛ばそう!!!	平成 25 年 3 月 26 日	114
25 年度	羽田空港空の日フェスティバル 2013	平成 25 年 9 月 28 日	1, 553
	第 9 回全日本学生室内飛行ロボット コンテスト	平成 25 年 10 月 12・13 日	約 500
	青少年ものづくりフェスタ 2014 紙 飛行機を飛ばそう!!!	平成 26 年 3 月 27 日	106
26 年度	羽田空港空の日フェスティバル 2014	平成 26 年 9 月 27 日	約 7, 000

(注) 文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 10

現中期目標期間における共同調達の実施状況（国立科学博物館）

案件名	実施年度	共同調達実施法人
トイレトペーパーの調達	平成23年度～	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学
一般廃棄物（動物死体及び付随汚物）搬出処理業務	平成25年度～	国立大学法人筑波大学
廃棄物処理業務	平成23年度～	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学
再生 P P C 用紙	平成23年度～	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学
古紙売払	平成23年度～	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 11

動画配信サイトにおける動画公開本数、閲覧回数及び登録者数の推移

年月	本数（本）	閲覧回数（回）	登録者数（人）
平成 25 年 1 月	16	0	0
平成 26 年 1 月	48	167, 023	465
平成 27 年 1 月	72	1, 338, 934	4, 819
同年 10 月	92	2, 109, 116	7, 043

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 12

特許の維持管理費用と実施許諾収入の推移（平成 23 年度～26 年度）（単位：千円）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	計
維持管理費用	222, 350	228, 017	298, 807	278, 608	1, 027, 782
実施許諾収入	511, 112	395, 866	491, 813	598, 770	1, 997, 561
差 額	288, 762	167, 849	193, 006	320, 162	969, 779

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 13

研究設備等の外部への共用件数の推移（平成 23 年度～26 年度）（単位：件）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
強磁場施設	44	36	13	20
大型放射光施設のビームライン	16	8	5	4
超高圧電子顕微鏡施設	42	85	122	125
合計	102	129	140	149
現中期計画における目標値 （合計値のみ設定）	125	125	125	125

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成

資料14

先端的な実験施設の外部への共用実績

実験施設名	数値目標 （23～27年度）	共用実績 （23～26年度）	達成率
実大三次元震動破壊実験施設	25件以上	18件	72.0%
大型耐震実験施設	42件以上	31件	73.8%
大型降雨実験施設	40件以上	29件	72.5%
雪氷防災実験施設	110件以上	87件	79.1%

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 15

来館者数の推移

○第 2 期（平成 18～22 年度）中期目標期間

（単位：人）

施設名		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	平均
合計		3,348,077	4,311,496	4,409,808	4,556,325	4,625,398	4,250,221
東京国立近代美術館	本館	700,336	454,875	517,532	595,100	458,728	545,314
	工芸館	163,592	66,459	111,112	121,680	82,182	109,005
	フィルムセンター	134,069	142,256	132,017	129,195	122,650	132,037
京都国立近代美術館		723,964	225,273	630,407	297,926	328,930	441,300
国立西洋美術館		612,330	830,838	1,235,130	1,288,201	572,900	907,880
国立国際美術館		515,092	744,382	731,138	974,456	1,252,858	843,585
国立新美術館		498,694	1,847,413	1,052,472	1,149,767	1,807,150	1,271,099

○第 3 期（平成 23～26 年度）中期目標期間

（単位：人）

施設名		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	平均	対第 2 期中期目標 期間比
合計		3,553,183	3,442,227	3,396,956	2,925,482	3,329,462	78.3%
東京国立近代美術館	本館	573,521	406,886	435,569	389,193	451,292	82.8%
	工芸館	113,514	96,371	102,144	77,093	97,281	89.2%
	フィルムセンター	122,464	105,517	94,061	122,731	111,193	84.2%
京都国立近代美術館		315,766	254,283	277,387	246,035	273,368	61.9%
国立西洋美術館		1,246,430	989,344	1,316,842	475,587	1,007,051	110.9%
国立国際美術館（注 2）		491,488	497,651	348,138	188,410	381,422	45.2%
国立新美術館		690,000	1,092,175	822,815	1,426,433	1,007,856	79.3%

（注） 1 文部科学省の提出資料に基づき作成

2 国立国際美術館では第 3 期中期目標期間から集計方法の見直しを行っている。

資料 16

各美術館の収蔵庫の収納率の状況

施設		収納率（概数）
東京国立近代美術館	本館	約125%
	工芸館	約180%
	フィルムセンター	約47%
京都国立近代美術館		約200%
国立西洋美術館		約75%
国立国際美術館		約100%

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 17

現中期目標期間における共同調達の実施状況（国立美術館）

案件名	実施年度	共同調達実施法人
トイレットペーパー	平成23年度～	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学
廃棄物処理業務	平成23年度～	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学
再生 P P C 用紙	平成23年度～	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学
古紙売払	平成23年度～	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 18

各博物館の来館者数の推移

（単位：人）

	23年度	24年度	25年度	26年度
合計	3, 178, 414	3, 347, 505	2, 660, 010	3, 734, 433
東京国立博物館	1, 756, 590	1, 555, 694	1, 322, 288	1, 913, 643
京都国立博物館	239, 767	234, 540	148, 429	539, 134
奈良国立博物館	469, 463	450, 235	461, 690	476, 993
九州国立博物館	712, 594	1, 107, 036	727, 603	804, 663

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成

資料 19

各博物館の収蔵庫の収納率の状況

施設名	収納率（概数）
東京国立博物館	100%以上
京都国立博物館	100%以上
奈良国立博物館	100%以上
九州国立博物館	100%以上

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成した。

資料 20

現中期目標期間における共同調達の実施状況（国立文化財機構）

案件名	実施年度	共同調達実施法人
トイレトペーパー	平成23年度～	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学
廃棄物処理業務	平成23年度～	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学
再生 P P C 用紙	平成23年度～	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学
古紙売払	平成23年度～	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学

（注）文部科学省の提出資料に基づき作成

法人の概要 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

所管	文部科学省	主管課	初等中等教育局特別支援教育課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 46.10 文部省国立特殊教育総合研究所 → 平 13.1 文部科学省国立特殊教育総合研究所 → 平 13.4 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 → 平 19.4 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所										
組織体制	所在地：（本部）神奈川県横須賀市野比5－1－1										
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（非常勤2）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 69 人 非常勤職員数： 24 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第3条】 特別支援教育に関する研究のうち、主として実地的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条】 1. 特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うこと。 2. 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。 3. 1の研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。 4. 特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。 5. 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。 6. 1から5の業務に附随する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	1,082	939	883	981	1,087	運営事業費	1,046	958	909	1,006	1,091
平成 25 年度 運営費交付金				27		（人件費）	（741）	（653）	（561）	（744）	（666）
平成 24 年度 運営費交付金			40			（業務経費）	（249）	（247）	（257）	（262）	（398）
平成 23 年度 運営費交付金		48				（一般管理費）	（57）	（57）	（91）	（98）	（27）
施設費補助金	24	19	21		53	施設整備費	24	19	21		53
寄附金収入	0.1	1	36	0.03		寄附金	3	4	3	10	
雑収入	13	11	12	13	5	科研費間接経費	5	7	8	7	
科研費間接経費	5	7	8	7		受託事業等	2				
受託事業等	2										
合計	1,126	1,024	999	1,028	1,144	合計	1,080	987	941	1,023	1,144

法人の概要 独立行政法人大学入試センター

所管	文部科学省	主管課	高等教育局大学振興課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 51.5 国立大学入試改善調査施設 → 昭 52.5 大学入試センター → 平 13.4 独立行政法人大学入試センター										
組織体制	所在地：（本部）東京都目黒区駒場2－19－23										
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 91 人 非常勤職員数： 28 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人大学入試センター法第3条】 大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育の振興に資することを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人大学入試センター法第 13 条第1項】 1. 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。 2. 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。 3. 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。 4. 1から3の業務に附帯する業務を行うこと。 【独立行政法人大学入試センター法第 13 条 3 項】 5. 上記の業務のほか、上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人の委託を受けて、これらの者が実施する試験の採点及び結果の分析に関する業務を行うことができる。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
検定料	9,904	10,213	9,979	9,951	9,967	業務経費	10,358	10,738	10,654	11,136	11,991
成績提供手数料	826	836	857	842	837	（人件費）	（680）	（623）	（617）	（772）	（711）
成績通知手数料	334	336	341	335	335	（試験実施経費）	（9,489）	（9,937）	（9,898）	（10,246）	（11,133）
受託事業収入	1	1	1			（センター試験情報提供経費）	（17）	（14）	（14）	（11）	（14）
その他	371	24	27	29	19	（入学者選抜方法改善研究費）	（172）	（165）	（125）	（107）	（133）
大学改革推進等補助金運営費交付金					90	一般管理費	253	216	215	223	361
						予備費					20
						受託事業経費	1	1	1		
						大学改革推進等補助事業費					90
合計	11,436	11,410	11,205	11,157	11,248	合計	10,613	10,995	10,869	11,359	12,462

法人の概要 独立行政法人国立青少年教育振興機構

所管	文部科学省	主管課	生涯学習政策局青少年教育課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31 (5 年)
沿革	昭 40.4 オリンピック記念青少年総合センター(特殊法人) → 昭 55.5 国立オリンピック記念青少年総合センター → 平 13.4 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター(*)		昭 34.4 国立中央青年の家(以降、順次国立青年の家設置(計 13)) → 平 13.4 独立行政法人国立青年の家(*)	昭 50.10 国立室戸少年自然の家(以降、順次国立少年自然の家設置(計 14)) → 平 13.4 独立行政法人国立少年自然の家(*)	
	平 18.4 (*) 統合 → 独立行政法人国立青少年教育振興機構				
組織体制	所在地: (本部)東京都渋谷区代々木神園町3-1 (国立オリンピック記念青少年総合センター)東京都渋谷区代々木 (国立青少年交流の家):全国 13 箇所(大雪、岩手山、磐梯、赤城、能登、中央、乗鞍、淡路、三瓶、江田島、大洲、阿蘇、沖縄) (国立青少年自然の家):全国 14 箇所(日高、花山、那須甲子、信州高遠、妙高、立山、若狭湾、曾爾、吉備、山口徳地、室戸、夜須高原、諫早、大隅)				
役員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤3、非常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 504 人 非常勤職員数: 208 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	【独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条】 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人国立青少年教育振興機構法第 11 条第1項】 1. 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修(以下「青少年教育指導者等研修」という。)及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修(以下「青少年研修」という。)のための施設を設置すること。 2. 1の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。 3. 1の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。 4. 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。 5. 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。 6. 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。 7. 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。 イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者(以下「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動 ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動 ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発 8. 1から7の業務に附帯する業務を行うこと。 【独立行政法人国立青少年教育振興機構法第 11 条第2項】 9. 上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、1の施設を一般の利用に供することができる。				

平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額) (単位: 百万円)											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	9,479	9,032	8,939	9,162	9,029	運営費	10,425	10,451	10,408	11,180	10,609
施設整備費補助金	214	393	267	325		(一般管理費)	(5,348)	(5,413)	(5,241)	(5,643)	(6,140)
事業収入等	1,417	1,612	1,617	1,697	1,579	(事業費)	(3,018)	(3,010)	(2,987)	(2,965)	(2,169)
寄附金収入	73	54	84	295		(基金事業費)	(2,059)	(2,028)	(2,179)	(2,572)	(2,300)
受取利息	0.002	0.002	0.002	0.002		受託業務費	178	111	85	90	
雑益	38	55	49	64		立山町教育振興に 対する補助金事業費				0.1	
受託収入	178	111	85	90		教員講習開設事業 費等補助金事業費			0.1		
立山町教育振興 に対する補助金				0.1		寄附金事業費等			57	71	
教員講習開設事 業費等補助金			0.1			子ども自然体験活 動等助成金		20			
安心こども基金事 業補助金	0.5					安心こども基金事 業補助金事業費	0.5				
民間出えん金	7	8	7	808		施設整備費	214	393	267	325	
前年度繰越金	4	634	919	1,144							
合計	11,411	11,899	11,966	13,583	10,609	合計	10,817	10,975	10,817	11,667	10,609

法人の概要 独立行政法人国立女性教育会館

所管	文部科学省	主管課	生涯学習政策局 男女共同参画学習課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）			
沿革	昭 52.7 国立婦人教育会館設置（文部省の附属機関） → 平 13.1 国立女性教育会館に改称 → 平 13.4 独立行政法人国立女性教育会館設立										
組織体制	所在地：（本部）埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地										
役員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（非常勤2）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 23 人 非常勤職員数： 15 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人国立女性教育会館法第3条】 女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人国立女性教育会館法第 11 条第 1 項】 1. 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。 2. 1の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。 3. 1の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。 4. 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。 5. 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。 6. 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。 7. 1から6の業務に附帯する業務を行うこと。 【独立行政法人国立女性教育会館法第 11 条第2項】 8. 1から7の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、1の施設を一般の利用に供することができる。										
平成 23～27 年度における決算額（27 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	562	530	530	522	540	業務経費	327	352	370	342	360
入場料等収入	84	99	115	107	129	（研修関係）	（237）	（274）	（312）	（272）	（268）
受託収入	21	5	5	5	5	（調査・研究関係）	（13）	（9）	（11）	（18）	（31）
寄附金収入	7	0.7	0.8	0.8		（情報関係）	（76）	（69）	（47）	（53）	（61）
施設整備費補助金					144	受託経費	21	5	5	5	5
						一般管理費	276	259	253	255	309
						（人件費）	（176）	（163）	（160）	（175）	（187）
						施設整備費補助金					144
合計	675	635	652	636	818	合計	624	616	627	602	818

法人の概要 独立行政法人国立科学博物館

所管	文部科学省	主管課	生涯学習政策局社会教育課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	明 10.1 文部省教育博物館 → 明 14.7 文部省東京教育博物館 → 明 22.7 高等師範学校附属東京博物館 → 大 3.6 文部省東京教育博物館 → 大 10.6 文部省東京博物館 → 昭 6.2 文部省東京科学博物館 → 昭 24.6 文部省国立科学博物館 → 平 13.1 文部科学省国立科学博物館 → 平 13.4 独立行政法人国立科学博物館										
組織体制	所在地：（上野本館）東京都台東区上野公園 7-20 （附属自然教育園）東京都港区、（筑波実験植物園）茨城県つくば市										
役職員数	役員数： 館長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2)（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 125 人 非常勤職員数： 124 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人国立博物館法第3条】 博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人国立博物館法第 12 条】 1. 博物館を設置すること。 2. 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。 3. 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。 4. 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。 5. 1の博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。 6. 3及び4の業務に関し、博物館その他これに類する施設の職員その他の関係者に対する研修を行うこと。 7. 3及び4の業務に関し、博物館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 8. 自然史に関する科学及びその応用に関する調査及び研究の指導、連絡及び促進を行うこと。 9. 1から8の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	3,385	2,935	2,773	2,783	2,765	業務経費	2,457	1,936	2,411	1,813	1,508
施設整備費補助金等	3,062	216	788	2,076	-	(展示関係経費)	(759)	(819)	(1,032)	(734)	(711)
研究開発施設共用等促進費補助金	25	24	26	25	-	(研究関係経費)	(1,447)	(839)	(1,075)	(801)	(611)
入場料等収入	857	880	887	710	416	(教育普及関係経費)	(251)	(277)	(304)	(277)	(186)
目的積立金取崩	75	-	-		-	一般管理費	555	584	568	409	611
						人件費	1,083	978	963	1,040	1,062
						施設整備費	3,062	216	788	2,076	-
						研究開発施設共用等促進費	25	24	26	25	-
合計	7,406	4,057	4,475	5,595	3,181	合計	7,223	3,740	4,758	5,365	3,181

法人の概要 国立研究開発法人物質・材料研究機構

所管	文部科学省	主管課	研究振興局参事官(ナノテクノロジー・物質・材料担当)			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31 (5 年)						
沿革	昭 31.7 科学技術庁金属材料技術研究所 → 平 13.1 文部科学省金属材料技術研究所 (*)					昭 41.4 科学技術庁無機材質研究所 → 平 13.1 文部科学省無機材質研究所 (*)							
	平 13.4 (*)統合 → 独立行政法人物質・材料研究機構 → 平 27.4 国立研究開発法人に移行												
組織体制	所在地： (千現地区)茨城県つくば市千現1ー2ー1 (並木地区)茨城県つくば市並木1ー1 (桜地区)茨城県つくば市桜3ー13 (西播磨地区)兵庫県佐用郡佐用町光都1ー1ー1												
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤3)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 862 人 非常勤職員数： 643 人 (平 27.4.1 現在)												
法人の目的	【国立研究開発法人物質・材料研究機構法第4条】 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。												
業務の範囲	【国立研究開発法人物質・材料研究機構法第 15 条】 1. 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 2. 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 3. 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 4. 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 5. 1から4の業務に附随する業務を行うこと。												
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額) (単位:百万円)													
収入		H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出		H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金		13,624	13,011	12,850	12,329	11,918	運営費交付金事業		13,000	14,038	13,844	12,943	12,309
補助金等		1,504	1,472	1,422	1,361	1,448	一般管理費		1,516	1,464	1,525	1,407	1,161
施設整備費補助金		4,684	306	3,464	4,084	－	(人件費)		(663)	(690)	(642)	(714)	(492)
自己収入		878	768	829	1,013	391	(物件費)		(853)	(774)	(883)	(693)	(669)
受託事業収入等		3,600	4,394	8,091	4,939	3,028	業務経費		11,483	12,574	12,318	11,536	11,148
設備整備費補助金		－	－	2,751	70	－	(人件費)		(4,350)	(4,391)	(3,922)	(4,566)	(5,064)
							(物件費)		(7,133)	(8,255)	(8,396)	(6,970)	(6,084)
							補助金事業		1,478	1,504	1,434	1,361	1,448
							施設整備費		4,686	306	3,464	4,084	－
							受託業務費		3,600	4,394	8,091	4,939	3,028
							設備整備費		－	－	2,747	74	－
合計		24,291	19,950	29,408	23,797	16,784	合計		22,763	20,241	29,579	23,402	16,784

法人の概要 国立研究開発法人防災科学技術研究所

所管	文部科学省	主管課	研究開発局地震・防災研究課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 38.4 科学技術庁国立防災科学技術センター → 平 2.6 科学技術庁防災科学技術研究所 → 平 13.1 文部科学省防災科学技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人防災科学技術研究所(特定独立行政法人) → 平 18.4 独立行政法人防災科学技術研究所(非特定独立行政法人) → 平 27.4 国立研究開発法人に移行										
組織体制	所在地： （本部）茨城県つくば市天王台3—1 （雪氷防災研究センター）新潟県長岡市、（雪氷防災研究センター新庄雪氷環境実験所）山形県新庄市、 （兵庫耐震工学研究センター）兵庫県三木市										
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 225 人 非常勤職員数： 80 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【国立研究開発法人防災科学技術研究所法第4条】 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【国立研究開発法人防災科学技術研究所法第 15 条】 1. 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 2. 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 3. 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 4. 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。 5. 防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 6. 防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、職員を派遣してその者が行う防災科学技術に関する研究開発に協力すること。 7. 1から6の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	7,516	7,002	6,542	7,020	7,020	一般管理費	453	517	465	528	530
寄附金収入	81	0	0	0	-	（公租公課、特殊経費を除いた一般管理費）	415	409	388	448	465
施設整備費補助金	1,027	4,957	6,803	6,603	0	（人件費）	(294)	(312)	(255)	(334)	(386)
自己収入	197	121	91	196	400	（物件費）	(124)	(146)	(136)	(150)	(143)
受託事業収入等	1,354	764	485	1,295	1,115	（公租公課）	(34)	(59)	(75)	(44)	(1)
補助金等収入	107	174	219	59	-	事業費	6,598	6,467	6,302	6,558	6,890
地球観測システム研究開発費補助金	-	9,414	15,475	4,177	461	（人件費）	(1,219)	(1,183)	(1,093)	(1,284)	(1,488)
						（物件費）	(5,379)	(5,284)	(5,209)	(5,274)	(5,402)
						受託研究費	1,263	796	481	1,247	1,115
						寄附金	70	29	5	13	-
						補助金等	101	174	219	59	-
						施設整備費	1,027	4,898	6,781	6,537	0
						地球観測システム研究開発費補助金	-	9,396	15,299	4,156	461
合計	10,282	22,432	29,615	19,350	8,997	合計	9,570	22,277	29,553	19,098	8,997

法人の概要 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

所管	文部科学省	主管課	研究振興局研究振興戦略官付			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 32.7 科学技術庁放射線医学総合研究所 → 平 13.1 文部科学省放射線医学総合研究所 → 平 13.4 独立行政法人放射線医学総合研究所(特定独立行政法人) → 平 18.4 独立行政法人放射線医学総合研究所(非特定独立行政法人) → 平 27.4 国立研究開発法人に移行										
組織体制	所在地：（本部）千葉県千葉市稲毛区穴川4－9－1										
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1)（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 459 人 非常勤職員数： 365 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第3条】 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第 14 条】 1. 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。 2. 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 3. 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 4. 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 5. 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 6. 1に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。 7. 1から6の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	11,124	11,822	10,289	9,793	9,450	運営事業費	13,096	13,358	14,475	13,674	11,676
施設整備費補助金	1,474	1,805	2,461	1,955	162	(人件費)	(3,495)	(3,121)	(2,876)	(3,222)	(3,389)
補助金等	1,088	165	306	118	－	(物件費)	(9,537)	(9,717)	(10,407)	(9,635)	(7,758)
自己収入	2,479	3,276	3,575	3,287	2,226	(東日本大震災復興業務経費)	(－)	(465)	(1,130)	(755)	(433)
受託事業収入等	616	639	530	847	－	(特殊要因経費)	(64)	(56)	(61)	(62)	(96)
						施設整備費	1,474	1,407	1,859	1,955	162
						東日本大震災復興施設整備費	－	398	602	－	－
						補助金等	1,088	166	306	118	－
						受託事業費(間接経費を含む)	616	640	496	843	－
合計	16,780	17,706	17,161	16,000	11,838	合計	16,274	15,968	17,737	16,590	11,838

法人の概要 独立行政法人国立美術館

所管	文部科学省	主管課	文化庁文化部芸術文化課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 27.12 国立近代美術館(*)		昭 38.3 国立近代美術館の分館→ 昭 42.6 京都国立近代美術館(*)			昭 34.6 国立西洋美術館(*)		昭 52.10 国立国際美術館(*)			
	平 13.4 （*）統合 → 独立行政法人国立美術館 平 19.1 国立新美術館を設置										
組織体制	所在地： 東京国立近代美術館（東京都千代田区北の丸公園 3-1）、京都国立近代美術館（京都府京都市左京区）、国立西洋美術館（東京都台東区）、国立国際美術館（大阪府大阪市北区）、国立新美術館（東京都港区）										
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤 3)、監事(非常勤 2)（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 102 人 非常勤職員数： 132 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人国立美術館法第 3 条】 美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人国立美術館法第 11 条】 1. 美術館を設置すること。 2. 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。 3. 2の業務に関連する調査及び研究を行うこと。 4. 2の業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。 5. 2の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。 6. 1の美術館を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供すること。 7. 2から5までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。 8. 2から5までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 9. 1から8の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	5,972	7,701	7,545	7,459	7,471	運営事業費	6,962	8,382	8,499	9,275	8,577
展示事業収入	1,149	1,172	1,198	1,261	1,106	管理部門経費	1,476	1,443	1,376	1,361	1,305
寄附金収入	28	16	9	622	－	(人件費)	(292)	(282)	(262)	(286)	(301)
施設整備費補助金	7,026	5,317	5,532	3,864	3,505	(一般管理費)	(1,183)	(1,160)	(1,113)	(1,074)	(1,004)
文化芸術振興費補助金	－	－	－	227	－	事業部門経費	5,486	6,938	7,123	7,914	7,272
						(人件費)	(794)	(717)	(714)	(790)	(801)
						(展覧事業費)	(3,400)	(5,006)	(5,346)	(5,990)	(5,292)
						(調査研究事業費)	(190)	(208)	(155)	(158)	(178)
						(教育普及事業費)	(1,100)	(1,005)	(906)	(974)	(1,001)
						施設整備費	7,047	5,317	5,532	3,864	3,505
						文化芸術振興費	－	－	－	227	－
合計	14,177	14,207	14,285	13,436	12,082	合計	14,009	13,700	14,032	13,367	12,082

法人の概要 独立行政法人国立文化財機構

所管	文部科学省	主管課	文化庁文化財部美術学芸課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）
沿革	明 5.3 文部省博物館 → 明 6.3 太政官正院博覧会事務局 → 明 8.3 内務省所管博物館 → 明 14.4 農商務省所管博物館 → 明 19.3 宮内省所管博物館 → 明 22.5 帝国博物館 → 明 33.7 東京帝室博物館 → 昭 22.5 文部省所管国立博物館 → 昭 25.8 文化財保護委員会所管国立博物館 → 昭 27.4 東京国立博物館 → 昭 43.6 文化庁所管東京国立博物館（*1）			明 22.5 帝国京都博物館 → 明 33.7 京都帝室博物館 → 大 13.2 恩賜京都博物館 → 昭 27.4 文化財保護委員会所管京都国立博物館 → 昭 43.6 文化庁所管京都国立博物館（*1）	明 22.5 帝国奈良博物館 → 明 33.7 奈良帝室博物館 → 昭 22.5 文部省所管国立博物館奈良分館 → 昭 25.5 文化財保護委員会所管国立博物館奈良分館 → 昭 27.8 奈良国立博物館 → 昭 43.6 文化庁所管奈良国立博物館（*1）
	平 13.4（*1）統合 → 独立行政法人国立博物館（*3） 平 17.4 九州国立博物館を設置				
	昭 5.6 帝国美術院附属美術研究所 → 昭 22.5 国立博物館附属美術研究所 → 昭 27.4 東京文化財研究所 → 昭 29.7 東京国立文化財研究所 → 昭 43.6 文化庁所管東京国立文化財研究所（*2）			昭 27.4 奈良文化財研究所 → 昭 29.7 奈良国立文化財研究所 → 昭 43.6 文化庁所管奈良国立文化財研究所（*2）	
	平 13.4（*2）統合 → 独立行政法人文化財研究所（*3）				
	平 19.4（*3）統合 → 独立行政法人国立文化財機構 平 23.10 アジア太平洋無形文化遺産研究センター設置				
組織体制	所在地： 東京国立博物館（東京都台東区上野公園 13-9）、京都国立博物館（京都府京都市東山区）、奈良国立博物館（奈良県奈良市）、九州国立博物館（福岡県太宰府市）、東京文化財研究所（東京都台東区）、奈良文化財研究所（奈良県奈良市）、アジア太平洋無形文化遺産研究センター（大阪府堺市）				
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤2、非常勤1）、監事（非常勤2）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 329 人 非常勤職員数： 367 人（平 27.4.1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人国立文化財機構法第 3 条】 博物館を設置して、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人国立文化財機構法第 12 条第1項】 1. 博物館を設置すること。 2. 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。 3. 2の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。 4. 1の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。 5. 文化財に関する調査及び研究を行うこと。 6. 5に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 7. 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。 8. 2, 3, 5, 6及び7の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設（9において「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。 9. 2, 3, 5, 6及び7の業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 10. 1から9の業務に付帯する業務を行うこと。 【独立行政法人国立文化財機構法第 12 条第 2 項】 11. 1から 10 の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は博物館をこれらの利用に供することができる。				

平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	7,941	7,366	8,391	8,239	8,441	運営事業費	8,952	8,855	9,720	10,288	9,764
施設整備費補助金	4,413	10,273	6,829	3,157	2,920	管理経費	1,627	1,362	1,244	1,582	1,594
文化芸術振興費補助金	-	-	5	205	-	(人件費)	(709)	(681)	(637)	(750)	(731)
政府開発援助ユネスコ活動費補助金	-	-	9	8	-	(一般管理費)	(917)	(680)	(606)	(832)	(863)
展示事業収入	1,318	1,586	1,240	1,730	1,323	事業部門経費	7,325	7,493	8,474	8,706	8,170
受託収入	507	634	625	541	26	(人件費)	(2,406)	(2,123)	(2,262)	(2,387)	(2,519)
その他寄附金等	240	199	172	790	-	(調査研究事業費)	(1,440)	(1,481)	(1,775)	(1,772)	(1,670)
						(情報公開事業費)	(146)	(201)	(161)	(211)	(175)
						(研修事業費)	(15)	(17)	(13)	(14)	(13)
						(国際研究協力事業費)	(177)	(163)	(152)	(175)	(156)
						(展示出版事業費)	(196)	(213)	(151)	(157)	(199)
						(展覧事業費)	(2,845)	(3,228)	(3,896)	(3,891)	(3,353)
						(教育普及事業費)	(95)	(63)	(63)	(99)	(85)
						施設整備費	4,413	10,273	6,829	3,156	2,920
						文化芸術振興費	-	-	5	205	-
						政府開発援助ユネスコ活動費	-	-	9	8	-
						受託事業費	512	619	611	539	26
合計	14,421	20,059	17,274	14,670	12,710	合計	13,878	19,749	17,175	14,197	12,710

法人の概要 独立行政法人教員研修センター

所管	文部科学省	主管課	初等中等教育局教職員課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）			
沿革	国（文部省（平 13.1 文部科学省））が行ってきた教職員に対する研修等に関する業務を独立行政法人教員研修センターに移管。 → 平 13.4 独立行政法人教員研修センター										
組織体制	所在地： （本部）茨城県つくば市立原3 （東京事務所）東京都千代田区一ツ橋2－1－2										
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（非常勤2）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 38 人 非常勤職員数： 16 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人教員研修センター法第3条】 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人教員研修センター法第 10 条】 1. 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 2. 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 3. 1 及び2の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	1,123	992	985	963	1,005	一般管理費	304	244	232	163	201
施設整備費補助金	173	155	155	276	242	(研修支援管理費)	(304)	(244)	(232)	(163)	(201)
自己収入	179	153	154	163	146	業務経費	543	443	385	439	527
						(研修事業費)	(543)	(443)	(385)	(439)	(527)
						人件費	392	385	430	397	422
						施設整備費	173	155	155	276	242
合計	1,474	1,301	1,295	1,403	1,392	合計	1,413	1,227	1,202	1,276	1,392

厚生労働省

平成 27 年度末に中期目標期間が終了する厚生労働大臣 所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結 果並びに講ずる措置の内容についての意見

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、Ⅰに示すとおりである。貴省におかれては、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、厚生労働大臣所管の独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「本法人」という。）に関し、平成 27 年度末の中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的な意見はⅡに示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

Ⅰ．各大臣所管法人共通

第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中（長）期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、
 - ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
 - ・ I C T やテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
 - ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究

シーズの相互利用の活性化

などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるPDCAサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う。
- ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する。
- ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。

といった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみならずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

- 1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあっては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

- 2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

- 3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされる

よう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。その際、

- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
 - ② 研究開発にあつては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
- などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと整合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。
- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。
- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意しつつ、

財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

Ⅱ. 独立行政法人労働安全衛生総合研究所

第1 事務及び事業の見直し

1 調査研究に関する具体的な目標の設定

本法人は、事業場における災害の予防、労働者の健康の保持増進、職業性疾病に関する事項などに関する調査研究を実施しており、現中期目標期間においては、「プロジェクト研究」として14課題、「基盤的研究」として84課題及び「行政要請研究」として24課題について調査研究を行っている。

厚生労働省では、本法人の現中期目標期間における業務実績について、「見込み評価」により評価を行っており、労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究に関しては、「中期計画期間4年目までに、プロジェクト研究延べ49課題を実施し、研究員・人員を重点的に投入している」などとして「A」評定としている。

しかし、現中期目標においては、調査研究に関する目標として、実施する研究課題数は設定されておらず、また、個々の研究課題について、いつまでにどのような成果を得るのかということについても示されていないことから、客観的に、調査研究について目標を達成したと判断することができないものとなっている。

また、厚生労働省では、本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」において、「中長期的視点から、他の機関との役割分担を行いつつ、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する」としているが、他の機関と具体的にどのような役割分担を行うのか、また、具体的にどのような調査研究を行い、中長期的にどのような成果を目指すのかということについては示されていない。

したがって、本法人が行う調査研究について、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

① 本法人が行う調査研究が、他の機関が実施する労働安全衛生に関する研究と、その目的や内容においてどのように異なるのか、また、それら他の機関とどのように役割分担又は研究成果の共有を行うのかなどについて、厚生労働省及び本法人が密に連携し、明確化すること。

② 実施することとする個々の調査研究テーマについて、いつまでに、どのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。

また、個々の調査研究テーマについて、その目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定すること。

2 調査研究により得られた成果の普及

本法人では、実施している調査研究により得られた成果について、ホームページへの掲載や学会等での発表など、普及・活用のための取組を行っている。

現中期目標においては、このような調査研究により得られた成果を発信する

取組に関する目標値として、①労働安全衛生関係法令等への貢献について 50 件以上、②学会発表について研究員一人当たり 20 回、③論文発表について研究員一人当たり 10 報、④ホームページへのアクセス件数 325 万回などが設定されている。

しかし、それらの目標値の中には、例えば、論文発表件数については、①前中期目標期間において、5 年間で計 850 報の目標値に対して計 1,705 報 (200.6%) の実績であったが、現中期目標において、5 年間で研究員一人当たり 10 報との目標値を設定しており、これは、平成 23 年 4 月時点における研究員数 (83 名) を踏まえると、前中期目標期間における実績を踏まえたものとは言い難いこと、②現中期目標期間において、平成 23 年度から 26 年度までの 4 年間で、前述の目標値を大きく上回る、研究員一人当たり 16.9 報 (169.0%) の実績となっていること、③現中期目標期間において、それら過去の実績を踏まえた目標値の検証、見直し等が行われていないことなどから、必ずしも目標値自体が妥当なものとは言い難いと考えられるものもみられる。

また、厚生労働省では、本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」において、「開発した機器等については、特許の取得、J I S や I S O への標準化の働きかけ等を通じて、広く普及されるよう努める」としているが、調査研究により得られた成果の労働現場への普及について、どのような指標で、どの程度達成することを目指すのか等については示されていない。

したがって、本法人が実施する調査研究により得られた成果を労働現場における安全衛生の確保により確実に役立てていく観点から、自らが発信する調査研究により得られた成果の活用状況等をよりの確に把握することができるよう、普及・活用に関する目標について、作業安全に資する手法の作業現場への導入実績、労働現場における安全対策のための製品の事業者への販売実績などアウトカムと関連した指標を検討するとともに、これまでの実績等を踏まえ、どの程度の達成を目指すかということについて具体的な目標値を設定し、次期中期目標に明記し、着実に推進する必要がある。

第 2 組織の見直し

1 独立行政法人労働者健康福祉機構との統合に伴うシナジー効果の発現等

本法人は、平成 28 年 4 月に独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「労福機構」という。）と統合され、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「新法人」という。）へ改組されることが予定されている。

(1) 新法人において本法人が担う役割の明確化

厚生労働省では、本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」において、労福機構との統合に関し、「本法人が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労働者健康福祉機構の労災病院が持つ臨床研究機能とが、統合による相乗効果を最大限発揮する」ことができるよう、①過労

死等関連疾患（過重労働）、②石綿関連疾患（アスベスト）、③精神障害（メンタルヘルス）、④せき損等（職業性外傷）及び⑤産業中毒等（化学物質ばく露）の5分野の研究課題に取り組むとしている。

しかし、上記の見直し内容においては、上記5分野について、労働災害防止の観点から行う研究と、臨床研究とが結びつくことにより、これまで本法人が実施してきている研究の成果と比較して、どのような点をどの程度強化又は向上させることを目指すのか、また、それらをいつまでに行うのかということについてのビジョンは示されていない。

したがって、本法人が、労福機構と統合され、次期中期目標期間の初年度から新法人において調査研究業務を実施するに当たり、以下の措置を講ずるとともに、次期中期目標において明記する必要がある。

- ① 次期中期目標期間において実施することとする5分野の研究課題について、どのような工程で進ちょくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。
- ② 労働災害防止の観点から行う研究と、臨床研究とが結びつくことを生かし、これまでの研究の成果に比して、何を、どの程度向上させるのかについて明確化した上で、得ることを目指す成果について具体的な指標及び目標を設定し、着実に実施すること。

(2) 調査研究部門の再編等

厚生労働省では、本法人の次期中期目標期間に向けての「見直し内容」において、「研究・試験等について企画調整を行う部門（研究試験規格調整部（仮称））を新法人の本部に設置の上、統合による相乗効果を発揮する研究・試験等を始めとして、新法人における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行うこととする」としている。

しかし、上記の見直し内容においては、研究・試験等について企画調整を行う部門について、①具体的にどのような業務を実施するのか、②業務の実施によりどのように統合による相乗効果の発揮に寄与することとなるのか、③当該部門の設置により、新法人における調査研究業務の効率化に具体的にどのように寄与することとなるのかなど、当該部門の位置付け、具体的な役割、業務の実施により得ようとする成果等のビジョンは示されていない。

したがって、次期中期目標期間開始当初から新法人における調査研究業務を円滑に進めることができるよう、研究・試験等について企画調整を行う部門について、その具体的な位置付け、役割及び具体的な業務内容、体制等について早急に明確化し、あわせて、新法人における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、研究ユニットや研究員の柔

軟な配置等具体的な方策についても検討し、これらについて次期中期目標に明記する必要がある。

法人の概要 独立行政法人労働安全衛生総合研究所

所管	厚生労働省	主管課	労働基準局安全衛生部計画課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 17.1 昭 22.9 平 13.1 平 13.4	厚生省産業安全研究所 → 労働省産業安全研究所 → 厚生労働省産業安全研究所 → 独立行政法人産業安全研究所(*)				昭 24.5 昭 31.4 昭 51.7 平 13.1 平 13.4	労働省労働基準局労働衛生課分室(けい肺試験室) → 労働省労働衛生研究所 → 労働省産業医学総合研究所 → 厚生労働省産業医学総合研究所 → 独立行政法人産業医学総合研究所(*)					
	平 18.4 平 28.4	(*)統合 → 平 18.4 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 → 独立行政法人労働者健康福祉機構と統合予定										
組織体制	所在地： （本部）東京都清瀬市梅園1－4－6 （登戸地区）神奈川県川崎市多摩区											
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤2）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 98 人 非常勤職員数： 19 人（平 27.4.1 現在）											
法人の目的	【独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第3条】 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第 11 条第1項】 1. 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。 2. 1の業務に附帯する業務を行うこと。 【独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第 11 条第2項】 3. 前項の業務のほか、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 96 条の2第1項 に規定する調査及び同条第2項 に規定する立入検査を行うこと。											
平成 23～27 年度における決算額（27 年度は予算額）（単位：百万円）												
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算	
運営費交付金	2,048	1,941	2,015	1,971	2,007	人件費	1,020	964	1,091	1,033	1,179	
施設整備費補助金	190	50	50	109	89	一般管理費	172	194	179	155	206	
労災疾病臨床研究事業費補助金	0	0	0	0	77	業務経費	605	640	645	678	720	
受託収入	75	69	65	47	24	施設費	179	50	42	103	89	
その他収入	19	20	22	22	20	受託経費	80	64	63	47	24	
合計	2,332	2,081	2,151	2,148	2,218	合計	2,056	1,914	2,020	2,016	2,218	

農林水産省

平成 27 年度末に中(長)期目標期間が終了する農林水産大臣 所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果 並びに講ずる措置の内容についての意見

平成 27 年度末に中(長)期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、Ⅰに示すとおりである。貴省におかれては、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、農林水産大臣所管の 9 法人（独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター）に関し、平成 27 年度末の中(長)期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的な意見はⅡ以下に示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

Ⅰ．各大臣所管法人共通

第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中（長）期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、

- ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
- ・ I C Tやテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
- ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用の活性化

などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるP D C Aサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う。
- ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する。
- ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。

といった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみな

らずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

- 1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあっては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

- 2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対

する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

- 3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされるよう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。その際、

- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
 - ② 研究開発にあっては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
- などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと整合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。
- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。

- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意しつつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

Ⅱ．独立行政法人家畜改良センター

第1 事務及び事業の見直し

1 家畜改良増殖業務について

独立行政法人家畜改良センター（以下、「本法人」という。）は、家畜の改良及び増殖を行うことにより、優良な家畜の普及を図ることを目的として、家畜改良増殖業務を実施している。

本業務の中には、黒毛和種の候補種雄牛の生産に関する業務など、都道府県や関係畜産団体において類似の業務が実施されているものがあることから、本法人と都道府県及び民間（関係畜産団体等）との役割分担を次期中期目標において明確化するとともに、本法人が担うこととした業務については、種畜ごとに本法人が担う理由を明確化するものとする。

また、次期中期目標には、目標策定指針に基づき、①「家畜改良増殖目標」（平成27年3月31日農林水産省決定）等、目標を定める根拠となる政府方針等を記載し、当該政府方針等を踏まえ本法人が担うべき業務を明確化するとともにその理由を明らかにし、②目標の達成時期や達成水準について明確に定めるとともに、③「種畜ごとに家畜改良増殖目標で示された目標数値の達成」などアウトプットに着目した目標を必ず定め、④「乳用牛の候補種雄牛の供給や遺伝的能力評価値の公表を通じた、家畜改良増殖目標の達成への貢献」などできる限りアウトカムに着目した目標をできる限り定量的に定めるものとする。

2 食肉評価手法について

本法人は、食味に関する形質の育種改良を効率的に進めるため、食肉の官能評価及び成分の調査を行い、食味に関連した評価指標を検討しており、牛肉（黒毛和種）について、和牛らしい風味に関連する筋肉内粗脂肪含量を踏まえたオレイン酸割合の水準を示すなど一定の成果を創出している。

一方で、農林水産省では「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（平成25年8月29日農林水産省）において、平成24年度実績で50億円である牛肉の輸出額を、平成32年度に250億円とすることを政策目標として掲げている。

したがって、本法人においては、当該国の政策の実現に貢献する観点から、従来の日本人の食味を意識した評価に加え、今後の輸出拡大先として最も期待される欧米人の味覚も意識した官能評価を実施するものとする。

3 配布用資産の生産コスト

本法人は、家畜の改良及び増殖、飼料作物の優良品種の普及を図るため、種畜、家畜受精卵、種卵、家畜人工授精用精液、飼料作物種苗（原種子）（以下「配布用資産」という。）の配布を行っている。これらの配布用資産につい

ては、優良な種畜や飼料作物種苗の普及を図り、我が国畜産業の発展に資するため、本法人における生産コストが民間市場価格と比較し著しく高くなる場合でも、畜産経営に対する負担を考慮し配布価格を民間市場価格に近づけることにより、市場の配布需要に応えている。

一方、本法人の業務実績報告書等においては、それぞれの配布用資産に係る生産コストが十分に把握されておらず、コスト縮減に対する動機付けが弱い状況となっている。

今後、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日 総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定）に基づき、業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を活用した評価が求められることから、配布用資産の生産コストを費目別に把握することに努めるとともに、当該生産コストと実際の配布価格の差異分析等を通じて、更なるコスト縮減に努めるものとする。

Ⅲ. 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センター

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「生物研」という。）、国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「農環研」という。）及び独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。）は、平成 28 年 4 月に統合し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「統合法人」という。）に再編されることとなっているところ、これらについての意見は以下のとおりである。

【統合に関する意見】

第 1 事務及び事業の見直し

1 アウトカム目標達成に向けた調査研究業務の重点化

農研機構の現中長期目標期間における調査研究業務については、例えば「園芸作物の高収益安定生産システムの開発」では、「年間作業時間を慣行栽培に比べ 2 割以上削減できる省力的かつ安定的な高品質果実生産技術を確立する」などアウトカムと関連した具体的な達成水準が定められた目標となっているが、中長期目標期間中に達成される研究開発であることが明らかであるとして、当該目標の達成時期が明確になっていない。また、例えば生物研についても、「画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備」では、「農業生物のゲノム解読と高度な解析、生体分子の構造・機能解析及びそれらを可能にするバイオインフォマティクス研究などを推進する」研究開発について、「食料自給率の向上や農業・農村の 6 次産業化の推進等の農政課題や地球規模での環境問題に技術面で的確に対応していく」などアウトカムと関連した具体的な達成水準が定められた目標となっているが、農研機構同様、中長期目標期間中に達成される研究開発であることが明らかであるとして、当該目標の達成時期等が明らかとなっていない。

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 26 年 6 月農林水産業・地域の活力創造本部）では、①国内外の需要の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のためのバリューチェーンの構築、③農地の集約化など生産コスト削減等を通じた生産現場の強化、④農村の多面的機能の維持・発揮の 4 つの柱を軸に政策を再構築された。これは、農業の 6 次産業化等による所得の増大、農林水産物の輸出増加等の内容を含む、いわゆる「攻めの農林水産業」を目指すものである。その後、この方向にこれまでの施策の評価を加え、食料・農業・農村施策の改革を進める観点から、平成 27 年 3 月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されている。このため、次期中長期目標期間においては、上記の国の政策を踏まえてできる限りアウトカムと関連させ

た具体的かつ明確な目標を策定するとともに、①開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合や、②中長期目標期間の終了を待たず達成が見込まれる場合などは、目標の達成時期も明確化するものとする。その際、統合法人一体として研究ロードマップを作成し、その活用を図るものとする。

また、種苗管理センター以外の3法人においては、外部有識者からなる外部評価委員会を年2回程度開催し、各研究課題における研究計画、研究の進展度及び研究目標の達成度等の評価を実施しているが、研究開発そのものの継続の可否を判断する仕組みとなっていない。

したがって、統合法人においては、研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、①研究評価体制を再編し一体的に整備・運用する、②種苗管理センターの業務に関する調査研究についても研究評価体制に組み込む、③研究評価においては、目標の達成状況を随時把握し、必要に応じ研究開発の継続そのものに関する助言・指導を行うことを目的とする研究マネジメント体制を構築し、統合法人の限られた人的及び物的資源の適時・適切な配分を通じた研究開発業務の重点化を図るものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 統合に伴う研究体制等の見直し

統合により、主に生物研と農環研が担う基礎的研究と、主に農研機構が担う応用・実用化研究及び種苗管理センターが担う業務に関する調査研究を融合した研究の推進が期待されるところであるが、統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、もって研究開発成果の最大化に資する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 統合後の新たな研究課題等に適応した研究部門の再編を、統合法人横断的に実施するものとする。
- ② 研究ユニットなど研究を実施する組織等を研究テーマ等に応じて機動的に再編できる仕組みを構築するものとする。
- ③ 上記の実効性を確保するため、研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築するものとする。
- ④ 統合後は、つくば地区を始め全国に拠点を有する法人となることから、本所及び拠点に所属する職員相互間における、ICTやテレビ会議システムを活用した日常的な情報の交換、研究情報の共同発信を進めるとともに、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化する仕組みを構築するものとする。
- ⑥ 管理部門については、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務の充実を図りつつ、効率化するものとする。
- ⑦ 技術専門職員、研究補助員の内部組織をまたぐ柔軟な業務の実施を図る

ものとする。

【法人固有の意見】

(農研機構)

第3 繰越欠損金の解消

1 民間研究促進業務

農研機構は、農林水産業、飲食品産業、醸造業等の向上に資する画期的な生物系特定産業技術の開発を促進することを目的として、平成18年度から22年度までに研究課題17件を採択し、委託研究を実施している。

本事業は、研究期間中は収益が生じず、委託費相当額が自動的に繰越欠損金として計上される仕組みとなっているが、農研機構は、当該業務の見直しにより、平成23年度から新規案件の採択を中止している。

農研機構は、民間研究促進勘定に計上されている研究開発委託費の売上納付による回収を図るため、研究実施期間中毎年度実施する年次評価及び終了時評価において、①試験研究成果の目標の達成状況、②受託者の事業化への取組状況等の概要、③売上納付計画の達成見込みやその変動要因の分析等を資料として取りまとめ、外部専門家・有識者からなる評価委員の評価の参考に資するよう評価委員会に提出している。また、評価委員会は終了時評価において、①現地調査、書面評価及び面接評価の実施、②技術関係と事業化関係ごとに評価項目・評価基準を設定し、それぞれの評価項目ごとに評価内容を数量化し、事業化への意見等も附して受託者に通知するとともに、③試験研究成果の概要と併せてウェブサイトで公表している。さらに、農研機構は、売上納付の実績額が計画額に比して一定程度下回っている場合には、委託費の総額の3割を上限として、計画額に対する乖離度に応じて委託費を返納させることとしている。

しかしながら、平成22年度から売上納付額の回収が開始されたものの、研究成果の実用化に至っていない案件や商品化されたが必ずしも販売が順調でない案件が多いなど、売上納付等による委託費の回収が平成26年度末で4億6千万円にとどまる一方、結果として繰越欠損金の平成26年度末の残高が約23億1千万円計上されているが(資料1参照)、当該繰越欠損金の解消計画は定められていない状況である。

このため、農研機構は、研究成果の早期実用化を図るとともに、すでに収益を上げているものについて更なる収益の増加により、着実に繰越欠損金の解消を図る観点から、次の措置を講じるものとする。

- ① 平成26年度をもって委託費の支出が完了していることから、今後は委託費の回収等の業務に傾注するものとする。
- ② 繰越欠損金の解消状況を随時把握し、必要に応じ研究受託者等に指導・助言を行うとともに、繰越欠損金の解消計画を定め、事業化の進捗状況を

踏まえた計画の随時見直しを行うものとする。

- ③ 採択案件のうち、事業化の進捗が採択時の事業計画通りに進んでいないものについて、なぜ事業化が進まないのか原因を把握し、事後研究の促進等販売に結び付く取り組みについて重点的に指導・助言を行うものとする。
- ④ 各種技術展示会等の機会を利用し、製品の需要者開拓やPRを積極的に行うものとする。

(生物研)

第4 農業生物資源ジェンバンクの収集方針

生物研は、生物遺伝資源を国内外から収集・受入して増殖・保存し、来歴や特性情報を整備して、食料・農業分野の研究開発のために広く提供する「農業生物資源ジェンバンク事業」（以下「バンク事業」という。）のセンターバンクであり、現在植物約21万5千点、微生物約2万8千点、動物約1千点を、サブバンクである農研機構等農業系国立研究開発法人等の本所及び拠点において分散して管理・運営している（資料2参照）。

バンク事業は、参画機関との情報交換を円滑にするため、各分野の専門家から、植物10名、動物2名、微生物2名の種類別責任者（キュレータ）を選任し、事業推進の効率化と密接な意思疎通を図るとともに、参画機関の責任者とキュレータを構成員とするジェンバンク連絡協議会において、年度事業実績や次年度計画を討議し遺伝資源収集方針等を事業評価委員会で最終決定する仕組みとなっている。

従来から、遺伝資源収集対象は政府の育種目標に応じた収集や、野生種が日本に存在する戦略的にも重要な遺伝資源収集（ツルマメなど）が行われているが、今後は、6次産業化の推進など農林水産政策の実現という観点も取り入れた収集を行うものとする。

(種苗管理センター)

第5 中期目標管理型法人に求められる目標の策定

種苗管理センターは国立研究開発法人として再編されるが、①品種登録に係る栽培試験、②農作物の種苗の検査及び③ばれいしょ等の原原種の生産・配布業務等、中期目標管理型法人として実施してきた業務については、農林水産行政の実施機関として、当該政策目的の達成に向けたできる限り定量的なアウトプットに着目した目標を定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めるものとする。

IV. 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

第1 事務及び事業の見直し

1 我が国の食料安全保障に寄与するアウトカム目標の設定について

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「本法人」という。）の現中長期目標期間における試験及び研究並びに調査に関する中長期目標では、例えば「開発途上地域の農林漁業者の所得・生計向上と農山漁村活性化のための技術の開発」では、「これらの地域において生産される多様な農林水産物の多面的な価値を評価し、有効利用のための新たな加工・流通・保管技術を開発する。」などの記述に留まり、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）と関連させた目標となっておらず、また、当該目標の達成水準や中長期目標期間中に達成される研究開発であることが明らかであるとして、達成時期等が明らかとなっていない。

「農林水産研究基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日農林水産技術会議決定）では、「地球規模の食料・環境問題に対処し、国際貢献を行う」ことが掲げられている。このため、次期中長期目標においては、上記の国の政策を踏まえたできる限りアウトカムと関連させた具体的かつ明確な目標を定めるとともに、①開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合や、②中長期目標期間の終了を待たず達成が見込まれる場合などは、目標の達成時期等も明確化するものとする。

また、本法人は、主に熱帯及び亜熱帯に関する地域その他開発途上国における農林水産業の技術向上のための試験研究を通じて、これら地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的としている。国立研究開発法人は、研究開発活動を通じた国や社会に対する効果（アウトカム）の創出を求められており、我が国の国益に寄与する観点が重要であることから、次期中長期目標においては、我が国の食料安全保障に対する寄与についても、具体的かつ明確な目標を定めるものとする。

2 IIIで掲げた統合法人との連携強化による効率的な業務運営の実施

本法人は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所と統合することとされ、統合を前提として、これら 4 法人の統合準備委員会が設置され、統合後の物品の共同調達や研究のあり方などについて様々な検討が行われた。また、委員会の下部組織である「国際研究のあり方ワーキンググループ」では、統合後の国際対応の基本方針、国際研究の目的、国際対応のための機能等については本法人の組織が中心として担うと整理された経緯がある。

その後、改革方針において、本法人は単独に存置することとされたが、統合を前提とした取組のうち物品の共同調達等については引き続き実施される

が、研究開発に関する連携については共同研究の実施以外目立った取組はない状況である。

今後の統合法人との連携に当たっては、物品の共同調達等物品・役務関係業務の効率化のみならず、両法人がつくば地区に比較的近い位置にあることも考慮し、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を可能とする仕組みを両法人間において構築するとともに、本法人の海外における研究成果のうち、国内の生産者や企業等が活用できる技術シーズ等が得られた場合には、実用化を担う統合法人等と連携し、早期に国内外における事業化等につなげる取組を実施するものとする。

さらに、本法人の対外活動上のメリット（ネームバリュー等）を活かし、統合法人の国際連携部門との緊密な連携を構築するものとする。

V. 国立研究開発法人森林総合研究所

第1 事務及び事業の見直し

1 研究開発成果の最大化の明確化

国立研究開発法人森林総合研究所（以下、「本法人」という。）は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を実施している。

また、旧緑資源機構が担っていた水源林造成事業（注1）は、平成20年4月から、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律に基づき承継し、改革方針において受け皿法人の検討について、現中長期目標期間終了時まで結論を得るとされており、それまでの間、研究所が実施することとされている。さらに、平成27年4月からは、森林保険特別会計の廃止に伴い、森林保険業務が本法人の業務として追加された。

上記の経緯から、本法人は他の国立研究開発法人と異なり、同一法人内に、研究開発業務と、森林・林業行政の現場に近い森林保険業務及び水源林造成事業を内包することから、森林・林業行政の総合的実施機関と位置づけることが可能である。

本法人の現行の研究開発業務に係る中長期目標においては、例えば「森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発」では、「新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発を行う。」など、「研究開発成果の最大化」に向けたアウトカムと関連させた目標となっているが、具体的な達成水準や達成時期が明示されていない。

したがって、次期中長期目標の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」においては、一定の事業のまとまりごとに、①具体的かつ明確なアウトカムと関連させた目標を策定し、②当該目標の達成水準及び達成時期を明示するものとする。

また、目標に関連した評価軸の策定に当たっては、報告論文数や学会等での発表件数等のアウトプット指標に加え、森林・林業行政又はその他の行政領域並びに自ら実施する森林保険業務及び水源林造成事業など、国の政策に対する貢献に係る定性的・定量的観点を踏まえた指標を提示するとともに、当該指標を評価に活用するものとする。

（注1）水源を涵養する等の目的で、急速かつ計画的に森林の造成を行う必要があるにもかかわらず、森林所有者が自助努力を行っても林業生産活動のみでは造成が進まない民有林において、森林総合研究所が費用負担者となって、水源林を造成し、国民生活に不可欠な水資源の涵養、国土保全、地球温暖化防止等に資する事業。
受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時まで結論を得ることとされている。

2 水源林造成事業の償還計画策定と公表

本法人は、国費（国庫補助金、政府補給金、政府出資金）、財政融資資金借入金等（以下「借入金」という。）及び分収造林契約（注2）に基づく造林木販売収入等を財源に水源林造成事業を実施している。財源のうち、借入金の償還には、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を充てることとなっているが、造林木が主伐期に達していない現時点においては、造林木販売収入

が僅かであることから、事業費の大部分を国費及び借入金により対応している状況となっている。(資料3参照)

平成26年度決算における借入金残高は1,507億円に対し、造林木販売収入は4億4千5百万円であることから、借入金の全額償還には長期間を要する状況となっているが、現中長期目標においては、「事業の収支バランスに係る試算を不断に見直しつつ、長期借入金等を確実に償還する。」との記載に留まっている。事業報告書等公表資料においては、年度単位の借入金の償還実績について記述・評価をしているが、中長期の償還を踏まえた事業の透明性や国民に対する説明責任が十分とは言えない状況となっている。

したがって、次期中長期目標においては、期間内に達成すべき借入金の償還目標を明示するとともに、研究所においては、①中長期の借入金の償還計画を公表し、②当年度における償還計画と実績の対比等の情報の分析等を含めた検証を行い評価を実施するものとする。③その際、債務返済に関する見通しについて、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や、国費等の収入を一定の前提条件とした試算と実績の検証等を公表するものとする。

(注2) 一定の割合による収益の分収を条件として、造林地所有者、造林者及び造林費負担者のうちの3者又はいずれか2者が当事者となって締結する契約のこと。水源林造成事業は土地所有者、造林者及び森林総合研究所の3者が分収造林契約を締結して、土地所有者が土地の提供を、造林者が植栽、植栽木の保育及び造林地の管理を、同研究所が植栽や保育に要する費用の負担と技術の指導を実施。

3 森林保険業務の国民に対するサービスの向上

森林保険業務は、平成27年4月に森林保険特別会計を廃止し研究所に移管された業務である。森林保険は、持続可能な森林経営を進める上でのセーフティネットとして重要な役割を発揮しており、また、保険金を活用した被災森林の再造林を通じ、森林経営の安定等に寄与している。

しかし、民有林の造林面積の減少や、木材価格の下落傾向等厳しい林業の状況から、森林保険特別会計で実施されていた期間から引き続き保険加入率が減少している。(ピーク時は昭和59年で32.2%、平成26年度末時点では9.9%)(資料4参照)。

林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮という森林保険の政策目的から考えると、保険加入率の増加を目指す必要があるが、現中長期目標には「森林保険の加入促進を図る。」との記載に留まっている。

また、業務が独立行政法人へ移管されたことにより、保険金の支払について国の予算(森林保険特別会計)への計上が不要となることから、保険金支払事務の迅速化が図られるなど、サービスの向上が図られたところであるが、現中長期目標に保険金支払業務の迅速化に関する記載はない。

さらに、森林保険業務に関する情報公開について、現中長期目標では「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、平成27年度以降、

森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。」との記述があり、これには財務諸表、中期目標期間・年度の予算及び決算など独立行政法人通則法に定められている公開情報等が該当するが、これら以外の通常民間の損害保険会社が公開している情報は含まれていない。

このような状況を踏まえ、森林保険の加入促進、サービスの向上及び森林保険加入者と国民に対する説明責任を果たす観点から、中長期目標の策定に当たって、以下を踏まえるものとする。

- ① 保険加入率増加に向けた取組に関する定量的目標を明記し加入促進を図ること。
- ② 保険金支払の迅速化に向けた取組に関する定量的目標を明記すること。
- ③ 業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とすること。

VI. 独立行政法人水産大学校及び国立研究開発法人水産総合研究センター

独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）及び国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）は、平成 28 年 4 月に統合し、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「統合法人」という。）に再編されることとなっているところ、これらについての意見は以下のとおりである。

【統合に関する意見】

第 1 事務及び事業の見直し

1 アウトカム目標達成に向けた研究開発業務の推進

水研センターの現中長期目標期間における研究開発業務については、例えば「我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発」では、「社会・経済的視点及び生態系機能・生物多様性を考慮した漁業・資源管理手法の開発を行う」などアウトカムと関連した目標とはなっているが、当該目標の達成水準及び達成時期が明確になっていない。また、水産大学校の現中期目標期間における研究業務については、「水産に関する学理及び技術の研究」として、「水産業が抱える課題への対応を十分意識したものとする」などの記述に留まり、アウトカムと関連させた目標となっておらず、当該目標の達成水準や達成時期等についても明らかとなっていない。

我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとしてとりまとめられた、「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 26 年 6 月農林水産業・地域の活力創造本部）」（以下「農林水産業・地域の活力創造プラン」という。）では、「2020 年までに 6 次産業化の市場規模を 10 兆円に増加」することや、「2022 年までに魚介類生産量（食用）を 449 万トンに向上」及び「2020 年までに国産水産物輸出額を 3,500 億円に倍増」することなどが目標とされ（資料 5 参照）、また、当該プランをもとに策定された「「攻めの農林水産業」の実現に向けた新たな政策の概要（平成 26 年 8 月農林水産省）」においても、農林水産物・食品の輸出額を 2020 年までに現行の約 4,500 億円から 1 兆円規模（水産物に関しては、現行 1,700 億円から 3,500 億円）へ拡大することや、「水産日本の復活に向けた取り組みの推進」として、収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させるなどの目標が掲げられている（資料 6 参照）。

このため、次期中長期目標期間においては、上記の国の政策を踏まえたで
きる限りアウトカムと関連させた具体的かつ明確な目標を策定するとともに、
目標の達成水準や達成時期も明確化し研究開発業務を実施するものとする。

その際、統合法人一体として研究開発の取組状況等が俯瞰^{ふかん}できるよう研究
ロードマップを作成するとともに、大学や民間企業、地方の試験研究機関等

が独自で実施している研究開発を適宜把握・反映し、その活用を図るものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 統合に伴う研究体制等の見直し

統合により、水産に関する学理及び技術に係る教育対応の研究及び行政・産業・地域振興対応の研究活動を含めた、水産に関する基礎から応用・実証まで一貫した研究の推進が期待されるところであるが、統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、もって研究成果の最大化に資する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 統合後の新たな研究課題等に適応した研究部門の再編を横断的に実施するものとする。
- ② 研究部門に属する研究ユニット等を研究テーマ等に応じて機動的に再編できる仕組みを構築するものとする。
- ③ 上記の実効性を確保するため、研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築するものとする。
- ④ 統合法人は、神奈川県横浜市を始め全国に拠点を有する法人であることから、統合法人全体のイントラネットを構築し、ネットワーク化を推進することにより、本所及び拠点に所属する研究員等相互間におけるＩＣＴやテレビ会議システムを活用した日常的な研究情報の交換、研究機関誌の共同発行を進めるとともに、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化する仕組みを構築するものとする。
- ⑤ 管理部門については、水産大学校の総務部、企画情報部及び内部監査部門と水研センターの経営企画部、総務部、研究推進部及び内部監査を行う監理室など各セクションにおいて、本所で一括して行うべき業務分担の整理を行い、合理化するものとする。
- ⑥ 保有資産の有効利用については、保有する船の代船建造にあたり、水産大学校の練習船の機能と水研センターの調査船の機能を併せもった共用船とすることにより、研究開発部門が行う高度な調査に学生を参加させるなど、調査要員の確保及び教育内容の高度化を図るとともに、航海実習で収集したデータを研究開発部門に提供するなど、情報を共有することによりデータ解析の高度化を図るものとする。

また、船舶の運航に要する経費として、船員人件費や燃油等の削減に繋がるよう努めるものとする。

- ⑦ 水研センターの研究内容とその成果がどのように普及・利活用されているかについて、国民全体に十分周知されるよう、水産大学校の教育活動、

例えば、オープンキャンパス、高校訪問、公開講座等をつうじた効果的な研究成果の広報活動を行うものとする。

【法人固有の意見】

(水産大学校)

第3 教育内容の充実等

1 水産業の現場への貢献を意識した教育内容の充実

水産大学校には、水産に関する学理及び技術の教授を行うため、教育課程として本科（水産流通経営学科、海洋生産管理学科、海洋機械工学科、食品科学科、生物生産学科）、専攻科（船舶運航課程、船用機関課程）及び水産学研究科（水産技術管理学専攻、水産資源管理利用学専攻）が置かれている。

特に、水産流通経営学科は、社会科学的なアプローチによって水産業（漁業、水産流通業、水産加工業など）の経営分野と水産物流通分野について、現場に根ざした実践的な教育と研究を行っており、そのうえで、水産行政（公務員）、水産団体、漁業及び水産加工流通会社、水産関連企業などでリーダーとして、グローバルかつ地域に根ざした視点で企業や地域（行政）をデザイン・マネジメントできる能力を持った人材の育成を目指している。農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることを農林水産行政の方針とし、その政策の展開方向として、「6次産業化等の推進」や「水産日本の復活」が示されている中で、同学科への社会的ニーズは確実に高まっているが、入試志願倍率をみても同学科の倍率は2.6倍と本科5学科のうち、平成26年度入試に続き最も低くなっている（資料7参照）。

このため、水産流通経営学科を含む本科、専攻科及び水産学研究科において、現在のカリキュラムの内容が学生や企業等のニーズに合っているか等、改めて調査・分析を行い、水産業の現場への貢献を意識した講座の再編等を通じて、教育内容の充実に向けた取組を行うものとする。

2 教育の高度化に向けた取組の充実

水産大学校の学生に研究開発の最先端の現場を体験できる取組としては、水研センターへのインターンシップの実施が有効な手段の一つであると考え、平成26年度における水研センターへの実績は1名にとどまっている（資料8参照）。

このため、次期中長期目標期間においては、水研センターへのインターンシップの充実を図るほか、水研センターにおける研究開発に携わった学生に対し単位を与えることや、研究科等の学生に対して水研センターの研究プロジェクトへ参加させる仕組みの構築等、教育の高度化に向けた取組を実施するものとする。

(水研センター)

第4 水産資源の適切な管理による持続的な利用

水研センターは、国内における水産資源の減少や漁獲量の減少などによる漁業経営の深刻化、国外における水産物需要の増加、まぐろ類をはじめとする海洋生物の保存管理や国際規制の強化等、さらには海水温の上昇等海洋環境の変化が水産資源や海洋生態系の与える影響に対応すべく、我が国周辺及び公海並びに外国経済水域における水産資源に関し、①社会・経済的視点及び生態系機能・生物多様性を考慮した漁業・資源管理手法の開発、②海洋生態系の把握や気候・海洋環境変化が資源変動に及ぼす影響の解明、③水産資源の合理的利用のための操業方法等の手法開発・評価、④太平洋クロマグロを中心としたかつお・まぐろ類についての資源管理技術の開発を実施している。

近年、現状資源管理ルールがない日本近海の公海における外国漁船による水産資源の先取り等が原因と見られる水産資源や漁獲高の減少が注目されており、今年9月には、当該海域における資源管理の枠組みを協議する北太平洋漁業委員会（NPFC）（注3）を日本が主導して開催するなど、新たな資源管理ルールの作成に向けた我が国政府の取組が始まったところである。

このため、水研センターにおいては、当該海域における水産資源の状況に関する科学的根拠に基づいた調査の実施等による我が国政府の上記取組に対する貢献（アウトカム）について、次期中長期目標に設定するものとする。

（注3）北太平洋漁業委員会（North Pacific Fisheries Commission :NPFC）

北太平洋漁業委員会（NPFC）は、北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的とする「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」（北太平洋漁業資源保存条約）に基づいて設立される地域漁業管理機関。

参 考 資 料

資料 1

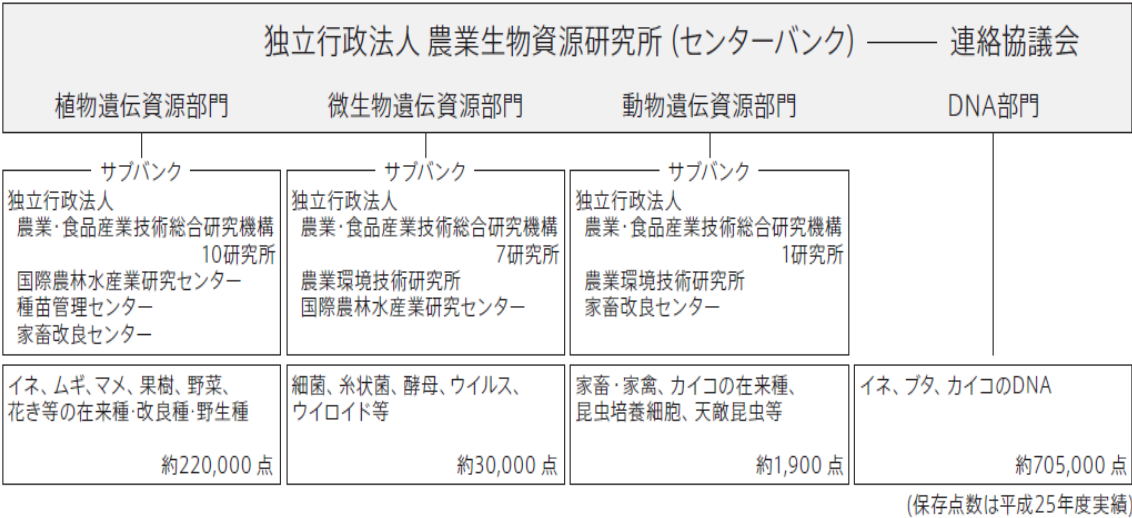
「民間研究促進業務勘定」の主要財務データの推移（平成 22 年度～26 年度）

年度／科目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
繰越欠損金（億円）	△23. 5	△26. 3	△25. 8	△24. 5	△23. 1
当期総利益（億円）	△4. 7	△2. 8	0. 5	1. 3	1. 4
委託研究事業収入	249, 602	2, 738, 619	7, 072, 145	1, 228, 164	492, 823
委託費返還金収入	-	-	166, 216, 517	113, 736, 107	169, 461, 829
業務費	491, 135, 454	339, 797, 964	235, 924, 776	87, 183, 311	96, 367, 273
外部委託費	445, 220, 207	293, 934, 029	197, 872, 980	58, 828, 807	57, 984, 696
人件費	41, 426, 925	40, 044, 394	29, 264, 079	25, 843, 642	27, 343, 423
旅費	2, 000, 960	2, 659, 390	2, 183, 040	1, 168, 480	1, 181, 121
その他経費	2, 487, 362	3, 160, 151	6, 604, 677	1, 342, 382	9, 858, 033

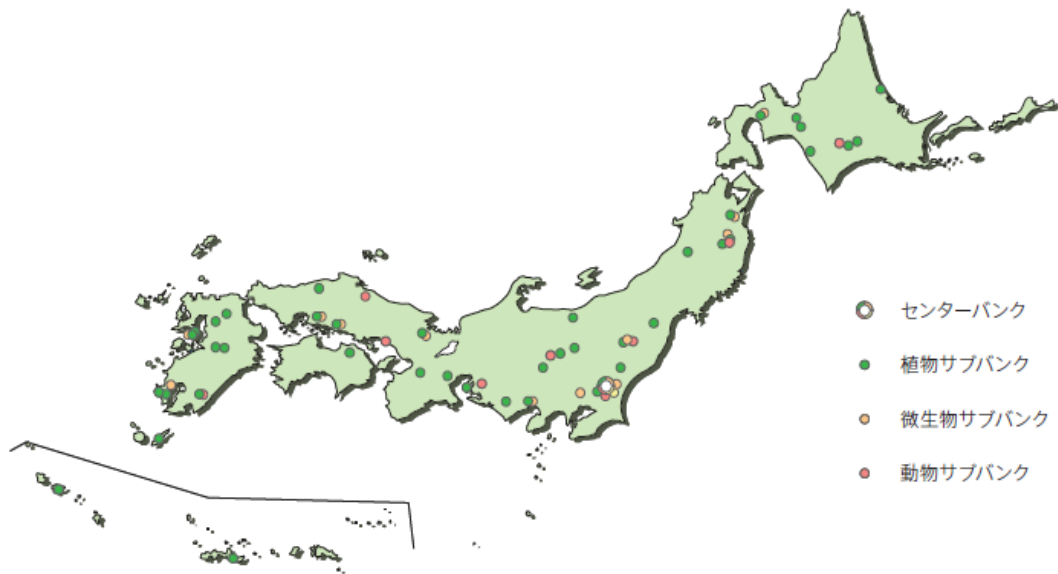
（注）財務諸表、決算書類等に基づき当委員会で作成

資料 2

①農業生物資源 ジーンバンクの概要



②所在地一覧



(注) センターバンクはつくば市の独立行政法人農業生物資源研究所にある。

(出典：農業生物資源 ジーンバンク パンフレット)

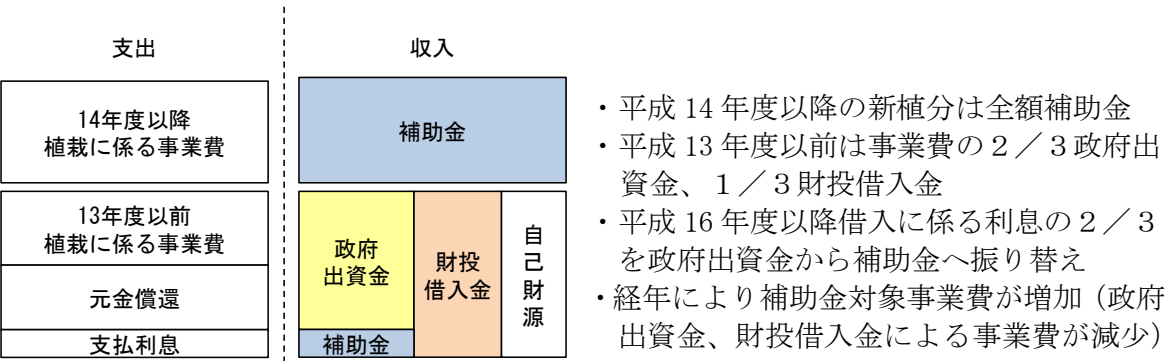
資料 3

①水源林造成事業の財務概況

		(百万円)						
		FY H20	FY H21	FY H22	FY H23	FY H24	FY H25	FY H26
キャ ツ シ ュ ・ フ ロ ー	造林事業収入	441	664	677	1,143	848	986	976
	国庫補助金等収入	23,868	32,128	18,947	22,564	16,473	30,745	20,952
	政府補給金収入	155	97	54	28	12	5	1
	債券の償還による支出					△ 2,000	△ 2,000	△ 3,000
	債券の発行による収入	3,099	3,098					
	財投借入れによる収入	5,000	4,900	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400
	財投借入金の返済による支出	△ 14,878	△ 14,603	△ 14,003	△ 13,638	△ 13,210	△ 12,788	△ 12,348
	政府出資金の受入による収入	13,353	13,318	10,784	10,780	10,779	10,778	10,777
ス ト ック	森林総合研究所債券	19,300	22,400	22,400	22,400	20,400	18,400	15,400
	財投借入金	177,980	168,278	161,075	154,138	147,528	141,240	135,293
	政府出資金	641,086	654,404	665,188	675,968	686,747	697,525	708,302

(注) 財務諸表に基づき当委員会で作成

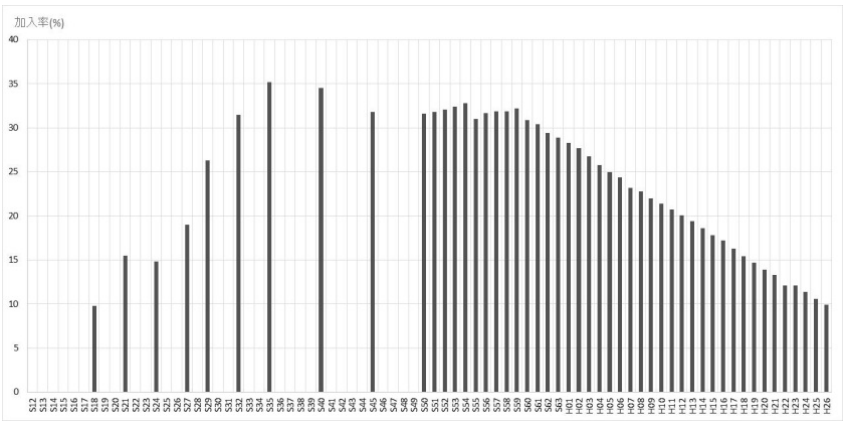
②水源林造成事業の財源構造



(注) 林野庁資料に基づき当委員会で作成

資料 4

森林保険の加入率の推移



(出典：林野庁資料)

資料 5

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 26 年 6 月農林水産業・地域の活力創造本部）（抄）

2. 6 次産業化等の推進

<目標>

- 2020 年までに 6 次産業化の市場規模を 10 兆円に増加
(略)

8. 水産日本の復活

<目標>

- 2022 年までに魚介類生産量（食用）を 449 万トン（2005 年度水準）に向上（2012 年：376 万トン）
- 2020 年までに国産水産物輸出額を 3,500 億円に倍増（2012 年：1,700 億円）
(略)

資料 6

「攻めの農林水産業」の実現に向けた新たな政策の概要〔第2版〕（平成26年8月農林水産省）（抄）

IV 具体的施策

1 国内外の需要拡大

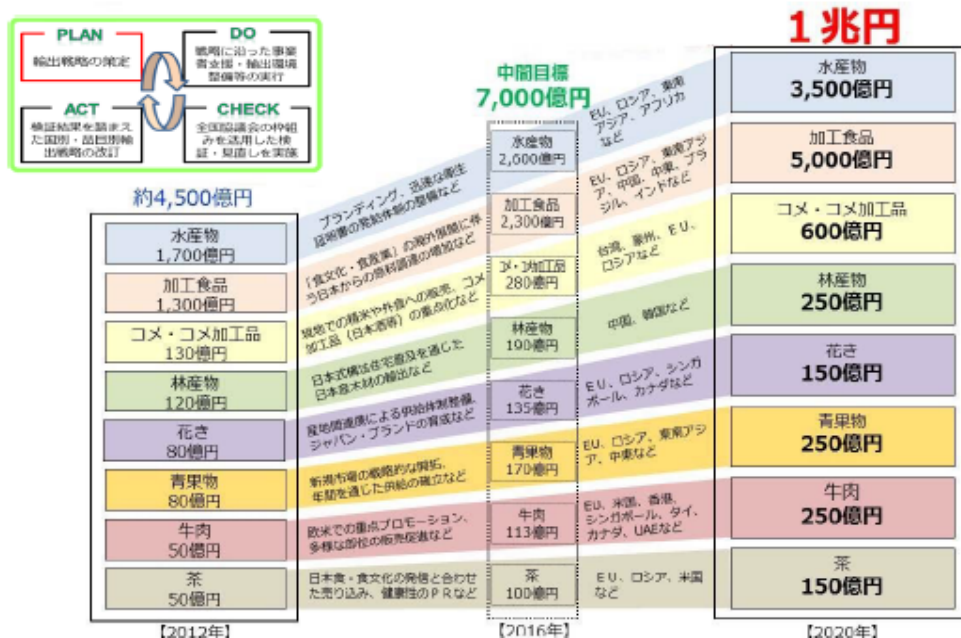
（1）FBI戦略による食文化・食産業の海外展開

農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円規模へ拡大

農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

農林水産物・食品の輸出額を
2020年までに1兆円規模へ拡大



（略）

6 水産日本の復活に向けた取組の推進

（略）収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させます。

（略）

資料 7

入試概況・入試倍率の推移

学科	募集人員 (人)	志願者数 (人)	H27 入試 倍率	H26 入試 倍率	H25 入試 倍率	H24 入試 倍率
水産流通経営学科	20	51	2.6	2.6	4.0	2.1
海洋生産管理学科	45	178	4.0	4.7	3.4	3.5
海洋機械工学科	45	115	2.6	3.0	2.5	2.5
食 品 科 学 科	45	169	3.8	5.5	4.5	4.8
生 物 生 産 学 科	30	440	14.7	13.8	16.5	10.0
合 計	185	953	5.2	5.7	5.6	4.5

(注1) 学生定員は740人

(注2) 募集人員及び志願者数は平成27年度入試（平成26年度実施）の人数

(注3) 公表資料等に基づき当委員会で作成

資料 8

水産総合研究センターに対するインターンシップ実施実績の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
水産総合研究センター	0名	0名	1名 (増養殖研究所)	1名 (西海区水産研究所)
全 体	47名	45名	50名	43名

(注) 公表資料等に基づき当委員会で作成

法人の概要 独立行政法人家畜改良センター

所管	農林水産省	主管課	生産局畜産部畜産振興課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）			
沿革	明 5 開拓使所管牧場として後の新冠牧場創設 → 昭 21.5 種馬所、種羊所、種鶏場等を種畜牧場に再編 → 平 2.10 農林水産省家畜改良センター → 平 13.4 独立行政法人家畜改良センター										
組織体制	所在地：（本所）福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 （新冠牧場）北海道日高郡新ひだか町静内御園、（十勝牧場）北海道河東郡音更町駒場並木、 （奥羽牧場）青森県上北郡七戸町字鶴児平、（岩手牧場）岩手県盛岡市下厨川字穴口、 （茨城牧場）茨城県筑西市藤ヶ谷、（茨城牧場長野支場）長野県佐久市新子田、 （岡崎牧場）愛知県岡崎市大柳町字栗沢、（兵庫牧場）兵庫県たつの市揖西町土師、 （鳥取牧場）鳥取県東伯郡琴浦町大字出上、（熊本牧場）熊本県玉名市横島町共栄、 （宮崎牧場）宮崎県小林市細野										
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤2、非常勤2）、監事（非常勤2）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 757 人 非常勤職員数： 212 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人家畜改良センター法第3条】 家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人家畜改良センター法第 11 条】 1. 家畜及び家きんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。 2. 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。 3. 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。 4. 飼料作物の種苗の検査を行うこと。 5. 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。 6. 前各号の業務に附随する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1. 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去 2. 種苗法の規定による集取 3. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去 4. 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の政令で定める事務										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	7,386	7,038	7,009	7,237	7,311	業務経費	2,252	2,167	2,126	2,442	1,461
施設整備費補助金	312	248	213	230	148	(家畜改良関係経費)	(2,030)	(1,950)	(1,905)	(2,184)	(1,267)
受託収入	221	190	192	212	201	(種畜検査関係経費)	(15)	(15)	(14)	(15)	(14)
諸収入	1,259	1,182	1,354	1,496	765	(飼料作物種苗関係経費)	(89)	(83)	(77)	(126)	(58)
(農畜産物売払代)	(1,142)	(1,120)	(1,229)	(1,440)	(747)	(技術の普及指導関係経費)	(31)	(27)	(31)	(28)	(30)
(その他の収入)	(118)	(62)	(125)	(56)	(18)	(家畜個体識別関係経費)	(87)	(93)	(99)	(88)	(91)
岩手牧場事業用地等売却収入	564					施設整備費	319	261	528	288	222
前年度よりの繰越金	21	620	703	820	436	受託経費	221	190	192	212	201
						一般管理費	291	279	307	341	515
						人件費	6,045	5,676	5,498	5,877	6,347
合計	9,762	9,279	9,470	9,996	8,862	合計	9,127	8,572	8,651	9,160	8,745

法人の概要 独立行政法人種苗管理センター

所管	農林水産省	主管課	食料産業局知的財産課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）
沿革	昭 22.4 農林省茶原種農場（金谷、奈良、知覧）（*）				
	昭 22.7 農林省馬鈴薯原原種農場（北海道中央、胆振、後志、十勝、上北、嬬恋、八岳）（*）				
	昭 24.5 農林省種苗検査室（園芸課分室への改称等を経て昭和 54 年に種苗課分室）（*）				
	昭 39.7 農林省馬鈴薯原原種農場（雲仙）（*）				
	昭 40.10 農林省さとうきび原原種農場（鹿児島）（*）				
	昭 53.7 農林水産省さとうきび原原種農場（沖縄）（*）				
	昭 61.12（*）統合 → 農林水産省種苗管理センター → 平 13.4 独立行政法人種苗管理センター				
組織体制	所在地： 茨城県つくば市藤本 2-2 （北海道中央農場）北海道北広島市西の里、（北海道中央農場後志分場）北海道虻田郡真狩村字美原 （胆振農場）北海道勇払郡安平町早来富岡、（十勝農場）北海道帯広市幸福町、 （上北農場）青森県上北郡七戸町字柳平、（嬬恋農場）群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代、 （八岳農場）長野県茅野市玉川、（西日本農場）岡山県笠岡市平成町、（雲仙農場）長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊、 （鹿児島農場）鹿児島県熊毛郡中種子町油久、（沖縄農場）沖縄県国頭郡東村字宮城				
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤2）、監事（非常勤2）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 293 人 非常勤職員数： 98 人（平 27.4.1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人種苗管理センター法第3条】 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人種苗管理センター法第 11 条】 1. 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。 2. 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。 3. ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。 4. 上記の業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。 5. 上記の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1. 種苗法の規定による集取 2. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去 ○ これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うことができる。				

平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額) (単位: 百万円)

収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	2,781	2,857	2,668	2,720	2,811	業務経費	438	476	507	420	272
運営費交付金(人件 費前の年度繰越分)	0	0	0	29	-	(栽培試験業務関 係経費)	(87)	(81)	(83)	(84)	(101)
施設整備費補助金	23	86	552	197	198	(種苗検査業務関 係経費)	(67)	(91)	(157)	(57)	(72)
受託収入	52	47	45	51	50	(種苗生産業務関 係経費)	(251)	(272)	(241)	(252)	(55)
諸収入	162	170	226	222	206	(調査研究業務関 係経費)	(23)	(23)	(19)	(18)	(44)
(原原種売却収入)	(152)	(160)	(216)	(219)	(202)	(遺伝資源業務関 係経費)	(9)	(10)	(8)	(9)	-
(その他の収入)	(10)	(10)	(10)	(4)	(4)	施設整備費	23	86	552	197	255
金谷農場売却収入	-	-	-	52	-	受託経費	52	47	45	51	50
前年度からの繰越金	14	14	14	14	57	農場等集約整備 経費	-	-	-	11	-
						統合に伴う移行準 備経費	-	-	-	-	59
						一般管理費	149	134	154	154	276
						人件費	2,306	2,406	2,145	2,307	2,410
						老朽化施設等解 体撤去費	-	-	16	20	-
						次年度への繰越金	14	14	14	54	0
合計	3,031	3,173	3,505	3,284	3,322	合計	2,982	3,163	3,434	3,214	3,322

法人の概要 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）
沿革	平 13.4 独立行政法人農業技術研究機構(*1)			昭 61.10（認）生物系特定産業技術研究推進機構(*1)	
	平 15.10（*1）統合 → 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(*2)				
	平 13.4 独立行政法人農業工学研究所(*2)	平 13.4 独立行政法人食品総合研究所(*2)		平 13.4 独立行政法人農業者大学校（廃止・一部業務移管）(*2)	
	平 18.4（*2）統合 → 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 → 平 27.4 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構				
組織体制	所在地：茨城県つくば市観音台 3-1-1 中央農業総合研究センター（2箇所）、作物研究所（1箇所）、果樹研究所（5箇所）、花き研究所（1箇所）、野菜茶業研究所（4箇所）、畜産草地研究所（3箇所）、動物衛生研究所（4箇所）、農村工学研究所（1箇所）、食品総合研究所（1箇所）、北海道農業研究センター（2箇所）、東北農業研究センター（3箇所）、近畿中国四国農業研究センター（4箇所）、九州沖縄農業研究センター（4箇所）、生物系特定産業技術研究支援センター（1箇所）				
役職員数	役員数： 理事長（1）、副理事長（1）理事（常勤 10）、監事（常勤3）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 2,607 人 非常勤職員数： 1,632 人（平 27.4.1 現在）				
法人の目的	【国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第4条】 1. 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。 2. 1のほか、農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。				
業務の範囲	【国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第 14 条】 1. 目的1を達成するため、次の業務を行う。 ①農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。 ② ①に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと（2 に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。 ③家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。 ④試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。 ⑤生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。 ⑥生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等（政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること（⑤に掲げる業務に該当するものを除く。）。 ⑦政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。 ⑧生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。 ⑨生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 ⑩近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。 ⑪ ①から⑩までの業務に附帯する業務を行うこと。 2. 目的2を達成するため、農業機械化促進法第 16 条第1項に規定する業務を行う。 （業務の特例）1及び2のほか、次の業務を行う。 ①政令で指定する日までの間、改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第 13 条第1項第4号の規定によりされた出資に係る株式の処分の業務を行う。 ②同号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。 ③ ①及び②の業務に附帯する業務を行うことができる。				

平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	44,765	42,779	48,011	42,683	39,294	業務経費	15,935	14,564	13,353	19,687	16,212
政府出資金	300	86	0	0	0	施設整備費	1,556	478	5,137	4,609	421
民間出資金	0	0	0	0	0	国産農畜産物競争 力強化対策整備費	208	0	0	0	0
施設整備費補助金	1,549	475	5,135	4,605	421	環境保全型農業生 産対策事業費	31	2	0	0	0
国産農畜産物競争力 強化対策整備費補助 金	208	0	0	0	0	国産農畜産物・食農連 携強化対策事業費	12	11	15	0	0
環境保全型農業生産 対策事業費補助金	31	2	0	0	0	農山漁村6次産業化 対策事業費	10	19	6	0	0
国産農畜産物・食農連 携強化対策事業費補助 金	12	11	15	0	0	食の安全・消費者の信 頼確保対策事業費	4	2	7	0	0
農山漁村6次産業化 対策事業費補助金	10	19	6	0	0	農業経営対策事業費	0	4	2	0	0
食の安全・消費者の信 頼確保対策事業費補助 金	4	2	7	0	0	農林水産試験研究費	0	0	0	2	0
農業経営対策事業 費補助金	0	4	2	0	0	科学技術人材育成費	36	0	0	0	0
農林水産試験研究 費補助金	0	0	0	2	0	科学技術戦略推進費	19	36	0	0	0
科学技術人材育成 費補助金	36	0	0	0	0	研究開発施設供用 等促進費	3	0	0	0	0
科学技術戦略推進 費補助金	19	36	0	0	0	地域新成長産業創 出促進事業費	3	0	0	0	0
研究開発施設共用 等促進費補助金	3	0	0	0	0	先導的創造科学技 術開発費	0	0	71	0	0
地域新成長産業創出 促進事業費補助金	3	0	0	0	0	受託経費	5,224	4,126	4,011	4,200	6,188
先導的創造科学技 術開発費補助金	0	0	71	0	0	一般管理費	2,389	2,408	2,339	2,248	2,147
受託収入	5,224	4,128	4,012	4,213	6,188	寄付金	31	38	0	0	0
諸収入	835	1,039	1,007	771	516	人件費	26,161	23,739	23,858	25,621	27,267
寄附金収入	22	0	0	0	0	事業外経費	1	1	1	3	0
不要財産売却収入	14	0	2	7	0	不要財産売却による 国庫納付	14	0	2	7	0
貸付回収金等	21	4	2	101	0	翌年度への繰越金	0	1,997	11,434	5,487	0
業務収入	5	174	115	170	117						
業務外収入	1	2	2	6	0						
前年度からの繰越金	0	0	0	11,964	5,822						
合計	53,062	48,762	58,386	64,521	52,358	合計	51,637	47,425	60,236	61,863	52,235

法人の概要 国立研究開発法人農業生物資源研究所

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	大 3.4 農商務省蚕業試験場 → 大 14.4 農林省蚕業試験場 → 昭 12.2 農林省蚕糸試験場 → 昭 18.11 農商省蚕糸試験場 → 昭 20.8 農林省蚕糸試験場 → 昭 53.7 農林水産省蚕糸試験場 → 昭 63.10 農林水産省蚕糸・昆虫農業技術研究所(*)					昭 25.4 農林省農業技術研究所 → 昭 53.7 農林水産省農業技術研究所 → （再編） 昭 58.12 農林水産省農業生物資源研究所(*)					
	平 13.4（*）統合 → 独立行政法人農業生物資源研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人農業生物資源研究所										
組織体制	所在地：茨城県つくば市観音台二丁目1番地2										
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1)（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 343 人 非常勤職員数： 414 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【国立研究開発法人農業生物資源研究所法第3条】 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。										
業務の範囲	【国立研究開発法人農業生物資源研究所法第 11 条】 1. 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。 2. 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと(3. に掲げるものを除く。) 3. 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 4. 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。 5. 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。 6. 1から5の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	6,882	6,510	6,328	6,617	6,665	業務経費	2,303	2,660	2,465	2,375	2,400
施設整備費補助金	409	374	970	2,890	0	業務経費(寄付金)	1	1	0	0	0
事業補助金	2	2	12	2	0	施設整備費	409	374	970	2,890	0
受託収入	2,884	2,242	1,858	2,028	2,611	事業補助金	2	2	12	2	0
諸収入	72	23	21	25	18	受託経費	2,881	2,232	1,843	1,987	2,611
寄付金収入	1	1	0	0	0	一般管理費	390	381	385	339	344
前年度よりの繰越金		470	442	479	159	人件費	3,731	3,518	3,466	3,665	4,098
合計	10,251	9,621	9,631	12,041	9,453	合計	9,718	9,168	9,141	11,257	9,453

法人の概要 国立研究開発法人農業環境技術研究所

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 25.4 農林省農業技術研究所 → 昭 53.7 農林水産省農業技術研究所 → 昭 58.12（再編）→ 農林水産省農業環境技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人農業環境技術研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人農業環境技術研究所										
組織体制	所在地： 茨城県つくば市観音台三丁目1番地3										
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1)（平 27.4.1現在） 常勤職員数： 162 人 非常勤職員数： 182 人（平 27.4.1現在）										
法人の目的	【国立研究開発法人農業環境技術研究所法第3条】 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。										
業務の範囲	【国立研究開発法人農業環境技術研究所法第 11 条】 1. 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。 2. 1の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	3,097	2,705	2,730	2,930	2,948	業務経費	891	863	817	860	817
施設整備費補助金	138	406	2,082	84	249	施設整備費	138	406	2,082	84	249
生産環境総合対策事業推進費補助金	21	14	0	0	0	生産環境総合対策事業推進費補助金	21	14	0	0	0
科学技術戦略推進費補助金	5	0	0	0	0	科学技術戦略推進費補助金	5	0	0	0	0
科学技術人材育成費補助金	19	0	0	0	0	科学技術人材育成費補助金	19	0	0	0	0
受託収入	969	676	672	661	711	受託経費	933	639	635	627	711
諸収入	4	0	1	2	1	(試験研究費)	(835)	(578)	(564)	(556)	(640)
前年度よりの繰越金			49	38	21	(管理諸費)	(98)	(61)	(72)	(71)	(71)
						一般管理費	213	276	285	332	284
						人件費	1,859	1,579	1,698	1,778	1,868
合計	4,252	3,801	5,534	3,716	3,929	合計	4,079	3,777	5,518	3,681	3,929

法人の概要 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
	昭 45.6 農林省熱帯農業研究センター → 昭 53.7 農林水産省熱帯農業研究センター → 平 5.10 農林水産省国際農林水産業研究センター → 平 13.4 独立行政法人国際農林水産業研究センター →										
	平 20.4 （*）一部業務承継 →					平 15.10 独立行政法人緑資源機構（*）					
	平 27.4 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター										
組織体制	所在地： 茨城県つくば市大わし 1-1 （熱帯・島嶼研究拠点）沖縄県石垣市 字真栄里川良原 1091-1										
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（1）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 171 人 非常勤職員数： 146 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法第3条】 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。										
業務の範囲	【国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法第 11 条】 1. 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 2. 1の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行うこと。 3. 1及び2の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額（27 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H23	H23	H24	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	3,532	3,364	3,170	3,433	3,355	業務経費	1,603	1,535	1,511	1,411	1,271
施設整備費補助金	48	44		42	0	施設整備費	48	44	19	42	0
受託収入	393	336	265	186	282	受託経費	423	329	233	179	282
補助金等収入	202	154	134	118		一般管理費	130	116	113	104	112
寄附金収入	6		0	2	0	人件費	1,851	1,787	1,720	2,004	2,083
諸収入	3	8	11	2	6						
前年度よりの繰越金			131	45	103						
合計	4,185	3,907	3,711	3,828	3,746	合計	4,055	3,812	3,596	3,738	3.749

法人の概要 国立研究開発法人森林総合研究所

所管	農林水産省	主管課	林野庁研究指導課、計画課、整備課、農村振興局農村整備官	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）
沿革	明 38 農商務省山林局林業試験所として発足 → 昭 22 農林省林野局林業試験場に改編 → 昭 63 森林総合研究所に改編・名称変更 → 平 13.4 独立行政法人森林総合研究所 → 平 19.4 (*1) 統合 → 平 20.4 (*2) 一部業務承継 → 平 27.4 国立研究開発法人森林総合研究所(森林保険業務移管)				
					平 13.4 独立行政法人林木育種センター (*1)
					平 15.10 独立行政法人緑資源機構 (*2)
組織体制	所在地： 茨城県つくば市松の里 1 林木育種センター、森林バイオ研究センター、支所(6)、育種場(4)、森林保険センター、森林整備センター、整備局(6)、水源林整備事務所(32)				
役員数	役員数：理事長(1)、理事(常勤5)、監事(常勤1、非常勤1)（平 27.4.1 現在） 常勤職員数：1,091 人 非常勤職員数：381 人（平 27.4.1 現在）				
法人の目的	【国立研究開発法人森林総合研究所法第3条】 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の持続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。 森林保険を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。				
業務の範囲	【国立研究開発法人森林総合研究所法第 11 条及び附則第 6 条～第 12 条】 1. 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 2. 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。 3. 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。 4. 前3号の業務に附帯する業務を行うこと。 5. 森林保険を行うこと。 6. 前号の業務に附帯する業務を行うこと。 7. 旧独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業を行うこと。また、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理業務を行うこと。				

平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	10,006	9,118	8,829	9,535	9,351	業務経費	26,177	18,394	30,850	18,898	13,312
施設整備費補助金	286	2,020	1,043	81	197	(研究・育種業務経費)	(1,712)	(1,684)	(1,611)	(1,609)	(1,567)
研究開発補助金	321	202	169	158		[一般研究費]	[926]	[908]	[940]	[959]	
業務収入	20,832	18,366	16,068	15,583	14,904	[特別研究費]	[235]	[231]	[158]	[112]	
受託収入	1,271	991	703	1,236	898	[研究基盤費]	[12]	[13]	[7]	[7]	
寄付金収入	10	11	25	6		[材木育種費]	[539]	[532]	[506]	[531]	
諸収入	0	0	0	152	82	(東日本大震災復旧・復興 研究・育種業務経費)	(123)	(118)	(0)		
前中期目標期間繰越積立 金・前年度から繰越	6	0	0	0	408	(特定地域等整備事業関係 経費)	(4,960)	(3,899)	(1,881)	(3)	
国庫補助金	27,316	20,207	32,240	21,128	14,531	(林道事業関係経費)	(494)	(345)	(24)		
政府交付金	313	233	224	183	182	(造林事業関係経費)	(18,822)	(9,146)	(26,286)	(16,073)	(10,734)
長期借入金	7,010	7,050	6,977	6,820	8,220	(東日本大震災復旧・復興 水源林業務経費)	(65)	(3,203)	(1,049)	(1,213)	(437)
						(保険業務経費)					(574)
短期借入金	2,100	1,900	1,800	2,200		施設整備費	286	2,020	1,043	81	197
業務外収入	520	226	170	214	136	(研究・育種施設整備費)	(232)	(95)	(1,043)		
政府補給金	28	12	5	1		(東日本大震災復旧・復興 研究・育種施設整備費)	(55)	(1,925)	(0)		
政府出資金	10,780	10,779	10,778	10,777	10,776	研究開発補助金経費	321	202	169	158	
						受託経費	1,249	1,008	707	1,237	898
						人件費	6,969	6,534	6,468	7,241	7,744
						一般管理費	5,519	4,558	4,353	4,463	4,935
						寄付金事業費	9	10	26	6	
						借入金償還	29,364	31,961	31,771	32,460	28,972
						支払利息	6,960	6,109	5,302	4,483	3,841
						業務外支出	1,498	106	29	20	117
						保険金					1,545
						予算差異					-254
合計	80,799	71,115	79,031	68,074	59,685	合計	78,352	70,902	80,718	69,046	61,307

法人の概要 独立行政法人水産大学校

所管	農林水産省	主管課	水産庁増殖推進部研究指導課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 16.4 朝鮮総督府釜山高等水産学校 → 昭 19.4 朝鮮総督府釜山水産専門学校(昭 20.8 解散) → 昭 21.5 農林省水産講習所下関分所 → 昭 22.4 農林省第二水産講習所 → 昭 27.4 農林省水産庁水産講習所 → 昭 38.1 農林省水産庁水産大学校 → 昭 53.7 農林水産省水産庁水産大学校 → 平 13.4 独立行政法人水産大学校										
組織体制	所在地： （本校）山口県下関市永田本町二丁目 7 番 1 号 （小野臨湖実験実習場）山口県宇部市大字小野字宮脇 8319 番地 2										
役員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2)（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 172 人 非常勤職員数： 31 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人水産大学校法第3条】 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人水産大学校法第 11 条】 1. 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うこと。 2. 前号の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	1,969	1,883	1,673	1,760	1,822	業務経費	521	532	569	519	612
政府補助金等収入	21	19	16	18	－	(教育研究業務費)	(130)	(127)	(158)	(127)	(217)
施設整備費補助金	203	244	－	178	160	(練習船業務費)	(312)	(326)	(338)	(320)	(343)
船舶建造費補助金	－	－	－	－	1,937	(学生部業務費)	(57)	(57)	(55)	(52)	(32)
受託収入	113	88	108	77	133	(企画情報部業務費)	(22)	(22)	(18)	(20)	(20)
雑収入	570	571	555	540	495	政府補助金等事業費	21	19	16	18	－
(授業料収入)	(475)	(460)	(448)	(434)	(407)	施設整備費	203	244	39	178	160
(その他収入)	(95)	(111)	(107)	(106)	(88)	船舶建造費	－	－	－	－	1,937
前年度よりの繰越金	－	21	151	143	206	受託経費	113	88	108	77	133
						一般管理費	186	184	198	194	231
						人件費	1,725	1,567	1,380	1,557	1,679
合計	2,876	2,825	2,503	2,716	4,753	合計	2,768	2,635	2,310	2,543	4,753

法人の概要 国立研究開発法人水産総合研究センター

所管	農林水産省	主管課	水産庁増殖推進部研究指導課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 4.3	農林省水産試験場 → （昭 18.11 農商省 → 昭 20.8 農林省）			昭 54.3	昭 54.3 農林水産省水産庁水産工学研究所 （*1）					
	昭 24.6	農林省水産研究所 →			農林水産省水産庁養殖研究所（*1）						
	昭 53.7	農林水産省水産庁水産研究所（*1）									
	平 13.4	（*1）統合 独立行政法人水産総合研究センター →					昭 46.7 認可法人海洋水産資源開発センター（*2）				
	平 15.10	（*2）統合 →				昭 38.4 社団法人瀬戸内海栽培漁業協会 → 昭 54.7 社団法人日本栽培漁業協会（*2）					
	平 18.4	（*3）統合 →				平 13.4 独立行政法人さけ・ます資源管理センター（*3）					
	平 27.4	国立研究開発法人水産総合研究センター									
組織体制	所在地：（本部）神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3 クイーンズタワーB15 階 （北海道区水産研究所）北海道札幌市豊平区、（東北区水産研究所）宮城県塩釜市、 （中央水産研究所）神奈川県横浜市金沢区、（日本海区水産研究所）新潟県新潟市中央区、 （国際水産資源研究所）静岡県静岡市清水区、（瀬戸内海区水産研究所）広島県廿日市市、 （西海区水産研究所）長崎県長崎市、（増養殖研究所）三重県度会郡、（水産工学研究所）茨城県神栖市、 （開発調査センター）神奈川県横浜市西区										
役職員数	役員数： 理事長（1人）、理事（5人）、監事（常勤2人）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 930 人 非常勤職員数： 663 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【国立研究開発法人水産総合研究センター法第3条】 1. 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。 2. 海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。										
業務の範囲	【国立研究開発法人水産総合研究センター法第 11 条】 1. 上記目的の1を達成するため、次の業務を行う。 （1）水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 （2）水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。 （3）栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。 （4）さけ類及びます類のふ化及び放流（個体群の維持のためのものに限る。）を行うこと。 （5）前記1.（1）から（4）の業務に附帯する業務を行うこと。 2. 上記目的の2を達成するため、次の業務を行う。 （1）海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと（次の（2）に掲げるものを除く。）。 （2）海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。 （3）海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。 （4）前記2.（1）から（3）の業務に附帯する業務を行うこと。 3. 前記2.（2）の規定による調査は、漁業を営む者又はその団体のみではその新漁業生産方式の企業化を図ることが著しく困難である場合に限り、行うことができる。 4. 前記1及び2に規定する業務のほか、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去を行う。 5. 前記1、2及び 4 に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。										
平成 23～27 年度における決算額（27 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	15,787	15,165	14,546	14,867	15,127	一般管理費	534	484	433	517	701
政府補助金等収入	750	772	619	574	760	業務経費	6,237	6,469	6,828	7,131	6,983
施設整備費補助金	464	3,546	4,199	171	272	政府補助金等事業費	765	772	619	574	760
受託収入	3,023	2,675	2,814	3,321	2,832	施設整備費	464	3,546	4,199	171	272
諸収入	747	899	1,231	1,451	1,540	受託経費	3,074	2,677	2,812	3,311	2,832
前年度からの繰越	196	431	1,083	1,348	395	人件費	9,094	8,001	8,088	8,521	9,378
						災害損失引当金	46	17	3	-	-
合計	20,967	23,489	24,491	21,732	20,926	合計	20,214	21,966	22,981	20,226	20,926

經濟産業省

平成 27 年度末に中期目標期間が終了する経済産業大臣所管 独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並び に講ずる措置の内容についての意見

平成 27 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、Ⅰに示すとおりである。貴省におかれては、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、経済産業大臣所管の 2 法人（独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館）に関し、平成 27 年度末の中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的な意見はⅡ以下に示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

Ⅰ. 各大臣所管法人共通

第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、
 - ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
 - ・ I C T やテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
 - ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用の活性化

などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるPDCAサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う。
- ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する。
- ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。

といった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみならずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的か

つ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

- 1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあっては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

- 2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

- 3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされるよう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目

標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。
その際、

- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
 - ② 研究開発にあっては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
- などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと整合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達の合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。
- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。
- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意しつつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の

共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

Ⅱ．独立行政法人経済産業研究所

第1 事務及び事業の見直し

1 経済環境や政策ニーズに対応した研究マネジメント体制の構築

独立行政法人経済産業研究所（以下、「本法人」という。）は、経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を行うとともに、その成果を活用することで、我が国の経済産業政策の立案に寄与することを目的に研究を実施している。

研究を進めるに当たり、研究目的、研究テーマ及び内容、研究期間及び研究スケジュール、研究成果並びに研究成果の普及を盛り込んだ「研究計画」を研究プロジェクトごとに作成し、「研究計画」に沿った研究の進捗状況の確認などを行政担当者を交えた検討会で実施するなどにより、個々の研究プロジェクトを管理している。また、外部からの客観的な視点を取り入れるため「外部諮問委員会」において、研究テーマの適切性や進捗状況、成果の検証等について、海外を含む外部有識者から助言を得て、研究プロジェクトの追加等に反映している。

本法人が実施する研究は、技術開発と異なり、経済環境や政策ニーズ自体が時々刻々と変化するため、数年後には研究の意味が希薄となることが多く適時にかつ早期に研究成果の最大化が求められる性質のものである。そのため、「経済産業政策に関する研究のハブ機能を有する」法人としての立ち位置を明確にするため、以下の取組を実施し、本法人の限られた研究リソースの適時・適切な配分を通じ研究業務の重点化を図るとともに研究マネジメント体制を充実させるものとする。

①中期計画又は年度計画で定める研究プログラムの下に、経済産業政策の重点的視点を踏まえた複数の研究プロジェクトを設定する。各研究プロジェクトは、研究計画において「政策的目標」、「期待される成果」、「スケジュール」等のロードマップを明確かつできる限り定量的に定める。

②本法人は、上記、研究計画に記載するロードマップの進捗状況を定期的に確認し、「外部諮問委員会」は、必要に応じ研究の継続そのものに関する助言・指導を行う。

なお、中期目標には、目標策定指針に基づき、具体的、客観的、的確かつ明確な、「公表した研究論文数」などアウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、「経済産業政策への期待される貢献」として、「白書、審議会資料等における研究成果の引用件数」などできる限りアウトカムに着目した目標を、できる限り定量的に策定することが求められるため、これらの事項を次期中期目標へ記載するとともに、これらの事項を研究計画に記載したロードマップに反映させるものとする。この際、中期目標の数値目標水準については、国の政策目的を実現するために必要な水準を定める必要があり、実現可能性を過度に考慮した安易なものにならないよう、厳格に見直しを行うも

のとする。

また、適切なプロジェクト管理の実施を可能とするため、プロジェクトごとに研究計画で記載したロードマップの進捗状況を踏まえた運営費交付金予算の配分の見直しを行う等、管理会計の手法を活用したプロジェクトごとの予算管理体制を構築するとともに、評価においては、プロジェクトごとの研究の進捗状況と運営費交付金予算の執行状況を明らかにして実施するものとする。

2 民間研究機関の研究者等との連携強化

改革方針において、本法人は、政策研究に係る資源配分を効率化しつつ、本法人の機能の一層の向上を図る観点から、国内外の政策研究機関との連携強化を進めることとされている。これを踏まえ、本法人では、国内外の政策研究機関とセミナーの共同開催、共同研究、人的交流、協力協定の締結等を進めているところである。

これまでも、民間研究機関の研究者が本法人の研究メンバーとして参画することで、より現実の社会状況を踏まえた政策提言につながった例もあることから、今後も、国内外の民間研究機関の研究者や企業の実務者等との連携を強化し、その知見を取り入れることにより、グローバルな視点も踏まえた研究成果を創出し、経済産業政策への寄与度を更に高めるものとする。

また、本法人では、本法人が持つ強み（政府統計、独自収集したミクロデータを活用した実証研究の円滑な遂行能力等）を活用した研究に重点的な資源配分を行い、民間研究機関との差別化を明確にしていくものとする。

Ⅲ. 独立行政法人工業所有権情報・研修館

第1 世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けた人材育成業務の見直し

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「本法人」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修（以下、「人材育成業務」という。）を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的としている。

本法人は、人材育成業務として、「調査業務実施者育成研修」など主に民間の知財関係者を対象とした研修のほか、特許庁の審査官、審判官及び審判書記官の資格に関する研修や、特許庁職員に対する能力向上のための研修を通じ、知的財産関連業務を支える人材の育成を図っているが、特許庁職員に対する能力向上のための研修には、「メンタルヘルス、服務規律、ライフプラン等に関する研修」など、知的財産関連業務の人材育成とは直接関わりのないものも含まれている。

一方、「日本再興戦略 改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（以下「再興戦略」という。）においては、世界最速・最高品質の知財システムの確立に向けた検討を加速するため「国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現」が掲げられている。具体的には、①今後 10 年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均 14 月以内とするとともに、②外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現することを目指すとなっている。

したがって、本法人の限りある人的及び物的資源の有効活用を図る観点から、今後の人材育成業務の実施に当たっては、以下の取組を実施することとする。

- ① 特許庁職員に対する能力向上のための研修内容を見直し、「世界最速・最高品質」の審査の実現に真に必要な研修に重点化を図ること
- ② 「調査業務実施者の育成研修」における修了率など、研修ごとに「世界最速・最高品質」の審査の実現を図るできる限り定量的な目標を設定すること

第2 知的財産権の取得・活用にかかる相談支援の強化

特許庁が設置する「知財総合支援窓口」は中小企業等の知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と協同して解決を図るものであるが、「知的財産推進計画 2015」（平成 27 年 6 月知的財産戦略本部決定）に基づき平成 28 年度に特許庁から本法人へ実施主体が移管されることとなっている。

「知財総合支援窓口」の移管に当たっては、中小企業庁が開設している「よろず支援拠点」や中小企業基盤整備機構が開設している「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」との連携を強化し、中小企業者の利便性向上を図るものとする。

第3 特許情報プラットフォームに関する体制整備

特許情報プラットフォームは、特許、実用新案、意匠、商標、審決の公報、外国公報、非特許文献、審査経過情報等、知財戦略に必要となる基本的な情報の検索・表示機能を広くサポートし、関連情報を提供するものである。現在、同プラットフォームは、情報システムに関する高度な専門知識を有する契約職員をシステムアドバイザー（CIO補佐）として配置し運用している。

特許情報プラットフォームは、将来的に、より幅広く充実したサービスを提供すべく、情報提供の迅速化、パテントファミリー情報^(注)の活用、諸外国特許庁サービスとの連携等の可能性も視野に入れて、更なる検討を進めていくこととなっており、運用のみならず、システムの開発やセキュリティ対策の強化が重要な課題となることから、①情報セキュリティ対策等に精通した人材を外部から常勤職員として登用し、併せて、②プロパー常勤職員の情報システムに関する能力の計画的な育成を進めていくものとする。

（注）内外国を通じて、少なくとも一つの共通の優先権を持ち、技術内容が完全又は部分的に一致する関係を有する特許文献群に関する情報。

法人の概要 独立行政法人経済産業研究所

所管	経済産業省	主管課	経済産業政策局経済社会政策室			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 62.7 通商産業研究所 → 平 13.4 独立行政法人経済産業研究所										
組織体制	所在地： 東京都千代田区霞が関1－3－1 経済産業省別館 11 階										
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（非常勤2）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 47 人 非常勤職員数： 35 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人経済産業研究所法第3条】 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人経済産業研究所法第 12 条】 1. 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 3. 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。 4. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	1,492	1,632	1,752	1,890	1,437	業務経費	1,087	1,079	1,109	1,212	1,232
受託収入	5	5	8	5	0	(調査及び研究業務経費)	(901)	(870)	(927)	(944)	(981)
普及業務関係収入	1	1	0	0	0	(政策提言・普及業務経費)	(114)	(99)	(102)	(141)	(181)
寄付金収益	2	2	2	2	2	(資料収集管理業務経費)	(72)	(110)	(81)	(127)	(70)
科学研究費間接費収入	11	5	3	5	2	受託経費等	4	5	7	4	0
金利収入・雑収入	0	0	0	0	0	一般管理費	197	198	198	212	209
前年度からの繰越金					0						
合計	1,510	1,645	1,766	1,903	1,442	合計	1,289	1,282	1,315	1,427	1,442

法人の概要 独立行政法人工業所有権情報・研修館

所管	経済産業省	主管課	特許庁総務部総務課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	明 17.6 農商務省工務局内商標登録所図書係 → 明 20.12 農商務省特許局庶務部内に図書館・陳列所 → 昭 27.8 万国工業所有権資料館 → 平 9.4 工業所有権総合情報館 → 平 13.4 独立行政法人工業所有権総合情報館 → 平 16.10 独立行政法人工業所有権情報・研修館											
組織体制	所在地： 東京都千代田区霞が関3－4－3 特許庁庁舎2階											
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（非常勤2）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 84 人 非常勤職員数： 54 人（平 27.4.1 現在）											
法人の目的	【工業所有権情報・研修館法第 3 条】 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【工業所有権情報・研修館法第 11 条】 1. 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。 2. 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。 3. 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 4. 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用 of 促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 5. 工業所有権に関する相談に関すること。 6. 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。 7. 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。 8. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。											
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）												
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算	
運営費交付金	9,636	9,463	9,312	9,485	10,594	業務経費	7,488	7,626	7,512	9,183	9,521	
複写手数料収入	2	1	1	1	2	一般管理費	337	274	274	327	359	
研修受講料収入	87	111	95	112	98	人件費	718	673	641	683	814	
その他収入	0	0	0	0	0							
合計	9,725	9,576	9,408	9,598	10,695	合計	8,544	8,574	8,428	10,193	10,695	

国土交通省

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する国土交通大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、Ⅰに示すとおりである。貴省におかれては、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、国土交通大臣所管の 10 法人（国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人）に関し、平成 27 年度末の中（長）期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的な意見はⅡ以下に示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

Ⅰ．各大臣所管法人共通

第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中（長）期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、

- ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
- ・ I C Tやテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
- ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用の活性化

などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるP D C Aサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う。
- ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する。
- ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。

といった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみな

らずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

- 1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあっては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

- 2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対

する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

- 3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされるよう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。その際、

- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
 - ② 研究開発にあっては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
- などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと整合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。
- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。

- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意しつつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

Ⅱ．国立研究開発法人土木研究所

第1 事務及び事業の見直し

1 研究業務の目標設定等

国立研究開発法人土木研究所（以下「本法人」という。）の現中長期目標期間における調査研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映し得る成果を早期に得ることを目指す研究開発を重点的研究開発と位置付け、中長期目標期間中の研究費の概ね75%を充当し、残りを基礎的、先導的な研究開発に充てることとされており、加えて、研究開発について、共同研究件数の数値目標も設定されている（資料1参照）。

しかしながら、研究開発の定量的指標としては、上記研究費の充当及び共同研究件数が示されているのみで、研究開発についてアウトカムと関連させた数値目標や当該目標の達成水準、達成時期等が設定されておらず、研究開発成果の最大化の観点からの評価が十分でなかった。

上記を踏まえ、次期中長期目標においては、目標策定指針に基づき、①「一定の事業等のまとまり」^{（注1）}を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定し、②上記①の目標の達成に向け、研究内容について不断の見直し・重点化を行い、③研究内容を適切に評価できる評価軸を設定するとともに、④目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制を構築するものとする。

（注1）「一定の事業等のまとまり」とは、目標策定指針において、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位」であり、「具体的には、法人の長から、法人の資源（予算、人事、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位」とされている。（以下同じ。）

2 国との役割分担の明確化

本法人は、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと、土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと等を業務とする国立研究開発法人である。

他方で、国土交通省には、施設等機関として、「国土の利用、開発及び保全のための社会資本の整備に関連する技術であって国土交通省の所掌事務に係る政策の企画及び立案に関するものの総合的な調査、試験、研究及び開発を行うこと」等の事務をつかさどる国土交通省国土技術政策総合研究所がある（資料2参照）ところ、本法人の業務は、従来から、国土交通省の政策体系の中で同研究所が行う研究業務との役割分担の下に行われてきている。

上記を踏まえ、次期中長期目標においては、適正な評価の実施に資するよう、国との役割分担を明記し国立研究開発法人としてのミッションを明確にするとともに、役割分担に基づき本法人が行う業務に関し、その成果が国においてどのように利活用されることを目指すのかということについて明記す

るものとする。

3 寒地土木研究所の位置付け、役割の明確化及び研究開発成果の最大化

国土交通省は平成 13 年 1 月の省庁再編において北海道開発庁、国土庁、運輸及び建設省を母体として発足したものであるところ、旧北海道開発庁の研究機関であった北海道開発土木研究所は、平成 13 年 4 月の独立行政法人化を経て平成 18 年 4 月に独立行政法人土木研究所と統合され、本法人の一部門として、北海道開発行政と連携し、北海道の特殊な気象条件等に起因した土木技術上の課題解決のための調査・試験・研究開発等を行っている（資料 3 参照）。

しかしながら、寒地土木研究所の研究開発の中には、例えば「雪氷災害の減災技術に関する研究」や「寒冷な自然環境下における構造物の機能維持のための技術開発」など、その成果を北海道に限らず国土全体において活用できるものもあると考えられ、本法人全体としての関与など活用を図るための方策が十分に確立されていない。

また、国土全体における土木に係る研究開発を行う中で、寒地土木研究所に係る本法人のミッションについて、現中長期目標において明確な説明がなされていない。

上記を踏まえ、研究開発の成果の最大化の観点から、寒地土木研究所の研究成果を国土全体において活用するための組織体制及び運用について見直しを行うとともに、次期中長期目標において寒地土木研究所に係る本法人のミッションを明らかにすることとする。

Ⅲ. 国立研究開発法人建築研究所

第1 事務及び事業の見直し

1 研究業務の目標設定等

国立研究開発法人建築研究所（以下「本法人」という。）の現中長期目標期間における調査研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映し得る成果を早期に得ることを目指す研究開発を重点的研究開発と位置付け、中長期目標期間中の研究費の概ね75%を充当し、残りを基礎的、先導的な研究開発に充てることとされており、加えて、研究開発について、査読付論文数、共同研究者数等の数値目標も設定されている（資料4参照）。

しかしながら、研究開発の定量的指標としては、上記研究費の充当や査読付論文数、共同研究数等が示されているのみで、研究開発についてアウトカムと関連させた数値目標や達成水準、達成時期等が設定されておらず、研究開発成果の最大化の観点からの評価が十分でなかった。

上記を踏まえ、次期中長期目標においては、目標策定指針に基づき、①「一定の事業等のまとまり」を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定し、②上記①の目標の達成に向け、研究内容について不断の見直し・重点化を行い、③研究内容を適切に評価できる評価軸を設定するとともに、④目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制を構築するものとする。

2 国との役割分担の明確化

本法人は、建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及を行うこと等を業務とする国立研究開発法人である。

他方で、国土交通省には、施設等機関として、「国土の利用、開発及び保全のための社会資本の整備に関連する技術であって国土交通省の所掌事務に係る政策の企画及び立案に関するものの総合的な調査、試験、研究及び開発を行うこと」等の事務をつかさどる国土交通省国土技術政策総合研究所がある（資料2参照）ところ、本法人の業務は、従来から、国土交通省の政策体系の中で同研究所が行う研究業務との役割分担の下に行われてきている。

上記を踏まえ、次期中長期目標においては、適正な評価の実施に資するよう、国との役割分担を明記し国立研究開発法人としてのミッションを明確にするとともに、役割分担に基づき本法人が行う業務に関し、その成果が国においてどのように利活用されることを目指すのかということについて明記するものとする。

IV. 国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所

第1 業務体制の見直し

1 統合法人としての体制整備

国立研究開発法人海上技術安全研究所（以下「海技研」という。）、国立研究開発法人港湾空港技術研究所（以下「港空研」という。）及び国立研究開発法人電子航法研究所（以下「電航研」という。）は、平成28年4月に統合し、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「統合法人」という。）に再編されることとされている。

この統合法人における研究開発の成果の最大化を達成するため、国土交通省海事局、港湾局及び航空局の責任の下、総合政策局において、①研究企画部門の機能強化、②突発的な事故や災害への対応等における理事長等の権限と責任による予算や人員等の研究資源の適切な配分を可能とする仕組みの方向性について早急に検討した上で、統合法人のミッションを、具体的な統合効果の例示とともに次期中長期目標に明記するものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 研究業務の目標設定等

海技研、港空研及び電航研については、それぞれ研究開発の重点分野が定められており（資料5参照）、また、共同研究の件数、所外発表の件数、査読付論文の採択の件数等が数値目標として設定されている。

しかしながら、研究開発の定量的指標としては、上記共同研究の件数等が示されているのみで、研究開発についてアウトカムと関連させた目標や達成水準、達成時期等が設定されておらず、研究開発の実績についての評価の実施が困難な状況となっている。

上記を踏まえ、次期中長期目標においては、目標策定指針に基づき、①「一定の事業等のまとまり」を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定し、②左記①の目標の達成に向け、研究内容について不断の見直し・重点化を行い、③研究内容を適切に評価できる評価軸を設定するとともに、④目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制を構築するものとする。

第3 その他

1 国との役割分担の明確化

港空研は、港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること等に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発等を業務とする国立研究開発法人であり、その業務は、統合法人にも引き継がれることとなっている。

他方で、国土交通省には、施設等機関として、「国土の利用、開発及び保全のための社会資本の整備に関連する技術であって国土交通省の所掌事務に係る政策の企画及び立案に関するものの総合的な調査、試験、研究及び開発を行うこと」等の事務をつかさどる国土交通省国土技術政策総合研究所がある（資料2参照）ところ、港空研の業務は、従来から、国土交通省の政策体系の中で、同研究所が行う研究業務との役割分担の下に行われてきており、その役割分担も同様に引き継がれることとなっている。

上記を踏まえ、次期中長期目標においては、適正な評価の実施に資するよう、国との役割分担を明記し港空研の業務を引き継ぐ国立研究開発法人としてのミッションを明確にするとともに、役割分担に基づき統合法人が行う業務に関し、その成果が国においてどのように利活用されることを目指すのかということについて明記するものとする。

V. 独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所

第1 業務体制の見直し

四面を海に囲まれた海洋国家である我が国にとって、経済や暮らしを支える海運の果たす役割は極めて重要となっている(注2)。

内航海運及び外航海運における船員養成を取り巻く現状のうち、内航海運では、その業界の特殊性(①中小零細事業者が多く(注3) 定年が定まっていない、②求人状況が景気により大きく変動(注4) (資料6 参照)、③船員の流動性が高い)により、国土交通省は、現状において、内航業界ニーズを踏まえた実効性のある長期的な船員養成計画を立てることは難しい状況としている。

このような状況下において、新人船員の供給の面で日本の内航海運を担っている(資料7 参照) 独立行政法人海技教育機構(以下「海技教育機構」という。)と独立行政法人航海訓練所(以下「航海訓練所」という。)が平成28年4月に統合されることとなるが、次期中期目標を策定するにあたっては、業務体制について以下の視点に立って目標を定めるものとする。

(注2) 外航海運については、エネルギー資源のほぼ100%を海外からの輸入に依存しており、自動車や鉄鋼など工業製品の輸出など多様な貨物の輸出入が行われている。これら物資のうち重量ベースで99.7%を海上輸送が担い、このうち約60%を日本商船隊(我が国の外航海運企業が運航する2,000トン以上の商船群)が担っている。

内航海運について、国内物流の43.9%(平成25年度、トンキロベース)を担うとともに、セメント・石油製品・金属等の産業基礎物資に係る輸送は80~90%(トンキロベース)を占めている。また、内航船舶の輸送力をトラックと比較した際には、長距離・大量輸送に適しており、地球温暖化対策の観点からも海上輸送の果たすべき役割は重要である。

(出典：国土交通省交通政策審議会基本政策部会「基本政策部会とりまとめ～海洋立国日本の前進に向けた今後の海事行政の目指す方向2015～」(平成27年7月)及び国土交通省海事局「海事レポート2015」(平成27年7月))

(注3) 内航船員の高齢化(約27千人の約5割が50歳以上)が進んでいるが、内航海運事業者の99.7%が資本金3億円以下又は従業員300人以下の中小企業者であり、特にオーナーの70.6%はいわゆる「一杯船主」と呼ばれる保有船舶が1隻のみの事業者である。

(出典：国土交通省交通政策審議会基本政策部会「基本政策部会とりまとめ～海洋立国日本の前進に向けた今後の海事行政の目指す方向2015～」(平成27年7月))

(注4) 内航船員の有効求人倍率をみると、資料6のとおり、最低値が0.21倍、最高値が1.87倍とかい離が大きく、加えて、年ごとの変動が著しく激しい状況となっている。

1 統合法人としての船員教育の高度化

新人船員の育成機関としては、四級海技士(主に内航船員)については国内最大の供給源である海技教育機構の教育機関7校(海上技術短期大学校(3校、高卒2年課程)及び海上技術学校(4校、中卒3年課程)(以下、両者を併せて「海技学校等」という。))、三級海技士(主に外航船員)については海技教育機構の海技大学校及び文部科学省系の教育機関7校(商船系大学2校、商船系高等専門学校5校)が全国に配置され、それぞれ海技士資格取得に向

けた教育が行われている。これら教育機関の学生は、一定期間の座学教育とともに、資格取得のために必要とされる乗船履歴（四級海技士：9 か月、三級海技士：12 か月）を得るため、航海訓練所が5 隻の練習船で一元的かつ効果的に行う乗船実習を受けている。

海技教育機構と航海訓練所の統合に当たっては、改革方針において「船員養成機関の核となり、日本人船員の育成・確保の充実につながるよう商船系大学・高専、海運業界との連携・協力の強化を併せて検討するとともに、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずる」とされていることから、教育内容の高度化に向け、①座学・乗船実習カリキュラムの効果的な運用による一貫教育の実施、②施設・設備の一体的運用による教育訓練の充実等の措置について、次期中期目標に明記して取り組むものとする。

なお、航海訓練所は、これまで中立的立場で文部科学省系教育機関7 校からも実習生を受け入れてきたところであり、統合後もその公平性が損なわれることのないよう、当該機関との連携を図り、効率的な実習生の受入れに取り組むものとする。

さらに、上記の15 校以外に、ごく一部の私立大学や水産高校等においても、学科及び乗船実習（それぞれの学校が保有する練習船を使用）による新人船員の育成が行われて、これらも船員の供給源の一つとなっている現状も踏まえ、国土交通省においては、これらの組織を所管する文部科学省との連携を十分図るものとする（資料8 参照）。

2 入学者募集のための広報活動

海技学校等における入学応募倍率は、平成23 年度以降2.5～3.0 倍の間で推移しているが、今後少子化が進む中、入学希望者を掘り起こすための広報活動をいかに効果的かつ効率的に実施していくかが課題となっている（資料9 参照）。

特に、学生が進路変更等の理由で中退する例がみられる海上技術学校（4 校、中卒3 年課程）においては、単に応募倍率を上げるのみならず、入学前の広報活動段階で入学後のミスマッチを極力少なくし、できる限り入学者全員の船員養成につなげるための工夫・努力が必要である。

上記の状況を踏まえ、平成28 年4 月の航海訓練所との統合を契機とした入学者募集の新たな広報活動に関する体制・仕組みの構築について、次期中期目標に明記するものとする。

3 中退者数の減少に向けた取組と入学料等のあり方についての検討

海技学校等のうち、特に海上技術学校（4 校、中卒3 年課程）においては、学生が進路変更等を理由に中退する例がみられる。その一因として、これまで船員の安定供給という政策的観点から入学料・入学検定料が徴収されてお

らず、授業料も一般の公立高校等と比較して低く抑えられていたことにより、必ずしも船員になることを目的として入学していなかった者もいた可能性も考えられる。

海上技術学校の授業料については平成 26 年度に公立高校と同等の金額とされたところであるが、入学料・入学検定料についても、自己収入拡大の観点から、平成 29 年度以降に徴収を開始することとされ、具体的な金額等が検討されているところである。

入学料・入学検定料の徴収は、自己収入拡大の観点以外にも、高い目的意識を持つ学生を増加させ、中退者の減少対策に資するのみならず、結果として法人のミッションである船員養成にも寄与することも考えられることから、入学料等のあり方について検討する旨、次期中期目標に明記するものとする。

4 船舶運航実務課程講習の見直し

海技教育機構では、「平成 22 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 22 年 11 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会）の指摘を受け、海技大学校で実施する船舶運航実務課程講習について、講習数の絞り込み（133 コースから 72 コースへ）や受講料の段階的値上げを講じている。

しかし、同講習の内容をみると、なお受講者数が少ないと思われるもの（溶接に関する講習等）があることから、次期中期目標期間においては、各講習の効果を見極めた上で、「船員に学術及び技能を教授することにより船員の資質の向上を図る」という法人としてのミッションも考慮しながら講習内容を見直す等、適切な対応を行うものとする。

5 受益者負担と自己収入の拡大

改革方針において「海運業界を始めとする関係者の受益者負担については、その対象は教育直接経費ではなく人件費を含む全費用であるという観点から、引き続き段階的にその拡大を図ることを検討する」こととされている。

現在、次期中期目標期間において、①海技大学校等における受託研究について、統合を契機とした受託範囲拡大（海陸双方の施設を活用した研究が可能）による収入額増加、②航海訓練所が民間船舶会社から徴収する乗船実習訓練負担金収入について、負担金単価の引上げ等による収入額増加（平成 30 年度までの収入拡大計画を策定済み）が見込まれている。

次期中期目標期間中の確実な自己収入拡大を担保するため、①については受託範囲拡大を踏まえた受託研究業務の目標を早期に策定するとともに、②については平成 31 年度以降の継続的な収入拡大計画の策定スケジュールを定め、それぞれ次期中期目標に明記するものとする。

VI. 独立行政法人航空大学校

第1 業務体制の見直し

1 法人のミッションの明確化

独立行政法人航空大学校（以下「本法人」という。）は、年間72名の学生に航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、操縦士を養成することにより、安定的な航空輸送を確保することを目的とする機関であり、卒業生の多くが航空会社の定期路線を中心に民間航空事業の中核で活躍している。

一方、操縦士に占める航空大学校出身者の割合は4割程度であり、大手航空会社による自社養成や外国人等が6割を占めること（資料10参照）、また、国土交通省航空局による今後の操縦士需要予測では2022年には年間で約200～300人の新規操縦士の採用を行っていく必要がある（資料11参照）とされ、将来的には私立大学等の民間養成機関が新規操縦士の供給源となることが期待されている状況にある。

このような状況の中、次期中期目標においては、我が国航空会社の機長や訓練・査察を行う指導的操縦士など基幹的要員となるような質の高い操縦士の養成を行うことが本法人のミッションである旨をより具体的かつ明確に記載し、私立大学など他の養成機関との差別化を図ることとする。

なお、上記の需要予測を踏まえ、引き続き民間養成機関に対する技術支援を強化するとともに、将来的に民間出身の操縦士が機長や指導的操縦士に多数輩出される状況になれば、より多くの部分を民間に委ねるべく本法人の事務業務の見直しを検討するものとする。

2 組織のガバナンス強化

本法人においては、平成21年度から23年度の間、3年連続で航空事故が発生しているが、特に23年7月28日に発生した航空事故では学生を含む3名が死亡しており、25年12月20日の運輸安全委員会の勧告において、「安全管理体制が適正に機能せず、同校の理念から離れ、管理職と現場との間で安全に対する意識のずれが生じ、不安全行動を見過ごしてしまうような職場環境・組織風土であったという組織的な問題が関与した可能性が考えられる」との指摘を受けている（資料12参照）。

当該指摘を受け、本法人は、平成26年3月に第3期中期計画を改訂し、安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、様々な安全対策を導入した。しかし、安全運航を確保するためには、これで措置済みとするのは適当ではない。第3期中期目標期間の見込み評価が「C評価」であることも踏まえ、今期の状況を十分検証し、PDCAサイクルで次期につなげることが重要である。

したがって、今後においては、①その安全対策は適切なものとなっているのか、②運輸安全委員会から指摘を受けた組織的な問題は改善されているのか、

か等、安全対策の見直しによる効果や課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直しを行う旨を、次期中期目標に明記するものとする。

3 就職率等の目標設定

改革方針において、法人の事務・事業の特性に応じたガバナンスの高度化等の制度・運用の見直しが求められており、人材育成業務を行う法人にあっては、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定することとされている。

しかしながら、本法人は、厚生労働省より職業紹介事業許可を受け適正な管理の下に就職の斡旋を行っているものの、今中期目標において人材育成の成果に関する具体的な目標設定はなされていない。

したがって、航空会社への就職率など操縦士養成の成果に係る具体的な目標を次期中期目標に明記し、操縦士不足が懸念される現在において、卒業後に就職できない者が生じないよう円滑な就職支援に努めるものとする。(資料 13 参照)

4 受益者負担の在り方

受益者負担の在り方については、交通政策審議会航空分科会基本政策部会及び技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会において、「平成 27 年度以降当面は当該年度の負担水準を維持しつつ、平成 33 年度以降の本法人の中期計画の策定に合わせて、その時点での民間養成機関の状況を勘案したうえで改めて検討を行う必要がある。なお、地域航空会社等負担力の低い航空会社にとっては、採用した航空大学校出身者が転籍するリスクが高いため、その場合の経営に与える影響も勘案しつつ、今後、負担方法の見直しを検討する必要がある。」との検討結果となっている。

一方、改革方針の「平成 27 年度フォローアップ結果」(平成 27 年 9 月 30 日内閣官房行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局)において、国土交通省は、今後の対応方針として「次期中期目標作成等に向けて必要な対応を行う。」と回答している。

本法人では、航空会社との意見交換の場を平成 24 年度から設け、業績評価報告書を作成するに当たって航空会社の意見をも反映していることから、上記の国土交通省の対応方針も踏まえ、受益者負担の在り方についても当該機会を利用するなどして関係者間での情報交換に取り組んでいくこととし、その旨を次期中期目標に明記するものとする。

VII. 独立行政法人交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人

第1 業務体制の見直し

1 統合法人としての体制整備

独立行政法人交通安全環境研究所（以下「交通研」という。）と自動車検査独立行政法人（以下「車検独法」という。）は、平成28年4月に統合し、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「統合法人」という。）に再編されることとされ、統合により「設計から新車、使用の段階の業務を総合的に実施し、新技術の導入や不具合発見等への迅速・確実な対応を実現」するとされている。

この統合目的を達成するため、①交通研の型式指定審査部門及びリコール技術検証部門と、車検独法の自動車検査部門とにおいて、型式指定審査業務、自動車検査業務及びリコールの技術検証業務を一体的に担当する理事を置くなど、統合法人として一体的にマネジメントできる体制を整備し、②現場レベルで緊密な連携・情報交換が行われるような仕組みを構築することとし、これらを次期中期目標に明記するものとする。

2 国からの事務等移管に係る体制整備

改革方針により、国の自動車検査登録業務のうち登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務について、平成28年度から順次速やかに事務及び人員が移管され、30年度開始までに完了するとされている。これを踏まえ、①事務及び人員の移管スケジュール、②移管された事務と既存事務（交通研及び車検独法の業務）の全体を、効果的かつ効率的に実施できるような体制及び仕組みについて、直ちに検討し、次期中期目標に明記するものとする。

3 四谷本部の移転

新宿区本塩町（四谷）に置かれている車検独法の主たる事務所（本部）については、「平成22年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」及び「独立行政法人の事務・事業の見直し方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、賃料コストの低い施設等への移転を検討すべき旨が示されている。

しかしながら、その後、改革方針により交通研との統合が決まるまでは移転の検討が一時的に困難となったこともあり現在においても車検独法の本部移転は行われておらず、また、統合法人の主たる事務所（本部）も現在の車検独法の本部に置くとされている状況であって、上記の閣議決定等を踏まえた検討が十分に実施されていない。

このため、統合法人の本部については、統合後の管理部門の合理化や経費削減の観点を考慮しつつ、現在の交通研（東京都調布市）に隣接する法人の敷地等の利用も視野に入れた検討を直ちに行い、次期中期目標期間中の早期

に結論を出すものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 研究業務の目標設定

交通研の研究部門は、改革方針により、統合後も「自動車における我が国技術の国際標準獲得や鉄道インフラの戦略的な海外展開等において重要な役割を引き続き担う必要がある」、「従来、交通安全環境研究所が有していた国際標準に係る国際会議の対応体制、他国の研究機関とのハイレベルな連携、対外的プレゼンス等の研究部門としての必要な機能が…損なわれることがないよう…」とされている。

また、統合を契機として、研究部門において革新的技術（例えば、ITSを活用した自動走行システム等）に対応した自動車検査手法の開発に取り組むなど、よりシナジー効果を発揮できるような観点で研究を行うことも必要である。

上記を踏まえ、次期中期目標においては、目標策定指針に基づき、①「一定の事業等のまとまり」を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定し、②左記①の目標の達成に向け、研究内容について不断の見直し・重点化を行い、③研究内容を適切に評価できる評価軸を設定するとともに、④目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制を構築するものとする。

2 民間活力の更なる活用等を踏まえた業務の重点化

車検独法の検査場における検査件数については近年減少傾向にある（資料14 参照）ところ、①今後も民間能力の活用の観点から指定整備工場における指定整備率（平成26年度で74.8%。資料15 参照）を更に向上させるとして、②軽自動車の自動車検査業務は軽自動車検査協会が行っているが、軽自動車の保有台数は年々増加していること（資料16 参照）に鑑みれば、検査場における検査件数は今後も減少傾向が続くことが考えられる。

一方で、検査場での受検者等の事故防止対策に関し、特に人身事故について、今中期目標期間における目標（平成23年度から27年度までの人身事故の平均発生件数を22年度に比して10%削減）を達成することが難しい見込みとなり、現中期目標期間見込み評価でもC評価が付され、「ハード面の対策や人員の配置を再検討するなど抜本的な対策を講じる必要がある」と評価されている。

上記を踏まえ、①本法人が果たすべきミッションを明確にした上で、②新規検査や街頭検査等、民間では担えない検査に業務を重点化し、③受検者の安全性を確保しつつ、業務の重点化に伴い検査コース数や要員配置を見直すものとする。

また、④平成 14 年から削減してきた検査コース（20 コース）について、現在、受検者等の見学・確認スペースとしての活用や繁忙期の臨時コースとする等の対応を行っているところであり、今後の検査場における検査件数の状況、受検者の事故防止対策等も踏まえ、今後も引き続き削減コースの有効活用を行うものとする。

さらに、⑤今後、国において自動車検査登録事務所等の集約・統合化の検討を行う際には、本法人の検査部・事務所の集約・統合化についても併せて検討を行うものとする。

上記①から⑤までについては、次期中期目標に明記するものとする。

3 関係機関との情報共有の促進

「設計から新車、使用の段階の業務を総合的に実施し、新技術の導入や不具合発見等への迅速・確実な対応を実現」という統合の目的をより一層達成するためには、指定整備工場や軽自動車検査協会では把握した不具合情報等について、統合法人に適時適切に情報提供されるような仕組みが必要である。

一方、現状では、国土交通省が自動車検査証を交付するに当たり指定整備工場で行った自動車についても点検整備記録簿が提示されることを踏まえ、国土交通省におけるデータ集約の仕組みについて検討している段階である。

このため、国土交通省において次期中期目標期間の早期に当該データ集約の仕組みを構築するとともに、当該データについて統合法人との情報共有を図るなど、一層の情報共有の仕組みを次期中期目標期間中の早期に構築するものとし、その旨を次期中期目標に明記するものとする。

また、軽自動車検査協会についても検査の高度化が進められ、検査データが蓄積されつつあるため、同協会において高度化システムが構築された際には速やかに統合法人のシステムとの連携を図るなど、一層の情報共有の仕組みを次期中期目標期間中の早期に構築するものとし、その旨を次期中期目標に明記するものとする。

参 考 資 料

資料 1

共同研究実施件数の推移（第 3 期中長期目標期間における目標と実績）

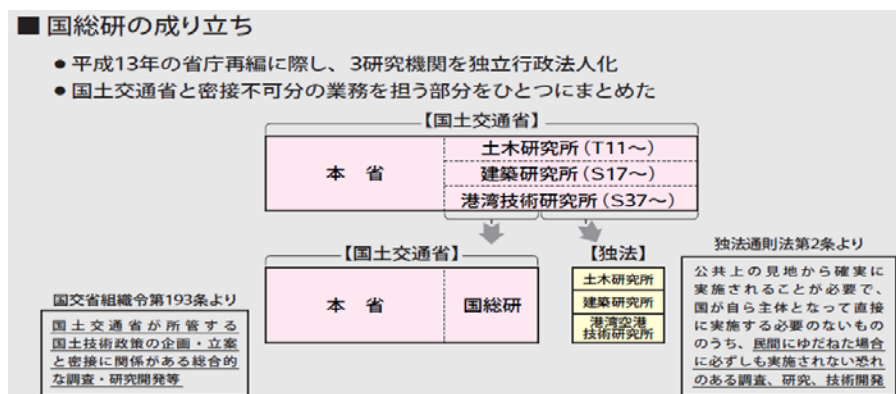
<第 3 期中長期計画：各年度 1 0 0 件程度>

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実 施 件 数 (件)	6 4	6 5	8 3	8 4

（出典：第 3 期中長期目標期間業務実績報告書（見込評価）
（国立研究開発法人土木研究所））

資料 2

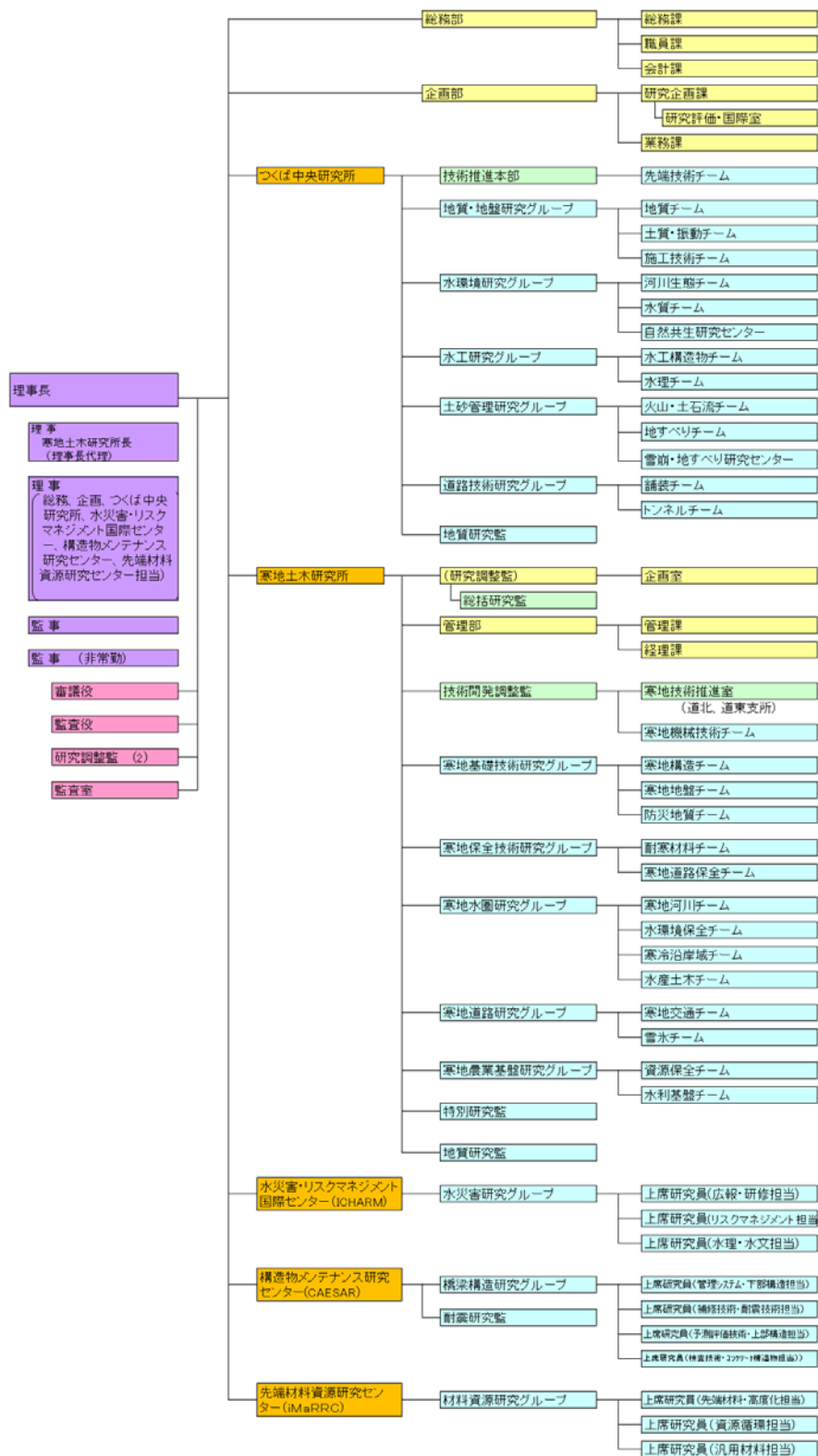
国総研の成り立ち



（出典：国土技術政策総合研究所パンフレット）

資料 3

土木研究所の組織図（平成27 年4 月1 日時点）



(出典：土木研究所パンフレット)

資料 4

査読付論文の発表数と共同研究実施件数の推移（第3期中長期目標期間における目標と実績）

①査読付論文の発表数

＜第3期中長期計画：毎年度60報以上＞

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度
発表数（報）	79	65	71	64

②共同研究実施件数の推移

＜第3期中長期計画：各年度40件程度＞

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度
実施件数（件）	45	48	55	46

（出典：第三期中長期目標期間業務実績等報告書（見込評価）

（国立研究開発法人建築研究所）

資料 5

現中長期目標に定める3法人の重点課題

海技研	港空研	電航研
◆ 海上輸送の安全の確保 ◆ 海洋環境の保全 ◆ 海洋の開発 ◆ 海上輸送の高度化	◆ 安全・安心な社会を形成するための研究 ◆ 沿岸域の良好な環境を保全、形成するための研究 ◆ 活力ある経済社会を形成するための研究	◆ 飛行中の運航高度化に関する研究開発 ◆ 空港付近の運航高度化に関する研究開発 ◆ 空地を結ぶ技術及び安全に関する研究開発

（注）各法人の現中長期目標に基づき、当委員会が作成した。

資料 6

内航船員の有効求人倍率の推移

(単位：倍)

年 度	平成 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
求人 倍率	0.21	0.60	0.85	1.01	1.09	0.37	0.34	0.68	0.99	1.25	1.87

(注) 国土交通省の資料に基づき、当委員会が作成した。

資料 7

海技学校・海技短大卒業生の海上産業への就職状況

(単位：人、%)

年 度	平成 22	23	24	25	26
卒業者数	374	368	373	357	380
就職希望者数 (A)	334	334	339	324	343
就職者数（海上産業） (B)	321	322	329	318	339
就職者数（陸上産業）	6	6	5	3	0
海上産業への就職率 (B/A)	96.1	96.4	97.1	98.1	98.8

(注) 国土交通省の報道発表資料に基づき、当委員会が作成した。

資料 8

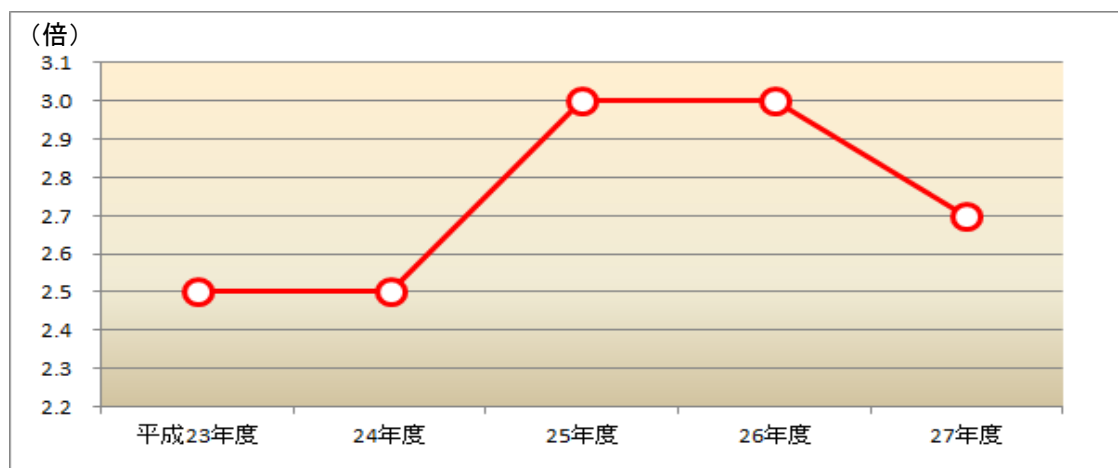
海技士養成施設（第一種養成施設）一覧

所管省庁	学 校 名	修 業 年 数	資 格
国土交通省	海上技術短期大学校	高卒 2 年課程	四級海技士 (航海・機関両方)
	海上技術学校	中卒 3 年課程 (+ 乗船実習科 6 か月)	四級海技士 (航海・機関両方)
	海技大学校	海技学校等卒 2 年課程 大卒 2 年課程	三級海技士
文部科学省	東京海洋大学 神戸大学	高卒 4 年課程 (商船系) (+ 乗船実習科 6 か月)	三級海技士
	富山高等専門学校 鳥羽商船高等専門学校 広島商船高等専門学校 大島商船高等専門学校 弓削商船高等専門学校	中卒 5 年半課程	三級海技士
	東海大学	高卒 4 年課程 (+ 乗船実習課程 6 か月)	三級海技士
	東京海洋大学 長崎大学 鹿児島大学	高卒 4 年課程 (水産系) (+ 専攻科 1 年)	三級海技士
	水産高校	中卒 3 年課程 (a) (+ 乗船履歴 1 年 3 か月) (+ 乗船履歴 1 年 9 か月) (b) (+ 専攻科 2 年)	(a) 五級海技士 四級海技士 (b) 三級海技士
農林水産省	水産大学校	同校卒業後、専攻科で 1 年修業	三級海技士

(注) ホームページ等の情報に基づき、当委員会が作成した。

資料 9

海技学校・海技短大（計 7 校）における応募倍率の推移



(注) 海技教育機構の提出資料に基づき、当委員会が作成した。

資料 10

我が国の操縦士出身構成

(出典：国土交通省乗員政策等検討合同小委員会配付資料)

資料 11

我が国の操縦士の需要予測

(出典：国土交通省乗員政策等検討合同小委員会配付資料)

資料 12

「独立行政法人航空大学校帯広分校所属ビーチクラフト式 A36 型 JA4215 の事故に係る勧告について」（平成 25 年 12 月 20 日運輸安全委員会委員長から国土交通大臣宛て）（抄）

本事故は、独立行政法人航空大学校において、有視界飛行方式下での基本計器飛行訓練としてフードを装着した学生の操縦する航空機が、教官の指示どおりに飛行して山岳地帯に進入し、山を覆う雲に接近又は入ったため、機外目標を失い、山との間隔が教官が考えていたよりも近づいていることに気付かず、地表に異常に接近し、教官が学生から操縦を代わり山を回避しようとしたが、適切な方向に回避することができず、山腹に衝突したものと推定される。教官が山を覆う雲に接近又は入ったのは、何らかの意図を持って行われた行為であった可能性が考えられるが、本人死亡のためその意図を明らかにすることはできなかった。同校においてこのような事態が発生したことについては、安全管理体制が適正に機能せず、同校の理念から離れ、管理職と現場との間で安全に対する意識のずれが生じ、不安全行動を見過ごしてしまうような職場環境・組織風土であったという組織的な問題が関与した可能性が考えられる。

当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、同種事故の再発防止に資するため、運輸安全委員会設置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の施策を講ずることを勧告する。

記

同校が安全管理体制を自律的かつ着実に運用できるようになるまでの間、同校の安全管理体制改善に向けた取組状況の実態を確実に把握するとともに、同校が設定した中期計画等に基づくそれらの各種安全対策が確実かつ継続的に実施されているかどうかを、定期的に実地に検査すること等により確認し、その結果に応じて更なる指導を行うこと。さらに、独立行政法人通則法における安全に関連のある中期目標の設定に当たっては、組織風土は一朝一夕に構築できるものではなく、日頃の継続的な活動を通じて醸成されるものであることを踏まえ、安全に関する組織風土を醸成し安全活動が継続的に実施されることを確保するための具体的な目標を設定するなど、中期目標について適時に見直すことを含めて検討すること。

資料 13

卒業生の就職状況（平成 25 年度までの直近 5 年間）

回 期	54 回生	55 回生	56 回生	57 回生	58 回生
卒業生数(人)	6 2	6 5	6 8	7 0	6 9
就職者数(人)	5 8	5 7	6 7	6 2	6 2
就 職 率	93. 5%	87. 7%	98. 5%	88. 6%	89. 9%

（出典：航空大学校ホームページ）

資料 14

自動車検査独立行政法人における審査件数の推移 (台)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
定期検査	7, 519, 168	7, 350, 053	7, 264, 686	7, 135, 403	6, 998, 091
街頭検査	127, 379	126, 400	132, 054	124, 954	118, 993
合 計	7, 646, 547	7, 476, 453	7, 396, 740	7, 260, 357	7, 117, 084

上記「定期検査」のうち、ユーザー車検件数 (台)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
合 計	2, 482, 678	2, 404, 314	2, 320, 013	2, 249, 928	2, 175, 404

(出典：いずれも平成 26 年度業務実績報告書別紙)

資料 15

指定整備工場における指定整備率の推移 (%)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
指定整備率	73. 3	74. 1	74. 0	74. 4	74. 5	74. 8

(出典：国土交通省提出資料)

資料 16

軽自動車検査協会の検査対象軽自動車の保有車両数の推移 (万台)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
乗用車両数	1, 748	1, 800	1, 858	1, 934	2, 023	2, 102
貨物車両数	917	907	902	894	886	878
合 計	2, 665	2, 707	2, 760	2, 828	2, 909	2, 980
軽自動車比率 (%)	35. 5	36. 0	36. 5	37. 2	37. 9	

(出典：軽自動車検査協会ホームページ)

自動車保有台数の推移(軽自動車含む) (台)

	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
保有台数 (各年 3 月末現在)	78, 660, 773	79, 112, 584	79, 625, 203	80, 272, 571	80, 670, 393

(出典：一般社団法人自動車検査登録情報協会ホームページ)

法人の概要 国立研究開発法人土木研究所

所管	国土交通省	主管課	大臣官房技術調査課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）					
沿革	大 10.5 内務省土木局道路材料試験所 → 大 11.9 内務省土木試験所 → 昭 23.7 建設省土木研究所 → 昭 24.7 運輸省運輸建設工事本部技術員養成所を合併 → 平 13.1 国土交通省土木研究所 → 平 13.4 独立行政法人土木研究所（*）					昭 12.8 土木部試験室(内務省北海道庁土木部所属) → 昭 22.9 北海道土木試験所 → 昭 26.7 北海道開発局土木試験所 → 昭 63.4 北海道開発局開発土木研究所 → 平 13.1 国土交通省北海道開発局開発土木研究所 → 平 13.4 独立行政法人北海道開発土木研究所（*）						
	平 18.4（*）統合 → 独立行政法人土木研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人土木研究所											
組織体制	所在地： （総務部、企画部、つくば中央研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター、先端材料資源研究センター）茨城県つくば市 （自然共生研究センター）岐阜県各務原市 （雪崩・地すべり研究センター）新潟県妙高市 （寒地土木研究所）北海道札幌市											
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤2）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 449 人 非常勤職員数： 145 人（平 27.4.1 現在）											
法人の目的	【国立研究開発法人土木研究所法第 3 条】 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資すること。											
業務の範囲	【国立研究開発法人土木研究所法第 12 条】 1. 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。 2. 土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。 3. 委託に基づき、土木に係る建設技術に関する検定を行うこと。 4. 1のほか、委託に基づき、重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発を行い、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。 5. 国の委託に基づき、国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計を行うこと。 6. 1から5の業務に附帯する業務を行うこと。											
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）												
収入		H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金		8,540	8,151	8,101	8,465	8,500	業務経費	3,767	3,789	4,148	3,833	3,744
施設整備費補助金		1,030	675	1,674	1,251	431	施設整備費	1,030	675	1,674	1,251	431
科学技術総合推進費補助金		5	－	－	－	－	科学技術総合推進費補助金	5	－	－	－	－
受託収入		374	270	291	381	438	受託経費	347	257	292	289	425
施設利用料等収入		49	86	140	77	57	人件費	4,010	3,647	3,772	4,270	4,296
その他事業収入		9	9	10	14	－	一般管理費	564	531	645	548	530
寄付金収入		604	2	1	56	－						
雑収入		40	21	4	4	－						
合計		10,651	9,212	10,223	10,248	9,426	合計	9,722	8,898	10,532	10,192	9,426

法人の概要 国立研究開発法人建築研究所

所管	国土交通省	主管課	大臣官房技術調査課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）			
沿革	昭 17.12 大蔵省大臣官房営繕課建築研究室 → 昭 21.4 戦災復興院総裁官房技術研究所 → 昭 23.1 建設院第二技術研究所 → 昭 23.7 建設省建築研究所→ 平 13.1 国土交通省建築研究所 → 平 13.4 独立行政法人建築研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人建築研究所										
組織体制	所在地：（本部）茨城県つくば市立原1番地										
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 82 人 非常勤職員数： 64 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【国立研究開発法人建築研究所法第 3 条】 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資すること。										
業務の範囲	【国立研究開発法人建築研究所法第 12 条】 1. 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。 2. 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。 3. 委託に基づき、建築・都市計画技術に関する検定を行うこと。 4. 1のほか、委託に基づき、建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。 5. 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づき、特殊な建築物の設計を行うこと。 ※ 政令で定める公共的団体:独立行政法人、高速道路株式会社、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会 6. 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。 7. 1から6の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額（27 年度は予算額）（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	1, 745	1, 664	1, 692	1, 745	1, 734	業務経費	509	592	531	545	544
施設整備費補助金	160	370	77	227	81	施設整備費	160	370	77	227	81
受託収入	93	45	60	78	160	受託経費	91	43	59	76	155
施設利用料等収入	54	60	64	67	42	人件費	956	850	880	992	963
						一般管理費	250	310	266	303	275
合計	2,052	2,138	1,893	2,117	2,018	合計	1, 966	2, 164	1, 813	2, 142	2, 018

法人の概要 国立研究開発法人海上技術安全研究所

所管	国土交通省	主管課	海事局海洋・環境政策課			中期目標期間		平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	大 5.7 逋信省管船局船用品検査所 → 昭 2.11 逋信省管船局船舶試験所 → 昭 20.5 運輸省船舶試験所 → 昭 25.4 運輸省運輸技術研究所（運輸省港湾局技術研究課、日本国有鉄道技術研究所の一部と統合） → 昭 37.4 運輸省港湾技術研究所が発足・分離 → 昭 38.4 運輸省船舶技術研究所 → 昭 42.7 運輸省電子航法研究所が発足・分離 → 昭 45.7 運輸省交通公害安全研究所が発足・分離 → 平 13.1 国土交通省船舶技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人海上技術安全研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人海上技術安全研究所 → 平 28.4 国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所と統合予定											
組織体制	所在地：（本部）東京都三鷹市新川6－38－1											
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤2）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 218 人 非常勤職員数： 104 人（平 27.4.1 現在）											
法人の目的	【国立研究開発法人海上技術安全研究所法第3条】 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資すること。											
業務の範囲	【国立研究開発法人海上技術安全研究所法第 11 条】 1. 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと。 2. 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。 3. 1の技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 4. 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。											
平成 23～27 年度における決算額（27 年度は予算額）（単位：百万円）												
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算	
運営費交付金	2,795	2,544	2,570	2,623	2,729	人件費	2,177	1,920	1,894	2,147	2,204	
施設整備費補助金	170	3	150	354	126	業務経費	570	603	670	769	520	
受託収入	526	842	1.383	1,987	521	施設整備費	170	3	150	354	126	
その他収入	90	103	98	485	42	受託経費	462	762	1,303	1,971	482	
						一般管理費	89	86	81	92	86	
合計	3,582	3,493	4,201	5,448	3,418	合計	3,468	3,375	4,098	5,333	3,418	

法人の概要 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

所管	国土交通省	主管課	港湾局技術企画課			中期目標期間		平 23.4.1～28.3.31（5 年）			
沿革	昭 21.5 鉄道技術研究所第7部港湾研究室 → 昭 24.6 運輸省港湾局技術研究課 → 昭 25.4 運輸省運輸技術研究所 → 昭 37.4 運輸省港湾技術研究所 → 平 13.1 国土交通省港湾技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人港湾空港技術研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人港湾空港技術研究所 → 平 28.4 国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所と統合予定										
組織体制	所在地：（本部）神奈川県横須賀市長瀬3－1－1										
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 100 人 非常勤職員数： 24 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【国立研究開発法人港湾空港技術研究所法第3条】 港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ること。										
業務の範囲	【国立研究開発法人港湾空港技術研究所法第 11 条】 1. 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発を行うこと。 イ 港湾の整備、利用及び保全に関すること。 ロ 航路の整備及び保全に関すること。 ハ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。 ニ 港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること。 ホ 飛行場の整備及び保全に関すること。 2. 1. イ～ホに掲げる事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発を行うこと。 3. 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと。 4. 1. イ～ホに掲げる事項に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 5. 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	1,248	1,196	1,174	1,218	1,226	業務経費	210	237	215	247	242
施設整備費補助金	185	963	155	160	－	人件費	990	885	882	995	993
受託収入	1,370	1,728	1,606	1,714	1,025	施設整備費	185	963	155	320	190
その他収入	73	110	119	94	76	受託関係経費	1,387	1,663	1,606	1,714	1,005
前年度よりの繰越金	－	－	－	160	190	一般管理費	98	93	88	103	87
合計	2,876	3,997	3,054	3,347	2,517	合計	2,870	3,841	2,946	3,378	2,517

法人の概要 国立研究開発法人電子航法研究所

所管	国土交通省	主管課	航空局交通管制部管制技術課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 36.4 運輸省運輸技術研究所航空部電子航法研究室 → 昭 38.4 運輸省船舶技術研究所電子航法部 → 昭 42.7 運輸省電子航法研究所 → 平 13.1 国土交通省電子航法研究所 → 平 13.4 独立行政法人電子航法研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人電子航法研究所 → 平 28.4 国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人港湾空港技術研究所と統合予定											
組織体制	所在地： （本所）東京都調布市深大寺東町7－42－23 （岩沼分室）宮城県岩沼市下野郷字北長沼4											
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 62 人 非常勤職員数： 43 人（平 27.4.1 現在）											
法人の目的	【国立研究開発法人電子航法研究所法第3条】 電子航法（電子技術を利用した航法をいう。）に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ること。											
業務の範囲	【国立研究開発法人電子航法研究所法第 11 条】 1. 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。 2. 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。 3. 電子航法に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 4. 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。											
平成 23～27 年度における決算額（27 年度は予算額）（単位：百万円）												
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算	
運営費交付金	2,099	1,397	1,395	1,530	1,467	業務経費	591	790	1,329	819	802	
施設整備費補助金	139	103	50	22	61	施設整備費	139	66	50	22	61	
受託収入	60	51	103	128	151	受託経費	51	42	84	106	128	
その他収入	4	3	20	3	－	一般管理費	45	44	42	43	42	
						人件費	599	586	619	627	646	
合計	2,302	1,554	1,568	1,683	1,679	合計	1,424	1,527	2,124	1,618	1,679	

法人の概要 独立行政法人航海訓練所

所管	国土交通省	主管課	海事局海技課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）			
沿革	昭 18.4 逋信省航海訓練所 → 昭 18.11 運輸逋信省航海訓練所 → 昭 20.5 運輸省航海訓練所 → 平 13.1 国土交通省航海訓練所 → 平 13.4 独立行政法人航海訓練所 → 平 28.4 独立行政法人海技教育機構と統合予定										
組織体制	所在地： （本部）神奈川県横浜市中区北仲逋5-57 横浜第2合同庁舎 （神戸分室）兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 （乗船事務室）東京都中央区勝どき5丁目8－14 （練習船:5隻）日本丸、海王丸、大成丸、銀河丸、青雲丸										
役職員数	役員数：理事長（1）、理事（常勤2）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数：406 人 非常勤職員数：10 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人航海訓練所法第3条】 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させること。										
業務の範囲	【独立行政法人航海訓練所法第 11 条】 1. 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。 2. 航海訓練に関する研究を行うこと。 3. 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	5,608	5,288	5,196	5,680	5,197	業務経費	1,814	1,763	1,922	2,178	1,924
船舶建造費補助金	450	450	450	－	－	船舶建造費	450	450	450	－	－
施設整備費補助金	－	－	－	46	31	施設整備費	－	－	－	46	31
受託収入	0	1	1	0	－	受託経費	0	1	1	0	－
業務収入	43	53	58	68	443	一般管理費	197	184	187	191	191
その他の収入	193	197	319	376	－	人件費	3,830	3,589	3,462	3,655	3,525
合計	6,293	5,989	6,024	6,171	5,671	合計	6,292	5,987	6,023	6,071	5,671

法人の概要 独立行政法人海技教育機構

所管	国土交通省	主管課	海事局海技課			中期目標期間		平 23.4.1～28.3.31 (5 年)			
沿革	昭 20.4 昭 36.4 平 13.1 平 13.4	海技専門学院 → 運輸省海技大学校 → 国土交通省海技大学校 → 独立行政法人海技大学校(*)			昭 14.7 昭 18.11 昭 20.5 昭 27.8 平 13.1 平 13.4	通信省海員養成所 → 運輸通信省海員養成所 → 運輸省海員養成所 → 運輸省海員学校 → 国土交通省海員学校 → 独立行政法人海員学校(*)					
	平 18.4 平 28.4	(*)統合 → 独立行政法人海技教育機構 → 独立行政法人航海訓練所と統合予定									
組織体制	所在地： (本部) 静岡県静岡市清水区折戸3－18－1 (海上技術学校:4校) 国立小樽海上技術学校(北海道小樽市桜3－21－1)、国立館山海上技術学校(千葉県館山市大賀無番地)、国立唐津海上技術学校(佐賀県唐津市東大島町 13－5)、国立口之津海上技術学校(長崎県南島原市口之津町丁 5782) (海上技術短期大学校:3校) 国立宮古海上技術短期大学校(岩手県宮古市磯鶏2－5－10)、国立清水海上技術短期大学校(静岡県静岡市清水区折戸3－18－1)、国立波方海上技術短期大学校(愛媛県今治市波方町波方甲 1634－1) (海技大学校:1校) 兵庫県芦屋市西蔵町 12－24										
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 197 人 非常勤職員数: 108 人 (平 27.4.1 現在)										
法人の目的	【独立行政法人海技教育機構法第3条】 船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人海技教育機構法第 11 条第 1 項】 1. 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること。 2. 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。 3. 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。 【独立行政法人海技教育機構法第 11 条第2項】 4. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	2,539	2,357	2,200	2,385	2,375	業務経費	389	378	481	429	338
施設整備費補助金	151	－	－	－	39	施設整備費	151	－	－	－	39
受託収入	39	35	27	30	28	受託経費	37	33	23	29	28
業務収入	215	222	232	264	236	一般管理費	194	209	228	280	210
						人件費	2,030	1,842	1,711	1,976	2,063
合計	2,944	2,614	2,459	2,679	2,678	合計	2,801	2,462	2,443	2,715	2,678

法人の概要 独立行政法人航空大学校

所管	国土交通省	主管課	航空局安全部運航安全課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）				
沿革	昭 29.7 運輸省航空大学校設立 → 平 13.1 国土交通省航空大学校 → 平 13.4 独立行政法人航空大学校											
組織体制	所在地： （本校）宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 652 番地 2 （帯広分校）北海道帯広市泉町西 9 線中 8 番地 12 （仙台分校）宮城県岩沼市下野郷字新拓 1 番地 7											
役員数	役員数：理事長（1）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数：98 人 非常勤職員数：23 人（平 27.4.1 現在）											
法人の目的	【独立行政法人航空大学校法第 3 条】 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人航空大学校法第 11 条】 1. 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成すること。 2. 1の業務に附帯する業務を行うこと。											
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）												
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算	
運営費交付金	2,304	2,012	1,985	2,113	2,069	業務経費	1,148	1,683	1,643	1,706	1,733	
施設整備費補助金	1,102	83	78	118	-	人件費	1,138	913	935	861	1,007	
業務収入	505	628	851	985	901	施設整備費	1,102	83	78	118	-	
						一般管理費	243	221	223	247	230	
合計	3,912	2,724	2,914	3,216	2,970	合計	3,631	2,900	2,878	2,932	2,970	

法人の概要 独立行政法人交通安全環境研究所

所管	国土交通省	主管課	自動車局技術政策課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）			
沿革	大 5.7 通信省管船局船用品検査所 → 昭 2.11 通信省管船局船舶試験所 → 昭 20.5 運輸省船舶試験所 → 昭 25.4 運輸省運輸技術研究所(運輸省港湾局技術研究課、日本国有鉄道技術研究所の一部と統合)→ 昭 38.4 運輸省船舶技術研究所 → 昭 45.7 運輸省交通安全公害研究所→ 平 13.1 国土交通省交通安全公害研究所 → 平 13.4 独立行政法人交通安全環境研究所 → 平 28.4 自動車検査独立行政法人と統合予定										
組織体制	所在地： （本所）東京都調布市深大寺東町 7－42－27 （自動車試験場）埼玉県熊谷市御稜威ヶ原 1－1										
役職員数	役員数:理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2)（平 27.4.1 現在） 常勤職員数：93 人 非常勤職員数：64 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人交通安全環境研究所法第 3 条】 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人交通安全環境研究所法第 12 条】 1. 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。 3. 道路運送車両法第 63 条の 2 第 6 項及び第 63 条の 3 第 5 項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第 46 条に規定する保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。 4. 道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第 46 条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	1,676	1,501	1,568	1,699	1,652	業務経費	141	145	137	188	166
施設整備費補助金	230	159	1,284	313	930	審査経費	404	424	474	642	525
受託収入(等)	486	507	548	810	498	施設整備費	230	159	1,284	313	930
その他収入	41	37	31	49	－	受託(等)経費	486	507	500	735	472
						一般管理費	61	65	61	73	86
						人件費	1,012	781	812	909	901
合計	2,433	2,204	3,431	2,872	3,080	合計	2,334	2,081	3,268	2,860	3,080

法人の概要 自動車検査独立行政法人

所管	国土交通省	主管課	自動車局整備課			中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31 （5 年）				
沿革	国（運輸支局及び自動車検査登録事務所）が行ってきた自動車検査に関する業務のうち、保安基準（国が定める、自動車についての安全、環境に関する客観的な基準）に適合するかどうかの審査業務等を自動車検査独立行政法人に移管 → 平 14.7 自動車検査独立行政法人 → 平 28.4 独立行政法人交通安全環境研究所と統合予定										
組織体制	所在地： （本部機関）東京都新宿区本塩町8－2 住友生命四谷ビル4階 （中央実習センター）東京都八王子市滝山町 1－222－3 （地方機関）9検査部（北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州） 84 事務所（北海道6、東北8、関東 22、北陸信越5、中部 11、近畿9、中国5、四国3、九州 12、沖縄3）										
役員員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤3、非常勤1）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 818 人 非常勤職員数： 261 人 （平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【自動車検査独立行政法人法第 3 条】 自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の検査に関する事務のうち、自動車が同法第 46 条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【自動車検査独立行政法人法第 12 条】 1. 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査（道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項に基づくものを除く。）を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額（27 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	910	883	830	828	1,174	審査経費	3,151	3,285	3,171	2,975	3,357
施設整備費補助金	1,318	1,542	2,242	2,385	2,841	研修経費	47	42	61	45	76
審査手数料収入	9,147	9,138	9,103	8,870	8,636	施設整備費	1,318	1,542	2,241	2,386	2,841
その他収入	27	27	24	44	24	一般管理費	961	989	914	752	893
前年度よりの繰越金	－	－	－	－	588	人件費	5,656	5,257	5,758	6,039	5,847
						審査手数料収納経費	155	157	152	152	161
						受託経費	12	13	11	30	0
						翌年度への繰越金	－	－	－	－	88
合計	11,401	11,591	12,199	12,124	13,263	合計	11,300	11,285	12,307	12,379	13,263

環境省

平成 27 年度末に中長期目標期間が終了する環境大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、Ⅰに示すとおりである。貴省におかれては、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、環境大臣所管の国立研究開発法人国立環境研究所（以下「本法人」という。）に関し、平成 27 年度末の中長期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的な意見はⅡに示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

Ⅰ．各大臣所管法人共通

第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中（長）期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、
 - ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
 - ・ ICT やテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
 - ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研

究シーズの相互利用の活性化
などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるPDCAサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う。
- ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する。
- ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。

といった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみならずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

- 1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあつては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

- 2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

- 3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされる

よう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。その際、

- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
 - ② 研究開発にあつては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
- などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと整合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。
- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。
- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意し

つつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

Ⅱ．国立研究開発法人国立環境研究所

第1 事務及び事業の見直し

「本法人」は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全に関する調査及び研究を、環境研究の柱となる8つの研究分野（資料1参照）について、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に、分野間連携を図りつつ実施している。

次期中長期目標期間においては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成27年8月中央環境審議会答申）（以下「推進戦略」という。）を踏まえ、上記8つの政策貢献型の研究分野に加え、「環境・経済・社会」の更なる統合的向上を目指し、「持続可能な循環共生型社会」の実現に向けた研究に重点化する観点から、低炭素、資源循環、自然共生、安全確保及び統合領域（低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチ）からなる「課題解決型研究プログラム」を分野横断的に導入することとなっている。

新たな仕組みを導入し、多数の研究プロジェクトを同時に実施することにより「研究開発成果の最大化」を目指すには、目標策定指針に基づく適切な目標設定と研究マネジメントの強化が求められることから、以下を実施するものとする。

- ① 本法人として目指すべき研究開発の方向性を中長期目標に明記すること。
- ② 目標及び評価において一貫した管理責任を徹底しうる「一定の事業のまとまり」ごとに目標を策定すること。
- ③ 「推進戦略」等、国の政策を踏まえたできるだけアウトカムと関連させた目標を策定すること。
- ④ 目標の達成時期や具体的な達成水準を明確にすること、その際、政策・研究ロードマップを活用すること。
- ⑤ 新たな組織横断的な研究プロジェクトの実施に当たり、報告体制の整備や責任者の明確化など研究マネジメントを強化すること。

第2 国立環境研究所福島支部の役割

本法人は、福島復興再生基本方針（平成24年7月13日閣議決定）に基づいて、平成28年度より、福島県が整備する環境創造センター内に「国立環境研究所福島支部」（以下「福島支部」という。）を設置し、災害環境研究の一層の推進を図り、被災地の環境回復・環境創造に貢献していくこととしている。

環境省は、福島支部を災害環境研究の中核機関として位置づけており、環境放射能汚染からの環境回復研究、持続可能な復興まちづくりを支援する環境創生研究、今後の災害に環境面から備える災害環境マネジメント研究等の着実な実施に努めることが期待されることから、研究拠点が移される福島支部の役割について次期中長期目標において明らかにするものとする。

また、環境創造センターには、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構や福島県の研究機関が入居することとなっていることから、これらの機関との役割分

担を明確化した上で連携を図るものとする。

さらに、福島支部は本法人として初めての拠点研究所となることから、研究管理体制の整備や法令順守に関する事項の整備など内部統制体制の整備・運用を図るものとする。

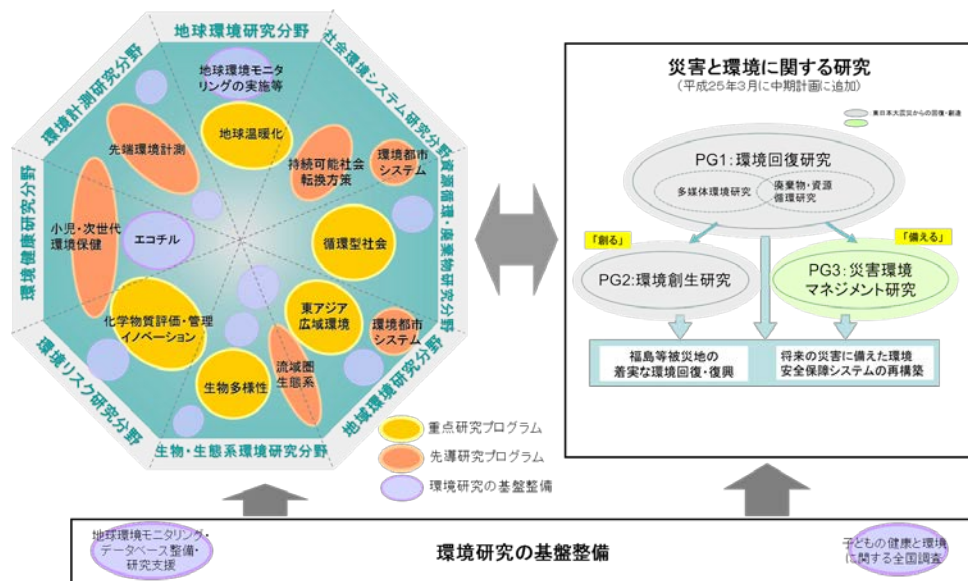
参 考 資 料

資料 1

国立環境研究所の概要

国立環境研究所の概要(第3期中期計画)

- ・ 所在地：茨城県つくば市
- ・ 沿革
 - － 昭和49(1974)年3月 国立公害研究所発足
 - － 平成 2(1990)年7月 国立環境研究所に改称
 - － 平成13(2001)年4月 独立行政法人国立環境研究所発足
- ・ 研究分野とプログラム



(出典：国立環境研究所第3期中期計画)

法人の概要 国立研究開発法人国立環境研究所

所管	環境省	主管課	総合環境政策局総務課				中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31（5 年）			
沿革	昭 49.3 環境庁国立公害研究所 → 平 2.7 環境庁国立環境研究所 → 平 13.1 環境省国立環境研究所 → 平 13.4 独立行政法人国立環境研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人国立環境研究所										
組織体制	所在地：茨城県つくば市小野川 16－2										
役職員数	役員数：理事長(1)、理事(常勤2)、監事(非常勤2)（平 27.4.1 現在） 常勤職員数：269 人 非常勤職員数：619 人（平 27.4.1 現在）										
法人の目的	【国立研究開発法人国立環境研究所法第3条】 地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。										
業務の範囲	【国立研究開発法人国立環境研究所法第 11 条】 1. 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究を行うこと。 2. 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと。 3. 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	13,523	11,900	11,688	14,028	12,051	業務経費	8,875	7,068	8,586	9,200	8,581
施設整備費補助金	276	538	184	1,700	330	施設整備費	77	603	621	1,198	330
受託収入	3,182	4,050	3,558	3,688	3,611	受託経費	3,321	3,916	3,784	3,599	3,611
その他収入	34	42	47	53	25	人件費	2,823	2,539	2,468	2,855	3,050
						一般管理費	406	409	461	488	445
						不要財産国庫納付				5	
合計	17,104	16,530	15,477	19,468	16,018	合計	15,502	14,535	15,919	17,344	16,018

国立大学法人
大学共同利用機関法人

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業の改廃に関する意見について

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に関し、平成 27 年度末の中期目標期間終了時における主要な事務及び事業の改廃についての意見は以下に示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

第 1 事務・事業の見直し

国立大学法人等の主要な事務及び事業については、「国立大学経営力戦略」（平成 27 年 6 月）の基本的考え方において「各国立大学は、既存の枠組みや手法等にとらわれない大胆な発想で、学長がリーダーシップとマネジメント力を発揮し、組織全体をリードする将来ビジョンに基づく自己改革・新陳代謝を実行するとともに、確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした経営的視点で大学運営を行うことで経営力を強化」、「大学共同利用機関法人は、研究者コミュニティ全体、大学の機能強化及び社会への貢献を最大化させる役割を果たすため、経営力を強化」とされ、学問の進展やイノベーション創出などに最大限貢献できる組織へ自ら転換することが求められている。これらを踏まえ、以下の措置を講ずる必要がある。

1 法人としてのガバナンス強化

国立大学法人等については、組織としての責任体制を明確化し、また、組織として不正行為等の防止に取り組むことにより、一層適正な運営を確保すること等を目的として、文部科学省において、平成 26 年 2 月、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を見直し、また、同年 8 月、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成 18 年 8 月）を「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」として新たに見直し、国立大学法人等を含む研究機関や公募型研究資金の配分先機関への周知等を行っている。

しかし、国立大学法人等においては、平成 26 年度以降においても、依然として、論文に係るねつ造や改ざんなど研究活動における不正事案や、公的研究費の不正受給や不適切な使用などの事案が発生している。

また、学生や職員等の個人情報漏えい及びそれらの情報が記録された媒体の学外における紛失等の事案や、法人としての財務マネジメントにおける課題事案が発生しており、適正な業務運営の考え方、意識について、マネジメントに当たる者や個々の研究者、職員の一人一人まで徹底、浸透されているとは言い難い状況もみられる。

したがって、国立大学法人等において、このような不適切事案の防止が徹底して行われ、教育・研究において社会に範を示すべき国立大学法人等として、国民

から信頼される組織運営が行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 平成 26 年度に実施された大学のガバナンス体制の確立のための学校教育法及び国立大学法人法改正に基づく各国立大学法人等の内部規則の総点検・見直しを踏まえ、学長等が強いリーダーシップを発揮し、ガバナンス体制の強化に取り組むこと。
- ② 国立大学法人等において、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を徹底するとともに、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保し国民に対する説明責任を果たすため、個人情報等の厳重な管理を含むコンプライアンスの一層の充実・強化、法人の監事監査・会計監査機能強化など、法人の実情に応じた運営に係る適切なガバナンス体制の構築に関する具体的な方策を明らかにすること。
- ③ 法人のガバナンス体制の適否も含め大学に対する監査が適切に行われるよう、監事の職務執行のための必要な体制整備も進めつつ、各国立大学法人等において監事監査・会計監査の強化に取り組むこと。

2 法人の経営基盤強化

国立大学法人等においては、これまで運営費交付金を基盤とした組織運営を行ってきた状況にある中で、少子化による学生獲得競争の激化などに直面している状況であり、文部科学省においても、国立大学法人等の強みや特色を発揮するための機能強化の取組に対する支援として、運営費交付金の重点配分の仕組みを設けているところである。

一方で、国立大学法人等においては、今後、競争的資金や産学連携、寄附金など、運営費交付金以外の外部資金を増やし、よりよい研究環境を整備するとともに、優秀な研究者等を世界から招へいし研究環境のグローバル化を醸成することなどにより、優れた研究成果を生み出し、研究成果を最大化していくといった好循環の創出等のため、いかに経営基盤を強化する取組を行っていくかということが課題となっている。自立的な法人経営の観点から、競争的資金や産学連携、寄附金など、運営費交付金以外の外部資金を増やし、研究基盤の強化とともに、実施している研究を更に充実させていくなど、経営基盤のより一層の強化を図ることが求められる。

したがって、次期中期目標期間においては、目指す目標を確実に達成することに資する経営力を強化するため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 国立大学法人等において、それぞれが目指す機能強化の方向性（地域のニーズに応える人材育成・研究を推進、分野ごとの優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進、世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進等）に応じ、それぞれの特色を踏まえた法人運営上のマネジメント（世界トップレベル大学等とのネットワーク構築のための連携体制の整備、強み・特色をいかした新領域・融合分野の形成のための資金の重点配分等）及び国立大学法人につい

ては、全学的な教学マネジメント（地域のニーズに応える学部教育による人材育成等）の仕組みの構築について、各法人の特性や状況に応じ、具体的な内容、工程等を可能な限り明らかにすること。

- ② 国立大学法人等において、研究開発における競争力をより一層高める観点から、優秀な人材（学生・研究者）の確保、産学連携等の強化、寄附金等外部資金の獲得・活用等のための取組による経営基盤強化（研究内容、成果等について情報発信・広報・PRの強化など）の戦略的な実施について、各法人の特性や状況に応じ、具体的な取組方策を可能な限り明らかにすること。
- ③ 文部科学省は、各法人の特性に応じて重点配分する運営費交付金について、配分的前提となる国立大学法人等の機能強化の取組の具体的な内容、工程等について十分に検証すること。

第2 運営の効率化

国立大学法人等においては、これまでも業務の合理化・効率化の取組は行われてきているが、業務の合理化・効率化の推進は国立大学法人等にとって今後も継続していく課題であり、その一層の工夫が求められる。

また、近隣に所在する大学共同利用機関法人間で、間接業務等の共同実施、共通的な事務用品・役務などの共同調達が行われていないなどの例もみられる。

したがって、国立大学法人等において、教育・研究資源をより効率的に活用していく観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 産学における共同研究を一層推進するとともに、国立大学法人等に共通する事務処理の一元化・共同化などによる業務改革を一層推進すること。
- ② 大学共同利用機関法人においては、より一層の業務運営の効率化の観点から、近隣に所在する他機関との間で、間接業務等の共同実施、共通的な事務用品・役務などの共同調達を行うなど工夫を図ること。

法人の概要 国立大学法人、大学共同利用機関法人

所管	文部科学省	主管課	高等教育局国立大学法人支援課			中期目標期間	平 22.4.1～28.3.31（6 年）				
沿革	H16.4 国立大学、大学共同利用機関 → 法人化										
法人数	国立大学法人:86 法人、大学共同利用機関法人:4法人										
役職員数	役員数：学長・機構長(90)、理事(常勤 367、非常勤 40)、監事(常勤 46、非常勤 134)（平 27.4.1 現在） 常勤職員数：141,536 人 非常勤職員数：120,823 人（平 27 年度） （※役員数については文部科学省調べ、職員数については各法人が公表している平成 26 年度附属明細書における役員及び教職員の給与の明細より文部科学省にて集計）										
法人の目的	【国立大学法人法第2条】 国立大学及び大学共同利用機関を設置すること										
業務の範囲	【国立大学法人法第 22 条(国立大学法人)】 1. 国立大学を設置し、これを運営すること。 2. 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 3. 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 4. 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 5. 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 6. 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。 7. 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。 8. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 【国立大学法人法第 29 条(大学共同利用機関法人)】 1. 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。 2. 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。 3. 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。 4. 当該大学共同利用機関における研究の成果(第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。)を普及し、及びその活用を促進すること。 5. 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。 6. 産業競争力強化法第二十二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。 7. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 23～27 年度における決算額(27 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H23	H24	H25	H26	H27 予算	支出	H23	H24	H25	H26	H27 予算
運営費交付金	1,243,416	1,225,962	1,177,431	1,200,225	1,133,065	業務費	2,298,352	2,330,022	2,365,517	2,447,778	2,450,685
施設整備費補助金	78,289	133,427	261,509	193,736	96,998	施設整備費	137,489	188,683	329,788	262,426	181,849
船舶建造費補助金	1,780	3,500	1,075	5,292	3,136	船舶建造費	1,780	3,500	1,075	5,292	3,136
補助金等収入	147,886	143,924	212,192	156,518	121,350	補助金等	143,920	147,946	212,752	154,757	121,224
国立大学財務・経営センター施設費交付金	6,393	4,709	4,729	4,639	4,546	産学連携研究経費等	275,781	271,592	302,361	320,378	314,365
自己収入	1,268,484	1,318,927	1,357,872	1,376,466	1,368,298	貸付金	134	125	120	117	110
産学連携研究収入等	314,001	314,138	340,983	355,093	314,353	長期借入金償還金	105,946	103,374	100,883	98,275	96,139
長期借入金収入	53,621	54,623	63,368	64,887	76,381	国立大学財務・経営センター施設費納付金	728	139	1,926	611	251
その他	13,313	121,484	20,244	20,548	49,626	その他	-	-	-	200	-
合計	3,127,183	3,320,693	3,439,405	3,377,404	3,167,753	合計	2,964,130	3,045,380	3,314,422	3,289,834	3,167,759

※項目毎に単位未満四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
※H23～26 は決算報告書、27 予算については年度計画に記載の予算より、文部科学省にて集計